

義久公
義弘公
久保公
文祿元年 自七月
至十二月

後
編
舊
記
雜
錄
卷二十八

911 「義弘公御譜中」

文祿元年七月、祖承訓・史儒、既涉鴨綠江、兩將不諳地形、又不知與日本人相戰之法術、時霖雨連月山水暴漲、匹馬蹄爛兵士足裂、進退不稱意也、

同年、行長督二萬兵、固守平壤去王城頗遠、故構諸城於其間、大友豊後守義統・黑田甲斐守長政・久留米侍從秀包・小早川隆景守之、急難之時、爲首尾相救也、

同年、祖承訓・史儒僅率三千兵、到平壤安定館、行長聞之、其夜遣步卒惱之、敵驢而亂、行長悅曰、大明之兵亦不足畏也、翌日、行長進攻安定館、甲冑馬具旌旗皆鮮明、

祖承君・史儒與行長相戰、大明之群馬見日本之軍粧碎易不進、兩將諭軍士、皆使下馬而戰、泥路滑滑沒腰埋足、行長麾兵急擊大破之、史儒戰死、祖承訓單身僅免、三千兵士悉死、其不死者僅十餘人而已、事聞于大明、朝野震愕矣、

文祿元年季夏之仲旬、大廳秀吉母堂也罹微恙漸爲重病、由茲

七月廿二日、秀吉發於名護屋、不止晝夜、同月晦日、

上京而問起居如何、則侍女等答曰、去廿五日已辭世矣、

秀吉氣息頓絕、而仆地垂淚不止、而後出于前殿謂曰、不

待病床進藥餌、且不臨終逢死別者、偏依朝鮮擊伐之事、

悔恨多端也、既葬祭盡美忌服亦終、而後九月、秀吉又

赴名護屋、丁欲渡朝鮮國之時、勅使來曰、渡海之事必

可留之、秀吉復命曰、勅命固辱、然而遺多兵於朝鮮、

我之軍屢雖有勝利、而大明之大兵若爲援勢、則勝敗豫難

知乎、吾身在本朝、何坐指揮萬里之外爲哉、非背勅旨、

唯速攻平大明朝鮮、而耀我朝之兵威耳、勅使歸而奏之、

帝有恩贖、是行、秀吉自赤間關至名護屋、舟礙石而覆將溺死、偶立瀨石、毛利秀元急馳輕舸來載秀吉、秀吉盛贊秀元、即誅船頭

沈惟敬嘗潛來于日本、被知于行長、歸國之後通於吳妓陳

澹如、澹如僕有鄭四者、數年以前赴日本、而被執是年逃

歸、逢惟敬而詳語日本之事、惟敬爲人頗有所志、聞鄭四

言謂、方今大明動干戈以防日本、當此兵亂吾將樹勳功矣、即赴京師揚言曰、我能知日本之事、時司馬石星掌朝鮮之事、其妾文表茂偶遊澹如之宅、聞惟敬之言、而薦之於石星、石星召惟敬而語、大喜曰、吾得人也、祖承訓敗軍之後、石星謂、不起大軍、則與日本相戰尤難乎、因是先遣惟敬說和好之議、而後欲聚大兵、惟敬請金銀錢貨於石星曰、以此賄於日本諸將、而結和親之議、石星聽之、於是惟敬散千金、買蟒衣・玉帶・花幣而入朝鮮、先遣人于平壤、挑行長之意、行長亦素喜和議、與惟敬會于乾伏山麓、惟敬極陳和好之爲善、行長標題七个條曰、若悉可之、則吾從和親之謀矣、惟敬先皆同之、是故行長及諸將皆信惟敬之言、待其報至而欲退平壤之軍、增田長盛・石田三成・大谷吉隆亦皆如此、故不攻朝鮮諸城、唯黯焉消日也、行長贈書於惟敬、其趣曰、日本絕勘合船既久矣、是以秀吉數年雖求和親于朝鮮、而朝鮮不應日本之望、故秀吉勃然進節旄於朝鮮也、今足下來于平壤以欲結和交、是國家承平之基乎、足下奏于明帝、遣官使于日本、爲交親之左券、則何幸加焉、官使若來、則以五十日爲期矣、且贈甲冑・弓韌盛十・單刀・長劍各一箇、翌日惟敬求日本鐵炮、此時行長又寄書曰、朝鮮王李哈在義州、足下往告之、

912

「竹崎氏藏」

不少滯稽、速歸本國可定和親于五十日間、書意頗懇、且題其官位姓名曰、日本國攝津州前司小西秘書少監豐臣行長、傍將對馬州前司宗拾遺侍中豐臣義智也、依是惟敬歸大明雖報之、而不經群臣之衆議、則其事未決、

切紙

平佐

壹段

藤崎門之内

こまい床

已上

天正廿年七月吉日

(本田親貞)

三清

(町田)

久倍

(伊集院忠棟)

幸侃

竹崎越中守殿

913

「正文在川野湘雪」

田尻荒兵衛尉一跡、無殘所被宛行者也、仍狀如件、

天正廿年七月吉日

久倍

幸侃
(鳥津)
忠長

一 王雅樂助殿

「義弘公御譜中」

914 今度渡海之儀、炎天之時分、辛勞思食候、赤國動事最前

如被仰付候、先々見計入精、弥以無油斷可申付候、尙松

井藤介・竹中貞右衛門尉可申候也、

「文祿元年」

七月十日

○「御朱印」

(豊久)
嶋津又七郎とのへ

915 「町田久倍譜中」

文祿元年壬辰、大闇秀吉公遣諸將伐朝鮮、自在肥前名

護屋、遙指鷹朝鮮、義弘公 久保公者師朝鮮、義久

公者在名護屋、使平田美濃入道舜蘆・存松等爲留守、時

梅北宮内左衛門國兼者後 義弘公之軍、欲渡朝鮮到於肥

前平戸、忽變心企一揆、僞稱 太守命、招聚薩隅邊境之

惡黨亂入肥後、以故浮說雲興群疑泉涌、存松令曰、是豈

太守命只維流言、漫勿動心、國人信之如靜、不經數日梅

北僞謀發覺、被誅肥後之趣告來、其後 義久公與細川幽

齋、蒙 秀吉公之嚴命、下國搜索梅北之黨誅戮焉、太
守令弟左衛門督歲久入道晴養者、秀吉公征西之時罹風
疾不能謁柳營、其後起居不快、故闕參觀之禮、太闇常
疑有叛心、今度因梅北一揆、滿腹疑慮彌起謂、非梅北一

夫所爲、歲久爲之張本、故幽齋討之、幽齋相議 太守

及國老、招歲久于覺府、歲久來府訝人情不常、家臣等諫

之歸焉、乘夜解纜着船于脇本、欲歸那答院、時存松奉嚴

命、將士卒屯吉田、壓近郷塞歲久之歸路、且備殘黨之蜂

起矣、歲久察不得入居城、去脇本據瀧个水固、暫遂防戰、

終伏討而屬無爲矣、

916 「長谷場越前日記」

一梅北宮内左衛門尉・田尻荒兵衛尉ハ先祖与して、於御

當家者、戰功を積む人たりしが、天罰を蒙りけるやら

ん、名護屋の御陳を妨ん計こと坎、薩州・肥後之間ニ

爲私曲企逆乱事、御陳所へ相聞へ、則 竜伯様有歸國、

御治世可被成事被仰出、又爲上使細川兵部太輔入道殿

被相添、鹿兒島へ御下着被成、頃者文祿元年七月六日

の晚日ニ、 竜伯様御歸院ニ而、後三日有て幽齋様ハ

御下向ましくて、梅北・田尻其外之逆心衆御成敗を

被加、國中^ニ之御置目をも相改め、神社佛領被奇破勦落宛、萬事ニ入魂を被遂、其刻指宿の御藏入ニ御光臨有りけるニ、喜入之内せ、くしと云へる村之林ニ集りし雀共、田の面ニあさるを御覽んして、

せ、くしと鳴は冬田のすゞめかな と御發句を被遊、折からハ十二月十日計なりけり、さすがに都人の御心さまなり、雪のふる木の枝く迄も、無殘所御目を被付計也云々、

「御文庫廿二番箱七卷中ニ義久公御案文ニ有之」

「武庫様江之草案」

依遠邦、其後不申通候事、非本意候、餘無音罷過候条、今度懇令申候、

一夜白御辛勞之儀、中々難申盡候、其國直左右一圓不相聞之条、且暮無心元存計候事、

一拙者事、五月四日鹿兒嶋打立候へ共、無順風、中途へ數日徒ニ逗留候て、漸六月五日なこやへ參着候、然者

陳中礼義モ未事濟之処、梅北慮外之逆心を構候之条、

忽從諸家被致言上候者、愚拙可相果様跡無別儀処ニ、

最前令言上候之故、太閤様 上意忝候て、進退奇特

ニ安穩之事、寔天道之加護にて候哉、不思議之子細之事、

一御手之衆、無人衆之由承候て、自是迷惑至極候、然者豊州北郷宗次郎なども未渡海候^參欵、又此度梅北逆心之組ニより、不罷渡者共多く候、其上又立かさミの衆モ佐敷表ニいたり、其刻行合候者ハ皆及滅却候、彼是ニ相遭候て、無人衆之儀、笑止千万ニ候事、

一薩隅置目可被改由、上意候て、幽齋老爲 上使、不圖下向候、某事モ案内者仕候へと被仰出、當時者在國候、然者今度一揆之親類討頸并妻子等、皆々名護屋へ指登候、組之者共方々ニ候之条、別而入念、先々相調分ニ候之事、

一兩國御檢地之事モ今度被仰出候、淺野彈正忠殿御當之由聞得候、梅北成敗有へき由候て、去月已來肥州八城へ滞留候、自彼方直ニ可有下着様ニ候之事、

一石治少殿其境へ渡海候条、諸篇之儀、定而可有御談合候、自是致満足事、

一高麗之様子此方へ尔々不相聞得候、日々亂々と書写預候へかし、見申度候、乍重言直說無之候之間、晝夜無心元令存候事、

「文應元年」七月

「此御書、義久公御譜中ニ在リ」

918 「御文庫廿二番箱義久公御案文七卷中ニ在リ」

「又一様江之草案」

依遠國、渡海已後無音罷過候、誠非本意候、夜日被成辛勞候之事、自是旦夕察存計候、然者梅北慮外之逆心を企候之故、某事モ於名護屋、及折角候之処、大閣様上意忝候て、寄特ニ進退指遁候、此等之儀ニ付、薩隅之置目可被改由被仰出、爲上使幽齋老下向候、拙者モ案内者仕候へと承候間、當時在國候、將又御檢地之事ハ、淺野彈入殿御當にて、一揆成敗之由候て、肥州八城へ逗留候、從彼方直可有下着様ニ聞得候、返く高麗之直説無之候之間、無心元令存候、便宜之節、懇ニ可示預事大望候、恐く、

「文應元」七月

(久保) 又一郎殿

「此御案文ハ義久公也、御譜中ニ在リ」

919 「御案文」

依遠境、渡海已後無音之至候、晝夜苦惱之儀、自是察存候、仍其許之直説一圓不相聞候、如何調候哉、便宜次第注進可爲本望候、將又梅北慮外之逆心を構候故、拙者進退モ於名護屋可相果躰候之処、大閣様上意忝候て指遁候事、誠天道にてモ如此候哉与、于今驚計候、此等之儀ニ付、薩隅置目可被改由被仰出、幽齋老下向候、某モ案内者仕候へと承候之条、今程在國候、又御檢地之事ハ、淺野彈入殿御當にて、一揆成敗之由候て、肥州八城へ逗留候、直ニ可有下着様ニ聞候、肝付之事モ、源稔^(マコ)之儀候間、惣並ニ可申付覚悟候、可心安候、

「朱力キ」 「文應元年」七月

「此義久公御案文、御文庫廿二番箱七卷中ニ幸侃への草案ト在之」

「御譜中ニ在之」

920 「御文庫四拾九番箱中」

以上

爰元風説之趣者、薩隅可有御檢地之由候、於実儀者笑止迄に候、其故者、各留守之儀候条、檢地方まかなひ被下とても罷成間敷候、檢地衆氣に不合候者、即國之爲ニ不成儀に候、連く石田殿頼存候て、檢地可仕之由申合候、

「義久公御譜中」

我之家臣有梅北宮内左衛門尉國兼及田尻但馬守者、後義弘主・久保主而欲渡朝鮮國、已發薩摩州、到於肥前州平

「正文在文庫」

「口裏」
雲舟東堂様へ御判形案文 七 十日

薩州伊集院寺脇名之内宣德寺同寺領五町之事者、妙谷寺・靈德寺・善勝寺以上三ヶ所爲替地令寄附所、并谷口名之内田中之門一町五段、付野田名浮免五段者、爲雪窓妙安菩提所相加者也、

右、彼地三ヶ所者、雲舟和尚様へ所進置候、若後代於背此旨者、貴久不可爲子孫也、仍爲後證之狀如件、

於當國も度々御内談申分に候、然時者治少御歸朝之折節、右之首尾を以可頼存候覚悟に候、可被成其御心得候、治少御歸朝も近々たるへく候間、さして遲速者有間敷候欝、御用捨尤候、恐惶謹言、

七月八日

兵庫頭

義弘(花押)

竜伯尊老様

參足下

戸海岸、於茲乎忽變心企一揆、詐稱君命吐虚言、招集薩隅日三州中邊土惡徒及豊肥筑前後州與黨、殆乎過二三百騎、其卒共二三千人結黨徒一慾心、到于肥後州加藤主計頭清正之領土、文祿元年六月十四日、國兼入葦北郡那佐敷城於手裏而爲陣營、遣從軍向八代城矣、但馬守放火松波瀨去、而欲破却小川之際、松浦筑前守元在薩州輕卒者、在此地運籌策致防禦、殺戮但馬守・同荒二郎・荒五郎已下其黨一百餘人、而後入八代城、警衛者堅矣、由是國兼之士卒、不得陷八代城、退佐敷之路、於赤松太郎爲球麻・葦北之敵、悉以所屠殺、國兼亦爲佐敷守將境善左衛門尉・安田彌左衛門尉、謀所討殺矣、但馬守父子罔鬼神務武勇、而其勢不乘却迄身死矣、國兼之從僕有名山駒者、天性剛強、而爲輔佐於彼此戰場、揚國兼之武威、不離膝下、而欲增羽翼經歷遠近、以故本陣無人孤弱、境氏・安田氏謂得佳期、招小好之美女、勸盃酒爲深醉、國兼不顧一身之危難、沈溺終夜宴安如件云爾、先是去春義弘・久保父子已凌波浪、渡朝鮮國矣、龍伯在肥前州名護屋、而未嘗聞渠等起亂之事、此際忽有企一揆之故於告來者、我乃問曰、何人所傳達乎、答曰、國兼之使者也、不意聞大變事、何不爲驚動乎、且復恐卑下之輩不慮是非、輕忽言語無敬、漏脫

他人之觸耳、由是乃立誅戮兩使、即以就石田木工頭告

殿下、殿下半驚半憂曰、朝鮮國渡楫之初、諸侯會集之時、不計兵亂之企實非吉兆也、其後件變事告於彼此來者多矣、於茲殿下、謂龍伯之所企、我雖告不知故、未敢信也、丁此之時、家康卿聞此事、告殿下曰、熟夫以、義弘父子在朝鮮國、女子與義弘之妻爲質在聚樂、龍伯亦出領國在此地、或忘子女、或乘兄弟妻妾、而有如此之爲謀計者乎哉、不關逆暴者明矣、言至理請恩免、於茲乎所容其言以釋疑似也、

此書編集之際有聞、私記之於左曰、

有稱貴島壹岐守賴豐入道有己者、元大口之士、今阿久根之士也、有言曰、

先是文祿元年壬辰、梅北宮內左衛門尉國兼、後太守

義弘父子、將渡朝鮮國、已解纜矣、歸船於中路到于肥

後州、六月十四日、加藤主計頭清正之領地攻入佐敷城、

其聲即日流聞大口、賴豐于時稱主水佑也、與大口之士四人共五

人、酉時發於大口、翌旦日將出之時到於佐敷、求旅宿

於市中、置四人於此、唯賴豐入城中、達馳參故於國兼、

國兼欣々然、即招予於座右遂對面矣、少焉請令賴豐後

來所到軍衆旅宿之書銘札、應諾書寫終、而後問起一揆

之故於國兼、國兼答曰、我將渡朝鮮國、繫船於肥前平

戶之際、與田尻但馬守俱催豐肥筑前後六州勇士之未渡

朝鮮國者、爲評議有定道曰、田尻氏著船於松波瀨、放

火村里可向八代、國兼入佐敷於手裏、而可向八代攻上、

盟約宛如金石、以故如斯、賴豐再問曰、今也義弘主

親子渡難海在朝鮮、龍伯君在名護屋、非君命、而

爲亂逆之企者如之何、國兼曰、今度逢海上於高城左京

亮之赴名護屋、而密招之以語一揆企、速到名護屋、上

達龍伯尊君、予之曹企一揆所以攻入肥後州也、尊

君還國勿敢彷徨云爾云云、賴豐熟以爲、國兼之言始終

無所足信、於茲封捷書附一价、寄牛屎院勇銳之士可馳

至者曰、問國兼之企一揆濫觴、則只有不審無可信用、

各勿楚忽之爲馳參、若有反之事、則再宜使一价吉報矣、

爰大口卒將有白坂駿河守者、率輕銳之士數多、逢涵泳

湯浦川流寒極熱大汗與之矣、駿河守披見件書則曰、各

共可歸、勿一人之不隨、悉率以赴歸路矣、賴豐留滯于

佐敷者三日也、此間所以馳至之士卒殆乎四百人許、同

十八日、早且辭佐敷歸大口之路、過釘之野之際、國兼

之有司曾川又右衛門尉者筑後州之士也、騎肥馬從數輩

步卒、將過我列、持戈者先群走來、問其故、則曰、國

兼之妻子有湯之尾、爲攜之以至佐敷也、少焉、湯尾之

一士變色走來曰、國兼者佐敷本守爲境善左衛門尉・安田彌左衛門尉所屠殺也、渠者逃當時之難歸私宅也、不知其姓名、聞渠之言、則追跡馳以縛又右衛門尉、預置于小川內矣、其後大窪備前守自栗野至其地、詳聞又右衛門之所言、而戮又右衛門矣、新納武藏守忠元者、太守在名護屋之間、所以在覺島爲警衛也、忠元聞件之事、則贈使書與又右衛門之首於佐敷也、又所屬國兼之師旅、雖攻八代城遂不得陷、而退佐敷之路、田浦之內赤松太郎之地而爲球麻・葦北衆兵、悉所以不逃屠殺之害也、其中入來院氏陪臣東郷甚右衛門、又歲久陪臣不知姓名、不得遁其死也、田尻氏者著船於松波瀨、放火村里去、而欲破却小川之際、松浦筑前守者元薩摩州輕卒也、在此地、斬戮田尻氏以下、而後入八代城、爲警衛者堅矣、是以國兼之師旅、不得陷八代城、而退散之時如斯云爾、

家康卿再請 殿下曰、島津龍伯奉朝鮮國渡楫之命、將渡其地、盡免許乎、何者義弘父子既在朝鮮勞軍務、匪啻忘其功勞、令龍伯渡難海爲軍勞者、違安老者之道、而庶幾君子之所不爲乎、安一老人、則施仁政之聲流布天下、然則以小易大不亦快乎、 殿下容此言、所以龍伯之止渡楫也、龍伯得歸國之免、辭名護屋之日、細川兵部大輔法師

幽齋亦下薩摩州焉、共俱七月朔日到于大口、而後下著覺島、丁此之時、賜歲久誅戮之 台書、記左、

923

「正文在文庫卷本」「義久公御譜中如前文」

去五日之書狀披見候、梅北一類其方無下着已前、生捕刎首差上候由尤思召候、猶以入念堅可被申付候、隨而先年其國へ御動座之刻、其方兵庫頭被成御赦免候處、家道院事、對上意慮外之動、曲事ニ被思召候、其刻雖可被加御誅罰候、其方兵庫頭御赦免之上者、不被及是非候つる、雖然最前重疊不相屆儀候條、從京都も可被仰出候處、御次無之付て、被成御延引候、然者今度家道院、兵庫頭与高麗へ罷渡候者、其身之儀者可被成御助候間、彼家中之者、惡逆之棟梁可有之候條、十人も廿人も刎首可致進上候、若又高麗へ不罷渡、此方ニ在之者、彼家道院刎首可出候、自然何角滞ニ付て者、被差遣御人數、家道院事者不及申、彼在所隣郷共ニ、悉撫切ニ可被仰付候、右之通無一途候者、御檢地之御奉行被遣間敷候、得其意急度可相究候、猶幽齋かたへ被仰遣候也、

「文殿元年」カキ入也
七月十日 ○「御朱印」

島津修理太夫入道とのへ

細川幽齋爲檢使來覽島、而徵島津氏之親戚故舊之臣曰、殿下發向薩摩之時、龍伯不悖而降矣、歲久稱病龜縮無參謁之禮、且復 殿下、過歲久領地那答院之時、導險難之徑路、以故山賊之徒散亂洞壑、令人中心憂怒、何日忘之乎、又望京師絕參覲之禮、渡朝鮮無軍務之勞、在其國有悖逆之計、無一毫之功、憤疑滿腹、欲掃除而不能、罔赦之罪至矣、極矣、因茲令幽齋誅歲久、其條令前日以朱印云云、秀吉公入那答院山崎城之時、爲窺宮之城、其五十二騎來于殿方原、憎之歲久之步卒走進追迄牛之渡討殺六騎也、又秀吉公發山崎、赴襲刈之時、歲久遣步卒、導九尾之險難、且復、有家臣稱本田四郎左衛門尉者、窺得其所、所射秀吉公乘輿邊之箭實六矢也、蓋合志於新納武藏守忠元者乎、於茲一門宗族及國中耆老群族會聚覽島、僉議以欲救之而難得、一以不可背 台命、一以可爲宗社之安基、仍以決定誅戮之際、招晴蓑於覽島矣、晴蓑竊見得人情之有異違、從者一百餘人亦慮知世間危急、欲奉晴蓑速還宮城致防戰、而遂乘夜出覽島欲赴脇本、已乘船矣、此事輒流布于覽島中、人皆驚動曰、令晴蓑入那答院、則宛如龍得潭虎隱林、而可爲國家大患、無貴無賤、即時發向衆兵於所過之地、吉田・蒲生・西浦・漆・木津志・清敷及新富山・土迫門越之諸所、催彼此之士卒、守狹徑細路、充塞以待之矣、晴蓑已到脇元、傳聞其謀嘆曰、非羽翼之所

以能飛越者、何得遁去哉、不如唯己自殺、乃追從者、一百餘員扈從產生甘死、忠肝義膽照輝目前、且各誓曰、與晴蓑俱爲塵土、無一人之離膝下者、相與議曰、脇本平地而受敵於四面、則不可久支、稱瀧之水之地在近邊、險阻之要害也、速入彼地盡筋力、而後遂自殺、臨夜乘晴蓑於船到其地矣、當地負山臨海、左右巖壁也、百有餘輩之從者以死爲限、是以自己之時至申之半、雖防禦勇士寡眾不同、筋力勤勞漸倦、悉以遂戰死、哀哉、獨晴蓑徐緩欲速自刎、身懼風疾手足痿痺、由是自請授首者迄再三、而衆未近寄、各列居庭邊、而飲淚伏地無發一言者、是又顧累代主君之爲骨肉也、於茲乎又曰、胡爲殺我移刻乎、于時有原田甚次者、天性輕薄狼藉、而不學仁義之道、故不顧人之嘲哂、突進以斬首焉、實七月十八日也、諸士近其死席窺傍側、有一紙書、拾取示我、其書曰、依病惱、吾と云く、「末ニ写置略ス」

925 依病惱、吾と腹ニ刀を可立事、雖本望候、手不叶よりも

んしん仕候、此者自然之時者 太守様へ御申、

辞世

晴蓑めか玉のありかを人とは、

いさ白雲のすゑもしられす

「文祿元年」

七月十七日

左衛門入道
晴蓑

白濱次郎左衛門殿

(重造)

比志嶋紀伊守殿

(國貞)

まいる

926 「義久公御譜中」

晴蓑背 殿下之心雖加誅戮、不異父母骨肉之弟、是以欲止慟哭而不能、移時拭淚而後見彼書、則非自書也、熟謂前宵俾右筆預書之、所以俟死期乎、自己手足痿痺、則何得取筆紙哉、今度所扈從家臣廿四人、不違前宵之言皆以遂戰死畢、各欲記姓名詳載晴蓑譜中、故略于此也、

927 「左衛門督歲久譜中」

先是天正十五年丁亥孟夏、殿下秀吉公西征、而將到于薩摩州、羽柴美濃守秀長爲大將、領廿萬騎到于日州圍于高城、于時 太守兄弟率二萬餘騎對之之際、根白坂之合戰 太守之兵不利、而息男三郎二郎忠隣已下勇士三百餘輩遂戰死以引退矣、忽有和諧之催、 太守不得已而已應其求、歲久與新納武藏守忠元謀曰、及此之時不弑 秀吉

公、島津氏代々武勇至當代廢之於一時、宛似無男子、此時必不可不弑殺、告之於 太守、太守曰、我軍既屈一戰、各勞倦顯四體、何得以寡勝衆、匪啻不能許諾、且令少女爲質、 秀吉公之屬卒旗下、然而未止上達曰、父子親愛上自 天子下至庶人、壹是皆不無愛情焉、雖然幼稚之際、病於急驚痘疹、則保生者或鮮矣、敢請比天亡捨一女、欲國家興隆之爲大謀、 太守天性忠孝茲忠信毫髮之有舛差、是以遂不能許諾也、兩輩亦非隨私慾企血氣勇、唯思爲國家爲聲名耳、故止其謀策矣、其後 秀吉公發於川內、雖過於祁答院、罹痿症有病床、故不得出頭、獻一宿於領地鶴田、使家臣本田掃部助候其宅、翌朝發足之後、見所賁于公席之屏風押繪悉以剝取之、而強責之於後發之人、以之故自曾木陣營至鶴田、差价使返件押繪、加之所以剝取之小性二人斷二個之美指、包裹副以昇掃部助去矣、過其期之後、歲久見聞此事、寒赤心惱身體、而於今乎無如之何、又有病床、國中之戰場不得發向、而況於朝鮮渡楯乎、爰有亂臣梅北宮內左衛門尉國兼者、文祿元年壬辰之夏、稱渡楯于朝鮮國、已繫船於肥前州平戶之海岸之際、忽企叛逆、加藤主計頭之領地到于肥後州佐敷城、即入手裏、且復使軍衆攻八代城、而不得陷却軍衆悉所屠殺、國兼亦

戮于佐敷、晴蓑有一揆于此逆徒之疑、雖然吾不復夢知逆謀、是以往々住宅家臣等潛有加一揆之疑、則面薄(辨)以強問、無罪者宥之、有罪者斬戮及子孫、是之所以不知之證也、嗚呼時乎命乎、殿下其憤深疑未散、使長岡兵部大輔法師幽齋責其罪、太守聞其故、則使比志島紀伊守國貞、徵晴蓑於祇答院、其言曰、殿下西征之時、晴蓑僞稱病痾所不出頭之罪、令幽齋正之、速到于覺島會于幽齋、令見知病痾之不輕、可除疑於一時、應其言、赴于覺島之路、經山谷之險難、加辛若於重病、漸詣于覺府、遂其事留滯之際、太守招于營中、賜饗應開宴安、一日之歡樂既極退出、則得歸宅之暇矣、是以將發歸輿、熟謂數日留滯之間、知識朋友言語形容異于平常、吾將不慊於心、未知歸路安否、一身之浮沈沈莫、家來老輩阿多大炊助・伊地知伊豆守・草富大膳亮・肥後讚岐守等殘置覺島假宅、所以託孫子之孤、七月十七日、將自行屋之濱乘于舟船到于脇本、比志島紀伊守・白濱次郎左衛門尉已下送濱邊來、於茲家臣上床新助捕二郎左衛門尉之袖曰、各所誣非不知、強以勿欺、次郎左衛門尉會尺曰、否何然乎、新助瞋目切齒曰、今既與汝不足言、艱然放袖乘船、其勢不可當焉、而後各期再會以解纜到于脇本、一宿于此、欲歸路之見聞

安否、而使成合城介窺之、城介切通東山上片岡嶽臨見四方、町田出羽守久倍爲將發於覺島、諸士亦隨之奔走到于吉田、則日將暮于王子宫前、催近邊諸所之士卒、設伏兵於切通之頭、俟晴蓑之所以歸輿、城介細大窺得之、來以告報也、綏然聞之以爲、有覺府之際、見人情之有異、則知我生之須臾、然而其事無于覺府困窮有于此地、非羽翼之所以飛越者焉得遁去乎、不如速獨我可自殺、悠然而乃追扈從臣、從者卅餘人甘死羞生、共誓曰、目前望君之所誅保生全身者未嘗聞之、與主君俱同死以爲塵土、可遺名於後世、忽切髻備我之前、無一人之離側者、家臣有鎌田囚獄者、有故得勘氣、屈于大村寺院、今日竊到于脇本、憑于本田四郎左衛門尉請曰、仄聞晴蓑候於覺府者、危急大變之秋、故馳走而今到著此地、若有蒙恩免者幸之幸也、縱雖曰不寬宥、赴主君之前途、終身命於目前、聞此言、暫時感心按古書曰、念忠臣雖有刎敵、不忘君倦々之義也、予今逢難、知有忠臣、即以宥之見焉、群臣相議曰、當地假宅路頭之平地也、受敵於四面、則無片時之保生、罪科之問故、可防禦之道、此邊之海岸有稱瀧箇水之地、古來所以匹夫之得住居、而全身之狹谷至險阻也、速往以依地利、彎弓放矢屠殺當敵、而後可赴黃泉、晴蓑變色怒曰、

勿、何向 太守彎弓放矢乎、唯引領俟斬戮之期而已、家臣等曰、如此則生前不聞罪之所由來、不知之其妄念、可爲死出三途之尋、請勿辭、隨夜月之傾西天、又乘船到于白濱之邊、則東南之浮海有紛紜舩船、疑是敵人乎、故著船於白濱岸、昇駕輿赴石徑、欲疾至踊躍、則躓踏不得行步、漸暨五更到于其地、而三十餘人警衛者堅矣、此地負山臨海、後則數百丈嶮山、欲踞虎豹登亂龍、而所不能之巉岩藤蘿垂結、非人跡之所能及、前則荒礮縱橫亂曲、而大石高阜重疊、非舟船之所能著、左右則巖壁巍々乎、自北至南一條樵路纔通一人、故扈從之族伐木以塞之、積石以絕焉、只待當敵襲來、而攻我之不疾耳、既日高過丈五之際、領數十人從北路進來、而有稱姓名者、帖佐之士梶原源太兵衛尉、于時西牟田隱岐守發鐵炮立屠殺之、而後自陸者緣岡谷磯邊、自船者著岸不容易、懼羽箭・鐵炮之不外、連數十艘窺間隙以著大石之陰所、上陸地飛羽箭發鐵炮相戰者、自己之初至申之半、各奮氣而斬戮數十人、觀者莫不驚嘆、雖然、人之衆寡兵器之多少、天地間隔、且復矢竭弦絕、欲禦無術、悉以遂戰死、非是亦予之素意、而心與病各別、群衆之所勇不得制止之、哀哉、唯三原源六之未死助我有傍而已、晴蓑欲徐緩自刎、而身罹風疾手

足痿痺、所以不能也、故口請投首迄再三衆未近來、蓋是重 主君之爲骨肉乎、飲淚伏地而無發一言者、於是又曰、胡爲斬戮不速、于時有原田甚次者、其性輕薄狼藉、不顧後之美惡、突進以斬首畢、實文祿元年壬辰七月十八日也、享年五十六、法號心岳良空大禪伯、

晴蓑去脇本、所以瀧箇水之引籠狹谷、已達於 太守之聞、使白濱次郎左衛門尉伸殿命、承 殿下之命、雖爲骨肉不得已而發檢使、不違平常之守速可自殺、所引籠瀧箇水蓋家臣等之企乎、敢無同意可也、次郎左衛門尉到于其地、則沒後不達其命、見死地之傍有一紙之書、次郎左衛門尉拾取之以披閱、則晴蓑辭世之序詠也、前宵教右筆長倉兵部書之也、手足痿痺自不能執筆故乎、記之於左方矣、依病惱、吾と腹ニ刀を可立事、雖本望候、手不叶よりもんしん仕候、此者自然之時者 太守様へ御申、

辞世

晴蓑めか玉の有かを人とハ、

いさ白雲の末もしられす

七月十七日

左衛門入道

晴蓑

白濱次郎左衛門尉殿

此時家臣死者悉以記于此矣、其次序雖有不正、讀者免之者是幸也、家臣等臨死地有言、共記之、

主人之供ハ如此とちむる者にて候、

本田次郎五郎・三原源六・木脇民部・西牟田隱岐・東郷刑部・本田四郎左衛門・島田右近・内田主馬・上床新介・成合城介・大迫隼人・宮内伊豫・村松主殿・伊東雅樂・竹下助八郎・大山帶刀・有川新五郎・中馬源介・古川與次郎・長倉兵部古歌、つゐにゆくみちとハかねて聞しか、と昨日けふとハおもはさりしに、上聞、鎌田囚獄・鶴田主稅・長秀院・切通小七、

晴蓑死骸入駕于最後之輿、諸士爲供奉到于帖佐、埋窻禪寺塔頭、主從廿餘員首任幽齋之言捧京師、則曝聚樂之東辰橋、丁此之時嶋津圖書頭忠長法師紹益在于聚樂、太守連枝一門貴族、長不忍爲天下之戒見曝巷道書惡聲爲口號、憑大德寺玉仲和尚、竊請盜取之、和尚許諾、而引市來善兵衛尉陪臣指宿等、無障尋取得之、而後葬今出川淨福寺、淨土宗門、家臣三原源六・本田次郎五郎之首亦同葬其邊矣、其後淨福寺改舊地移聚洛之北、號寶林庵、法印龍伯公在洛之際、建石塔營玉屋也、

太守使吉田美作守爲奉行、弔良空中陰於福昌寺、福昌寺塔頭良等院者、晴蓑存生之際所以建立、故安置牌於當院矣、

太守龍伯尊君追悼於晴蓑、以高詠也、

心岳良空大禪伯ほいならす身まかりしことをなけきて
住なれし跡の軒端をたつねきて

しつくならねとぬる、袖かな 龍伯

晴蓑死後、聞 殿下令書之旨曰、秀吉發向于薩摩州之時、義久不悖而速降矣、歲久稱病以龜宿焉、匪翹無參謁之禮、過領地祁答院之路、去通道導險難、山賊之族散亂洞壑、中心憂傷何日忘之乎、又以參覲之禮未望京師、辭軍務之勞無渡朝鮮、徒在采地而爲悖逆之謀、無一毫之功有罔赦之罪、滿腹憤疑無所欲拂除焉、故令幽齋凡誅之、其條令前日已以朱印云々、

晴蓑故舊之朋有言曰、熟夫以晴蓑無犯罪會此咎有大故、先是天下丁亥之春、從豊後歸陣之後、歲久依福昌寺現住天海大和尚、竊有上達于 太守曰、伊集院右衛門大夫忠棟之性心才智、吾能見之聞之、以知焉矣、爲當家之仇起亂於國中者獨忠棟也、敢勿疑吾言、吾有故而非所讒焉、天海以佛法之提挈綱維開示蘊奧、所好于 太守故所以依

之也、・義久主詳聞之、雖許諾、亦忽如之何乎、忠棟之祖父忠朗生於肥後、天海亦從肥後來、忠朗家來之孫也、故舊無忘也、潛告件事於忠棟、忠棟曰、予既能知之、亡予者唯歲久乎、天假我數年有得幸、則先可運窺其時亡歲久之謀云云、未經數月之際、殿下秀吉公西征之時、

太守之軍忽不利退、議以爲和諧、使忠棟爲質、而後忠棟有獲于殿下、是以讒晴叢者非一朝一夕故、所謂浸潤之譖、膚受之愬也、殿下雖賢明、信僞言如斯云尔、嗚呼哀哉、逢時不詳、古書曰、若人作不善得顯名者、人不害天必誅之、至哉言也、爲不善者之後壽天榮辱其如之何、

歲久公御生害之書

文祿元年七月上旬に、細川兵部少輔入道幽齋、殿下の嚴命を合て薩州に來り、義久ならひに嶋津の親戚故舊之臣に對して、殿下の命を以歲久の罪を責て曰、抑邪答院歲久入道事、先年殿下當國へ御動座之時、義久・義弘其外門葉の面々、皆降するの所ニ、歲久は虛病をかまへ、己か居城へ歸宿するのミにあらず、邪答院表御歸陣之砌、嶮難之徑道を導き、剩山賊之族達馳、谷々峯々令散乱、多の軍兵をなやまし、歩卒下部を殺害するもの

數多、依之殿下の怒り止時なし、且又帝都參勤之礼もなく、今度朝鮮渡海之軍兵もなし、剩梅北逆意を企図ニ、歲久の人數等有加るの旨、其聞得あり、是至て罪にあらずやと、各ニ向て殿下の命を述終て、則御朱印をいたせり、其書曰、

去五日之書狀披見候、梅北一類其方無下向已前ニ、生捕刎首言上之由、尤思召候、猶以入念堅可被申付候、隨而先年其國江御動座之刻、其方兵庫頭御赦免被成候所ニ、邪答院事、對上意慮外之働曲事ニ被思召候、其刻雖可被加御成赦候、(敢也)其方兵庫頭御赦免之上者、不及是非ニ候つる、雖然最前重疊不屈之儀候条、京都よりも可被仰出候処ニ、御次手無之候付而、被成御延引候、然者今度邪答院兵庫頭ニ高麗江罷渡候ハ、其身之儀者可被成御納得候間、家中ものもの惡逆之棟梁可有之候条、十人も二十人も刎首、可致進上候、若又高麗江不罷渡候て、此方ニ於有之者、從邪答院刎首可出候、自然之何角滯付被差遣御人數、邪答院事不及申、從在所隣郷共に悉撫切ニ可被成間敷候、得其意急度可相究候、猶幽齋方へ被仰遣候也、

御朱印

文祿元年七月十日

嶋津修理太夫との

歳久主此御朱印を拜見して、不豫之色あり、親族舊臣に至まで、不慮に泪を流すといへ共、生害の外は急を赦ふニ術盡て、歳久此^(難カ)敷難の旨をさつし、則家臣に儀して、守城邪答院江至て生害を遂んとて、ひそかに鹿兒嶋を立て居城に趣所ニ、本田・蒲生・西浦・柴村・木津志・佐敷・新留・土瀬戸越之境迄、人數を被差遣て行に、つまりくを遮らしむるの由、其聞へあるによつて、歳久歸城のおもひを止、舟を瀧ケ水ニよせ暫く休息の間、家臣に向て仰ありけるは、汝等各數年の間、且辛夕苦して、いまた一日も安堵のおもひなき事、た、歳久か宿業拙なき位運による也、已に我命をみるニ今日に究りぬ、限へきにはあらず、然者 殿下ニ對し疎意を不存、況や太守に向て矢を放つへきニもなし、汝等各命を全して、此不祥をのかれさくへきよし、再往仰有けれ共、本田四郎左衛門・木脇民部・成合城之助など、彼は百余人死に一途して申上けるは、去とては口惜、何にて賢主と成臣と成たも宿世の事にて候、かゝる時節に御先途を見捨奉らは、何ぞ武夫の道にあらんや、たとへ身を全したるとも何れ

の所ニか半流し、如何成功をか立ん、就中友に向て始めて面目を失ひ、あさけりを万人の指頭ニうけん事、世と口おしかるへし、只君御生害之儀候ハ、我くも知らんやま路の御供可仕、千度百度仰を蒙るとも、一人も生殘るましく由申切て、討手をそしと待かけたなり、爰ニ鹿兒嶋方には嚴命難黙止によつて、兵卒少く被差遣けるに、討手の仰を承る面とも、鎧の袖を濡しなから、御生害を進め奉らんとて、舟を瀧ケ水におしよせ、時ニ歳久の臣等、暫し御生害の間を防んとて、百余人一処に集り、誠ニ思切たる風情にて、死を以主恩ニ猶一足もひかず、弓鉄炮を放防戦すといへ共、衆寡不用、暫時に矢つき弦絶て、長松院・本田四郎左衛門・木脇民部・成合城之助・鎌田囚獄左衛門・伊東雅樂・長倉兵部・上床新助・中馬源助・嶋田左京・宮内伊予・有川新五郎・古川与市・竹之内助八・大迫隼人・霧田主税・内田主馬首・切通小七などは悉討死す、然る処ニ歳久は宿病あるゆへ手足心ニ任せされハ、寄手を推て誰かある、はや近付來て首を取れと仰有けれども、流石主君ニ骨肉同胞たるの故、あへてす、まず、猶豫するの処ニ、原田甚次といふ輕薄の狼籍ものつと走寄て、終ニ御首を擡てけり、此時ニ至て、

劔頭に火を散し、先を争ふ若もの共、鬼神をあさむく剛卒も鎧刀を抛すて、或木の下岩の蔭倒れふし、聲をはなちてなき居たり、去共有へき事ならねはと有死骸を見るニ、きせなかの引合ニ一通の書あり、言、

抑我乍生ニ當家枝葉ニ、被浸病惱手足無勇健、不所及了簡、故不能候 殿下江、太守慈恩之扶樂安閑、何豈可奉對 殿下爲體平、然依爲浮世不意之憤、承御不審、只今切腹、願者爲累代之家、我一身可自殺旨、再往向自臣雖^(仲意)仲遲、彼是聊不能承豫^(能)、無詮方次第也、倩案の爲臣下之所存雖默止、然則到太守非放矢、以君臣武勇の本文、^(勅)砌暫時之戰者也、

嶋津左衛門尉歳久入道晴蓑

七月十八日

近習中

去ル間、歳久の御首聚樂ニ獻せられるの処ニ、一条戻り橋に曝され給ふとかや、誠ニ上意とハ申ながら、淺ましかりし事共也、自大坂、

邪答院一類早く加成敗、注文相添首到來、神妙之至ニ候、委曲對幽齋被仰越候間、可相達候、猶木下伴助・山内橋内可申者也、

文祿元年八月十九日

御朱印

嶋津修理太夫との

写

我と腹に刀を可立事、雖爲本望、依疾惱手不叶故、もんしん仕候、自然其時者此旨太守様江御申、

辞世

晴蓑めか玉の有かを人間ハ、いさ白雲のうへとこたえんと被遊候へとも、末とこたへと直申候、

左衛門入道晴蓑

七月十八日

白濱次郎右衛門殿

比志嶋紀伊守殿

月窓幸心上座 本田次郎五郎

寶山善珍上座 三原孫六

慶學淳喜禪定門 木脇民部

淨庵永文居士 西牟田隠岐守

實際文直上座 本田四郎左衛門尉

江雲道照禪定門 嶋田右近丞

一峯靜心上座	成合城之助
喜叟淨慶上座	大山帶刀長
賀室守慶上座	有川新五郎
重山正珍禪定門	内田主馬丞
心安春波禪定門	上床新助
佐叟善禪定門	大迫集人正
濬翁道海上座	宮内伊豫
長泉壽上座	村松主殿助
助翁存佐上座	東郷刑部丞
玉林長泉禪定門	伊東雅樂之助
隆春玄禪定門	竹之下助八郎
明窓正知禪定門	中馬源助
靜菴守清禪定門	古川与次郎
怡雲良悅禪定門	鎌田囚獄佐
權律師盛俊	長松院
珠泉等金禪定門	鶴田主稅
桂菴守久居士	長倉兵部少輔
其場逃去之人々	
山内孫七郎 奈原木石見守 黃留主稅助	

閉自候中間

鐵面肝禪定門	鐵鏡右衛門
大身好夫禪定門	小川四郎兵衛
一翁祖芳禪定門	切通小七
大方圓器禪定門	奥彦助

世の中はかせに木の葉のちることく
となり角なりく

終にゆく道とハかねて聞しかと
讀人不知

きのふけふとはおもはさりけり

右歌、本田四郎左衛門どの古歌を思ひ出るまゝ、
爲君者止仁、爲臣者忠ニ起ル物そかし、こゝろある武士
は御覽候へ、

長倉兵部少輔

天正廿年壬辰七月十八日書文

於瀧ヶ水 御切腹被遊候、
戰場にて御供之衆廿七人、此書物竹ニはさミ被立置候、
御奉行白濱七郎左衛門どの・比志嶋紀伊守どの御請取被
成候書物写ニ而候、

929の1

「財部米良氏藏文書」

當家繼圖之由懇望候、誠同姓眼前候之条、書寫進之候、聊以不可有他見、爲後證之備一筆候、佳事、恐々謹言、

文祿元

七月十五日

石見守

重良(花押)

米良勝右衛門尉殿

929の2

鎌足

此間略ス 政則

則隆

延久二年
庚戌下向

經高

此間七代略

武房蒙古合戰賞
賜鷹羽紋也

時高

十八代略ス

重隆石見守

重吉弥三郎

重恆越後入道

重房弥六

重純備前守

重春勝右衛門尉、至高靈園逐奥在陣、爲抽
奉公賞御感狀紋也

重棟

弥六、慶長三年三月六日於京都伏見元服、同五年
九月十五日美濃國於関ヶ原戰死、

重武
弥八

930

當月參陣可仕之旨、兼日申聞候得共、此表御働、今春者相延之由到來候間、此節者先令延引、高麗奧陳以來之窮屈今於成共相甘、内々出陣之用意、訟時分可相待候、自

是可注進之条、其節無油断可致渡海候、謹言、

「年間ナシ」

三月八日

義弘御判

米良勝

931

「澁谷四郎左衛門藏」

先年御動座之砌、於邪答院之振舞曲事被思召、京都より雖可被仰下候、依無御次御延引候之處ニ、今度慮外之儀出來候之間、腹ヲ切セ可申之段、御朱印拜領候ヲ雖持候、定相届間敷候、貴所任上意、早々腹ヲ切セ候ハ、妻子眷屬等堅固ニ可有御嘸之旨、幽齋承候上ハ、毛頭別儀存間敷候、忤者衆不屈申ニ同心候欤、兼日之取置相違候、無心元且者當家之ため、且者國之爲ニ候之間、とても被相届間敷候、名譽之腹ヲ切セ候ハ、後代名ヲ可被留事、此時候也、

「文祿元年」

七月十八日

竜伯

左衛門入道殿 速

932

抑我乍生于當家枝葉、被侵病惱手足無勇健、不所及了簡、故不能候殿下、得太守慈恩之扶樂安閑、何豈可奉對殿下爲鱗乎、然而依爲浮世不意慣、蒙御不審、唯今切腹、願

者爲累代之御家、我一身可自殺旨、再日向自臣雖伸避、彼等聊不能承諾、無詮方次第也、情案之、爲臣下之所存難默止、然則到太守公非放矢、以君臣武勇之本文、勸暫時之戰者也、

〔天正廿年〕

七月十八日

嶋津左衛門尉歲久入道

晴蓑

近習中

933 謹而致言上候、去五月十六日都を感鏡道の東丑寅を指、

六拾八日押詰、王子御兄弟并官人都合二百餘人生捕申候、帝王王者大明國江御退出候由、王子被仰候、二六時中帝王を生捕可申与、心掛候付而、叶神慮ニ如此御座候、朝鮮國微弱之國故、今迄一戰不仕候、因茲仰ニ者無御座候得共、兀良哈程近候間、彼表江罷越、日本 大閑様の弓矢の風儀見セ可申与存、明日發向仕候、彌可抽忠戰候、王子官人等之書付、別紙ニ差上申候間、右之旨、宜預御披露、恐く謹言、

〔文祿元年〕

七月廿五日

加藤主計頭

清正

淺野彈正少弼殿

934 「御文庫廿二番箱七卷中」 「義久公御譜中ニ案又有之トアリ」

〔天正廿年七月廿六日琉球國へ之御返札草案〕

属 天下御下知、去春紋船之儀堅雖申渡、飭卑之仕立、或國役或借銀、何不調儀謀被背先蹤之辻故欵、到私失外実訖、抑貴國當邦往古已來膠柴之約、于今不易之条、別而令擔荷之處、咎落伏空歸帆之趣等、細川幽齋・石田三成、以上意依被仰理、今更不及拘留歎惋有餘者也、然者唐土南蠻弥專公務事眼前、高麗表之儀、万一相戰族者皆被致刑伐、因茲近洲遠島無不靡、願者頓被改心底、四海一統之儀、於被廻惟握之内者、〔雜慮〕謀可爲康寧之始末、猶巨細者建善寺和尚・茂留味里大屋子相加龍泉寺令渡海之間、不能重輸而已、恐惶不宣、

日本天正廿年

初秋廿六日

修理大夫義久

進上琉球國 中山王

935 「製袈菊丸後下常久譜中」

祖父晴蓑有違于 殿下秀吉公之意、而文祿元年壬辰七月十八日、所誅于隅州瀧箇水矣、所從之家臣老若共以戰死、雖然所殘之臣等、主孤弱之我曰、籠宮城捨衆命於一時、

追故君之跡發勇氣可殉死、不足六尺兒童未離母堂膝下、
露命不絕者如絲、似風燈實危急存亡之秋也、丁此時 太
守龍伯法印使龍雲寺現住一岳和尚、賜 貴簡於大窓寺曰、

先年 大閣樣其表御通之砌、御糧迫ニ候歟、殊ニ矢

をも射懸候事、無念ニ被思食、今度禰被仰出候事必
定候、乍重言家之奉公にて候間、一身之事ハ生害候

命候、剩宮城へ又楯籠事、寔不知天下故候哉、即可
致得心様ニ、懇ニ可被仰分事憑入候、旁龍雲寺へ申
達候、

今度晴養進退之事者、御朱印指下、幽齋老・拙者同前、
去十六日致拜領畢、拟兄弟之別雖難堪、依 上意、外ニ
者不顯患氣、内ニ者沈悲涙、愁腸之餘ニ申出事、諱何以
期之乎、抑御意趣者、先年 大閣樣川内へ御動座之刻、
或者祁答院ニ而無馳走之儀、或者梅北逆心ニ付、仕立不
可然始末、云恰云恰、御遺恨不淺子細候、然間歲久一身
於生害者、可爲國家安全之処、供之者共對戰力皆及滅却
候、剩其許之衆不見先車、宮之城へ楯籠事、不知天道之
恐、相背君臣之法者歟、倍到恣之衆儀者、後日爲私難相

加一言者也、併各醜齷憤和尚へ熟談候者、爲始袈裟菊丸
下ニ到迄、可爲安穩之基候、此旨入念可有吳見事肝要
候、恐々謹言、

七月廿一日

龍伯(花押)

大窓寺

「此御書、昔年之写アレトモ少々異同アリ、參考スヘシ」

先年 大閣樣其表御通之砌、御糧迫シ候歟、殊ニ矢

をも射懸候事、無念ニ被思召、今度禰被仰出候事必
定ニ候、乍重言家之奉公ニ而候間、一身之事ハ生害
候而、國家ハ可有連續之旨申候へ共、結句供衆捨一

命候、剩宮之城江又楯籠事、寔不知天下故候哉、
即可致得心様ニ、懇ニ可被仰分事憑入候、旁龍雲寺
へ申達候、以上、

今度晴養進退之事、御朱印差下、幽齋老・拙者同前ニ、
去十六日致拜領早、拟兄弟之別難堪、依 上意、外ニ者
不顯患氣、内ニハ沈悲涙、愁腸之餘申出事、諱何以期之
乎、抑御意趣者、先年 大閣樣川内江御動座之刻、或者
祁答院ニ而無馳走之儀、或者梅北逆心ニ付、仕置不可然
始末、云恰云恰、御遺恨不淺子細候、然間歲久一身於生

害者、可爲國家安全之處、供之者共對戰力皆及滅却候、
剩其許之衆不見先車、宮之城江榭籠事、不知天道之恐、
相背君臣之法者歟、倍至恐之衆儀者、後日爲私難相加一

言者也、併各翻鬱憤和尚へ熟談候ハ、爲始袈裟菊丸下
と到迄、可爲安穩之基候、此旨入念可有吳見事肝要ニ候、

恐く謹言、

〔天正廿年〕

七月廿七日

龍伯御判

大慈寺

938 袈裟菊丸宮之城江籠城被仕候ニ付、從 龍伯様比志嶋紀

伊守殿御使として、七月廿日比歟、大村迄被相越、被仰
聞せ候、袈裟菊事御取分可被成候条、下城可仕旨、上意
として被仰聞せ候、けさ菊母被申上候者、晴蓑跡之儀、

御取分可被下との御上意忝候、乍去晴蓑ケ様ニ御嘍候上
者、助候而も無詮事ニ候条、晴蓑同前之御嘍被仰付儀、

本望ニ奉存候由、御返事被申上候、其後福昌寺より、花
舜軒・龍雲寺御使僧として同前之趣、被仰聞せ候、不相

替御返事申上候、就夫福昌寺・新納武藏殿、爲御使者宮
之城江被爲差越、知行之儀并けさ菊身上本之姿ニ御取立

可被成通、堅被仰聞せ候付、下城仕、入來之ことく爲被

參之由候、坂中おけさきく身上之訴訟被申上候書物ニ相
見得、于今有之候事、

939

〔袈裟菊丸常久譜中〕

同籠城之際、 太守使東郷藤兵衛尉重位、密蒙懇切之命、
藤兵衛尉自船木口至宮城近邊、逢外野伏之兵、招出鍋倉
將監告命於渠而歸矣、其後賜 太守及幽齋誓紙、共記左
方矣、

940 天罰起請文之事

晴蓑簾中・袈裟菊丸・同母儀三人之事、并家來之者ニ到
る迄、任今度之嘍於致下城者、向後可爲安穩者也、

右之趣若於令違犯者、

奉始上梵天帝釋四大天王、下堅牢地神、惣者日本六十餘

州大小神祇、別者薩陽鎮主新田八幡大菩薩 開門正一位

并天滿大自在天神、殊者鹿兒嶋惣社諏方上下大明神 戶

柱大明神 稻荷大明神 春日大明神 若宮大明神御部類

眷屬等、神罰冥罰罷可蒙者也、仍如件、

天正廿年 壬辰七月廿六日

義久(花押)

袈裟菊殿

941 天爵起請文之夏

今度左衛門入道殿御一身御成敗之事、以御朱印被仰出候、其外之儀不乘御文言候、然上者晴蓑御女中・袈裟菊殿・御母儀三人并家來之衆之事、下城之上義久次第、向後不可有別儀候、若此旨偽申者、

日本國中大小之神祇、殊春日大明神 諏訪上下大明神 愛宕大權現 天滿天神 氏神可罷蒙御爵者也、仍誓狀如件、

天正廿年壬辰七月廿六日 幽齋 玄旨(花押)

(帶心) 袈裟菊殿 參

942 「正文在川野湘書」

一王雅樂先年御動座之刻、就忠節領知可遣之旨、度々石治少雖承候、明所依無之延引候、以右之筋目承候間、即田尻荒兵衛跡知無殘所申付候、此旨可被仰聞候、恐々謹言、

「朱力平」 七月廿九日 嶋修入道 龍伯(花押)

幽齋老 人々御中

943 「義久公御譜中」

往晴蓑家之跡詠焉、 住なれし跡の軒端をたつね来て しつくならねとぬる、袖哉 龍伯

944 「義久公譜中」

一獻晴蓑之首以下於京師、則曝于聚樂之東辰橋、據宿憤、而後賜朱印 台書矣、記左、「八月十四日付也」

945 「正文在文庫」

祁答院一類早々加成敗、注文相添首共到來、神妙之至候、委曲對幽齋被仰越候間、可相達候、猶木下半介、山中橋内可申候也、

「文應元年」 八月十四日 ○ 「御朱印」 「カキ入也」 嶋津修理太夫入道とのへ

946 「全」

祁答院知行分事令檢地、義久藏入ニ可仕候、猶以寺社領并沽却之領知、縱如何様之判形雖在之、令勘落、何茂可致藏納候、薩州惣國之儀者、重而御奉行被差遣、檢地被

仰付可被下候也、

天正廿年

八月十四日

○「御朱印」

嶋津修理太夫入道とのへ

947

「全」

覺

一嶋津義久并羽柴薩厂侍從藏納分、近年沽却之田地田畠、

悉勘落可仕候、則如元可爲藏入事、

一寺社領落之檢地仕、當所務を義久藏入ニ可仕事、

一嶋津家中諸代官算用之儀、可相改事、

右条と堅可申付候、若及吳儀族有之者、可加成敗者

也、

天正廿年八月十四日

○「御朱印」

嶋津修理太夫入道とのへ

長岡二位法印

948

「全」

去月廿四日之使札、今日十四日於大坂被加披見候、

一邨答院成敗申付、首共注文相添到來、神妙思召候事、

一梅北一類殘黨妻子尋搜、悉到于名護屋相越、加成敗掛

置由尤候事、

一薩州同出水井日向諸縣郡檢地之事、急度名護屋へ御歸

座候之条、彼地方可被仰聞候、但、當年者時分可遅候

哉之事、

一義久知行沽却勘落事、被成御朱印候事、

一嶋津藏納、其外諸代官傭分相改、可遂算用事、

一寺社領之事、先令内檢地、當所務を義久藏納ニ可仕事、

一其元之儀、弥入念可被申付候、委儀者名護屋方可被仰

聞候、猶木下半介・山中橋内可申候也、

八月十四日

○「大開御朱印」

長岡二位法印

「以上ノ數通、義久公御譜中ニ在リ」

949

「正文在新納氏」

爲御留守之番、其許へ被罷居之由相聞候、定而辛勞之儀

察存候、其方涯分無緩之様、御番可被申事頼存候、隨而

左京亮別而奉公被申候、辛勞迄候、猶重くと申通候、恐

と謹言、

「朱力キ」
「天正廿年」八月十六日

久保(花押)

新納武藏入道殿

參人と御中

「此御書、忠元譜中ニ在リ」

950 「正文在新納氏」

尙々左京母へも爰元無吳儀候、左京堅固ニ奉公申之由、可有心得候、將又國元改之由相聞得候、後便ニ以袖書ヲ可申越候、必待居候、以上、

當國江渡海已後、其地無到來候処、此三日前、大口其外諸所之無足衆少々參着候て、國元無吳儀之由申候間、先以大慶候、爰許我等父子并供之者共無何事候、左京亮一段堅固ニ奉公候、不可有心遣候、然者薩厂衆事、無人無誘ニ候て、諸家失外聞候事、中々難述筆舌候、併我等一身之不顧恥辱、此地へ罷渡候故、今迄御家相抱欵と存知候、雖然當時爰元ニ相詰候人數にて、軍役可續事、曾以不可有之候、又是より直ニ大明國へ可被向 御馬之由候間、如今之無人無誘にてハ、御家之時刻到來迄ニ候、今一際被入御精、人數等令渡海軍役相問候之様ニ有度候、今度之辛勞無ニ不罷成之様、各肝煎此時候、さても梅北悪行不及是非始末候、彼騒動ニ付、國元無心元候之處、梅北内之者事、大口衆擄捕之由相聞候、御邊事ハ鹿兒島ニ被詰之由候へ共、留守之申付連々依無緩、如此候、我

等褒美候之由、仕手にも能く可被申聞候、恐々謹言、

「朱カキ」
「天正廿年」八月廿日

義弘(花押)

新納武藏入道殿

「此御書、忠元譜中ニ在リ」

951

(花押)

大隅國正八幡宮執印職事、以紀越後儀景所被補任彼職也、早被存知之、可被專神事之由、石清水八幡宮善法寺法印掌清依仰執達如件、

天文二十年八月廿六日

前加賀法眼東尊

執印越前守殿

(本文書編年ノ場ヲ誤レリ)

952

「義久公御譜中」

追而申候、名護屋に木工在之事候、 御前相應之御

用可被仰付候、

唐頭巾之事言上候処、則被懸意候、殊更一段結構新數候而忝候、將又今度者貴國一揆雖蜂起候、早速御退治、其聞珎重候、千万無御心元存候間、遠路付而飛脚をさへ不進候て、背本意候、高麗之事、定而來春者一途不被仰付

候ハ、然者弥可爲御靜秘候条、目出度御在京奉待候、
猶期後信闇筆候、恐惶謹言、

「朱カキ」
「文祿元年」八月廿八日

正繼(花押)

義久様
人々御中

石田隱岐入

「上包」
義久様

人々御中

正繼

953 「北郷一雲譜中」

文祿元年八月、殿下秀吉公、使細川兵部太輔藤孝入道
幽齋下向于薩隅日三州、正國中貢稅經界矣、一雲領内之
教化稱幽齋之意、同月迎幽齋於都城之館、幽齋有發句、

一雲着脇句、幽齋一唱三嘆、饗燕終而去、

神無月さなから春の都哉

幽齋

時雨て四方の靜なる山

一雲

954 「正文在新納氏」

以上

此表大方雖相濟爲躰候、武士共山中引入未出候間、何共

不見分候、併 大閤様御威光普事ニ候之条、於様躰者可
心安候、兼又梅北逆心之儀、無是非次第候、彌國家之始
末可然之様ニ各入魂可爲本望候、委者此使者可申候、謹

言、

「朱カキ」
「天正廿年」九月一日

久保(花押)

新納武藏入道殿

「右同日山田越前入道殿江之御同案有之、略ス」

「此御書、忠元譜中ニ在リ」

955 「義久公御譜中」

依 殿下之有嚴命、勘落寺社所領、雖然不混衆寺所以立
置、使有司裁目錄寄進也、

「正文在福昌寺」

(角印日文義久)

福昌寺領目錄

一田方五拾貳町七段三畝二步

分米五百廿七石三斗六合六才

一畠方九町五步 大豆四拾五石二斗五舂

一山畑卅四町八狹 大豆六拾石九斗六舂

田畠山畑合九拾五町八段七狹二步

右分米大豆六百三拾四石八斗六舛

天正廿年九月三日

町田出羽守

久倍(花押)

957

「正文在興國寺」「義久公御譜中ニ在リ」



(角印印文義久)

當國寺社領事、以御下知令勘落候、雖然吳于他条、寺領
目錄在別紙、事如先く被仰付候、被全寺納、可被專興隆事肝要
之由候、恐く謹言、

天正廿

九月三日

町田出羽守

久倍(花押)

興國寺

958

『泰平寺文書』



(角印印文義久)

當國寺社領事、以御下知令勘落候、雖然先年御動座之刻、
被居御陣候条、不混自余、寺領目錄在別紙、事如先く被仰付候、
被全寺納、可被抽懇祈之由候、恐惶謹言、

天正廿

九月三日

町田出羽守

久倍(花押)

959

泰平寺

『全』



(角印印文義久)

泰平寺領目錄

一田方六町八段八狹三步

分米六十八石八斗壹舛

一畠方壹町五段

大豆七石五斗

一山畑壹町五反貳狹

大豆三石四舛

都合田畠山畑九町九段三步

兩口合七拾九石三斗五舛

天正廿年九月三日

町田出羽守

久倍(花押)

960

「義久公御譜中」

「正文在南林寺」



(角印印文義久)

當國寺社領事、以御下知令勘落候、雖然吳于他之条、寺

領目錄在
領別紙、事如先く被仰付候、被全寺納、可被專興隆事肝
要之由候、恐く謹言、

天正廿

九月五日

町田出羽守

久倍(花押)

南林寺

961

『廣濟寺文書』

「印」

當國寺社領高、以御下知令勘落候、雖然吳于他之条、寺
領目錄在
領別紙、事如先く被仰出候、被全寺納、可被專興隆事肝
要之由候、恐く謹言、

天正廿

九月六日

町田出羽守

久倍判

廣濟寺

962

『全』

廣濟寺領目錄

一田方五町

分米五拾石

一畠方四町

大豆貳拾石

一山畑拾五町

大豆三拾石

田畠山畑合貳拾四町

分米大豆合百石

天正貳拾年

九月六日

町田出羽守

久倍判

963

「正文在會於郡花林寺」

(角印文義入)

霧嶋領目錄

田口之内
一田方貳拾町者

分米貳百石者

天正廿年

九月七日

町田出羽守

久倍(花押)

964

猶く再會之望まてにこそ候へ、以上、

此表之儀、念比可書載候得共、此使者可申明候間、無其
儀候、就中當國被属御靜謐候ハ、追付大明國江茂可被
爲渡之由候間、直ニ入唐之儀茂可有之哉と存計候、不及
申候得共、留守居之事、何篇不可有油断候、謹言、

「文應元年秋」

九月八日

久保御判

白濱周防介殿

富山備中入道殿

伊東右衛門入道殿



(角印印文義久)

田島山畑八町
 分米大豆六拾九石八斗
 天正廿年
 九月十六日
 町田出羽守
 久倍判

御袖判

船若寺領目錄

一田方六町五反 分米六拾五石
 一畠方六反 大豆三石
 一山畑九反 大豆莖石八斗

天正廿

九月十六日

般若寺

町田出羽守

久倍判

御袖判

當國寺社領事、以御下知令勘落候、雖然吳于他之条、社領別紙在事如先く被仰付候、被全社納、國家繁榮之可被抽懇祈之由候、恐く謹言、

「右、宮原越右衛門家藏と有り」

「御文庫四拾八番箱中」

以上

薩州隅州之内を以、目錄別紙在之事、今度幽齋老任御吳見被死行候、被全領知、可被抽奉公忠節由候、恐く謹言、

「天正廿年カ」

九月廿七日

(伊集院久治)

抱節老

町田出羽守

久倍(花押)

謹而言上、抑此表之儀、早く可申上候之处、通道不輒ニ付而、于今延引、曾非心底候、於様躰者、此使者可申明候間、不能書載候、
 一梅北宮内逆心之儀、無是非次第候、併 竜伯様無御疎意付、公儀可然之由候、満足此事候、
 一晴養事、先年已來之覚悟不相届ニ付而、今度生界之由候、不及是非候、御心中奉察候、
 一幽齋様不慮被成御下向、于今御在國之由候、諸事御心遣之段、自是申計候、
 一今度渡海之人數不足付而、手前請取之番所、無首尾候、最前渡海之仕立已來、無盡期惡名諸家覚無了簡儀に候、萬一此表之始末ニ付て、大閤様与風被成御渡海、先

手之人數御糺明候事共御座候者、則國家可相果儀と、御知人中者いづれも御もたえにて候、爲御心得候、

一此表之儀、たとい急度被成御靜謐候共、我等式歸國儀者、可爲延引と存候、長陳之御用意、弥無御由断被仰付、御見續可爲本望候、

一今度条と、以書立申上候、御事しけく可有御座候得共、めい／＼被仰付候て可被下候、猶此使者可申上候間、可預御披露候、恐く謹言、

〔文體元〕

九月廿八日

又一郎

久保(花押)

比志嶋紀伊守殿

〔御文書写アレトモ、原書ニ依テ写載置也〕

〔雜抄〕

(本文書八九六号文書ト同文ニツキ省略ス)

〔雜抄〕

六月廿日之御書、去月十一日令頂戴、拜見忝次第、

一此節之儀、^{〔我共〕}最前已來百姓等少く雖令還住、爲武士者一切不能出、山中曳入、此方彼方於路次企鉾候之条、

使者一人申付候而茂、送之人數百貳百にて可罷通様無

之候、就夫、爰元之様子、于今申後候、なこや壱岐なとへのこしをき候人衆も、やふ／＼去月初八日參陣候、然間無人とも中／＼可申様無之候、當國之立柄右之始末に候へ共、太閤様御威光不始儀共^{〔糾共〕}候之間、已來之儀可御心安事、

一梅北宮内徒黨逆心之儀、不及是非候、然共、竜伯様無御疎意段、公義被聞食分、幽齋様以御同心御歸國之由候、萬く日出存候事、

一晴蓑之事、先年已來依不相届、今度生界之由、無是非次第ニ候事、

一幽齋様于今御在國之由候、諸事可爲御無會尺と存たてまつり候、不及申候へ共、國家之始末、今度可被相究儀尤候事、

一今度我等薩州衆ニ先立而令渡海候之儀、且ハ、竜伯様御身跡之御爲、且者國家之爲を存候て、不調仕合なから令出國候き、此旨諸神八幡非僞候、然處我等乗船を始、供衆已下之船迄一圓不來候て、借船にて小姓をさへめしつれ候へて、親子のミ令渡海、迷惑仕候、又手船等參候人衆も中途爰かしこに令延引、肝煎とても不

參候、皆是某を不用之始末ニ候、我等一身之儀者不及

申、併於天下御家之御面目を被失果たる迄に候事、

一某事者、去年九月京都より罷下、無程なこやへ罷出、

御普譜如形令周備、追付當國へ罷渡候、於御家之御奉

公者、聊不存疎略候、猶以不可有私曲候事、

一如右申候、今度迄者國家之爲を存致渡海、于今在之事

ニ候、然共在陣之調も不罷成、人衆も不罷立、無人衆

にて御軍役無首尾候得者、還而國家之爲不可然候、

竜伯様於御渡海者、御供衆其外船已下可致首尾候歟、

我等も令御供陳中御奉公不可有疎意候、如此思召立候

者、今一廉國家も相續候様ニ被成御才覚尤与存候、此

間之様ニ在陣之用意も不罷成、人衆も不罷渡、御軍役

不相應にて可爲御名代事、一圓罷成間敷候間、近比無

望儀ニ候へ共、我等事ハ大隅諸縣之二役にて、在陣可

仕哉と存候事、

一懸米之儀被仰付、可被成首尾儀專一之事、

一てつぼう并玉藥被成御用意、可被食越候、鑪ハ一切不

用立候、何としても鉄炮被仰付肝要ニ候、追と可罷立

人衆も心得可入儀ニ候之条、よくく被仰付、てつほ

う奔走候之様ニ可有御才覚事、

971

一いわうの事、卅桶も四十桶も被仰付、可被差越候、え

んせうハけにと事關候者、此方にてにさせ候ても見可

申哉、高麗人ニ對してはてつぼうニ可相究と見へ申候

事、

一石火矢の事御たつね候て、有次第可被差渡候事、餘者

此使江相含候間、被聞食届、御入魂所仰候段、可然之

様ニ可預御披露候、恐く謹言、

「文祿二年カ」

九月廿九日

義弘御判

比志嶋紀伊守殿

猶く其地へ滞在之儀、定而そら言にてそ候らん、実

儀候ハ、近比曲事候、被儀石治少御聞付候者、忽

身上可相極之儀候、早と爰元へ可被罷越候、もしく

此旨於無承引者、ふた、ひ申ましく候、涯分以幸便

此地へ可被罷越候、已上、

其地江滞留之由風聞候、爰元江無着陣事、いか、たる分

別候哉、さてく不届仕立候、慮外共中く可申様無之

候、即時進退可相極事候、急速此地へ可被罷越候、万一

於無承引者、巨細國元江可申遣候、爲御心得候、恐く謹

言、

「文祿元年」

九月廿八日

河上左衛門太夫殿「久利也」

義弘(花押)

972

『入來家臣田中氏藏』
但天正十七年ノ卒

岩之上屋敷

宮之脇ニ米カヘリ半
岩之上

中一反六
半分宗栄寺ニカヘリ

下一一反四
半分辻兩所ニ藤衛門尉カヘリ
同所

上式反十八
半分野町ニカヘリ
椿ハヘ

下一反五
木場田

下一反四
宮之脇先
上別當

中一反七
同先
市四

中一反五
くららの隨泉先
洞邊

下一反七
同人先
新開

右田數九反

天正廿年壬辰十月四日
田中五郎兵衛尉殿(家題)

973

「義弘公御譜中」

文祿元年十月、大明帝以總兵李如松爲提督、南北各鎮之
兵士多屬焉、又以侍即宗應昌爲經略使、促大兵以救朝鮮、

應昌能知日本之事、故薦用之、經略宋應昌赴遼陽、提督
李如松率兵渡鴨綠江、李如松分其兵爲三列、楊元在中列、
如松在右列、張世爵在左列、吳惟忠領南兵三千、而屬右
列、凡兵士五萬餘人也、

974

「征韓偉略」

一十月、明李如松提督薊遼保定山東軍務、充防海禦倭總
兵官救朝鮮、明史、諸將相議都城緣邊築城以備之、城東
一里半許、有金化・春川二城、城北有麻田城、大門外
有廣丹城、島津義弘父子守金化、島津忠豐守麻田、長
會我部元親守廣丹、明兵來攻春川、義弘來援、明兵不
戰而退、及援兵還又來攻、忠豐奮戰敵兵敗退、獲級七
十餘、獻誠于名護屋、征韓錄、先是清正入兀良哈觀兵、其
地部落各有屯營、清正攻拔四五營、餘營皆遁去、

975

「全」

一十二月二十二日、後軍始發遼陽、平壤錄、義弘・久保在金
化城、金化當咸鏡・江原・慶尙三道要衝、必爭之地也、
此月三道勁敵來攻、久保率輕騎突戰走之、久保恃勇單
騎逐敵、或親搏虎、義弘戒其輕挑非將所爲、石田三成

亦遣使、禁其從獸于山野、後無幾病而歿焉、征韓錄

〔御文庫拾六番箱四卷中〕

猶く左道之至奉存候へ共、小刀三ツ・かミそり壱ツ
任到來進上候、憚入候、以上、

宗与罷下由候間、幸便之条、乍恐令啓上候、抑其以來
者、不得尊意候、御床敷奉存計候、

一 去年者休甫罷下候、在國中 貴坊様御懇志之様子、具
申聞候、寔外聞工夫儀一段と忝奉存候、女房共迄過分
之由申候、返く難有次第候、

一 御國諸國も唐入御渡海〔武庫様 又一様御立にて御
座候、さそく〕 龍伯様御氣遣可被思召候、尤候、罷

下御見廻申上〔存候處、爰元無了簡子細共御座候故、
無其儀候、御次手にハ可然様御取合可被仰上候、〔
御めき、ちかい〕由、一段と御利口にて御座候由、

御沙汰承及申候、 龍伯様御しん神に御座候故、ケ様
の事共も目出度成行申との御事候、 祢答みん殿御しる
し聚樂橋ニかゝり申候へとも、尊札にも被けたうみん
事、七ヶ年以前ニつくし御たいしの時路次をふさき、
種く慮外共候、又今度梅北一揆之事も、けたうみん所

行にて候間、 義久に被仰付、御成敗なされ候よしあ
そハし候、嶋津殿御咎にても、其沙汰一圓無御座候、
是も御用舎と見え申候、則うつし圖書頭殿に御めにか
け申候、大坂へも下申候、爲御心得候間、可被仰上候、
祢答みん殿御召副衆之事、 大閤様懸御目候、廿五人
之書立、御右筆山中吉内殿持参にて被懸御目候、晴蓑
様いわれさるよし申候へハ、何かと申ぬけ下國候、幸
圖書様御座候間、不苦とハ申なから、近比不届人にて
候、定而御國にてハ、我等惡やうニ可被申候間、此由
御次手にハ奉頼候、 龍伯様へもよきやうにハ被申間
敷候、比興人にて候、すてに我等を可果と被仕候、圖
書様の御心得にて、少ツ、御返弁候、迷惑千万候、不
相濟候ハ、他國可申事案中候、以御取合濟申候やうニ
奉頼候、市掃兵殿御借用之時、種く被申分ハ、河野石
州・染川賢直殿・田中善兵衛殿御存知にて候、宮里掃
部殿御存知にて候、奉頼計候、猶く目出度御吉左右奉
待候事候、恐惶謹言、

十月七日

(本下)
宗固(花押)

道正

拜上 本坊様 御同宿中

宗固

977 「正文在新納氏」

兩度之御狀并三郎兵衛口上之通、具承届候、仍次郎四郎殿永々在京ニ付、御下國有度由尤存候、乍去高麗御陳ニ付て、中國九州之儀、重而人質被召上候、然處最前より之質人御暇之儀、只今申上候儀、不成事ニ候、併御爲ニ候、其上幽齋其元在國之刻、被成 御朱印候にも、貴所御事別而被入御念被 仰出候条、爲私馳走申儀者、難成候間、其御分別專用候、猶三郎兵衛可申達候、恐々謹言、

「朱カキ」
「天正二十年」

十月十三日

(新納忠光)
新武入

御返報

石治少

三成(花押)

「此書、忠元譜中ニ在リ」

978 高麗表弓箭ニ相定ニ付而、我等上洛今暫差延、渡海之軍衆糧物等可申付之旨、京都〆承候、殊更朝鮮よりも兵糧見續之由候之處ニ、或者船無之由を申義候間、利囁かましく延引候てハ可爲曲事候、船於無之者、賃船を用意仕、

早々千五百人程ハ先以渡海可仕事肝要ニ候間、此等之儀堅可申付候、爰よりハ佗など之儀、曾以請付ましく候、然ハ急度番衆糧物可差渡事別儀有まじき段、墨付今度可差上候、爲後日直書如此候、恐々謹言、

「天正廿カ」

拾月

龍伯御判

本田六右衛門尉殿

伊集院肥前入道殿

(忠徳)
桂太郎兵衛殿

979 「御文庫四拾八番箱中」「義弘公御譜中ニ在リ」

已上

御送之儀勢々可申付候而ハ、春川へ唐人相催取懸及難儀候間、可致加勢之由、同名又七所より申來候条、彼表へ人衆差越、我等事も依時儀、可馳續覚悟に候、然間金化へ陳替之儀も、先令延引、春川表へ一左右相待分に候、加藤遠江守殿よりも、此表案内者之事承候条、少々申付候、彼是取亂御送之儀、人數御馳走不申候、無念之至候、乍去少々申付候間、可被食列候、定伊民よりも御送之儀、可被申付候哉、委者此者可申入候、恐々謹言、

羽兵

「朱カキ」
「文祿元年」十月廿六日

義弘(花押)

大野金七殿

浮田与一殿

御陣所

980

「御文庫ニ番箱義弘ニ卷中」「義弘公御譜中ニ在リ」

其以來者久不申承候、拙者事去月廿八日ニ渡海候而、中津川ニ大閣様ヲ相待、去廿六日ニ於垣生御目ミヘ仕、其様之儀、今度御人數なども遅罷越候故、せめて人數千計ニて罷上度存、釜山浦ニ數日致逗留候へ共不任心中、國之者共ニて京都へ遅罷上、外聞失面目申候由、我等所へ被參、かゝるいなかし被申たる由、具致言上候、其座敷ニ休夢も被居候而、御取成被申候へハ、貴所の玄いきの由被仰候而、御しやれ事ニ候つる、貴所之儀手またく候間、迷惑かり候ハ、尤との御託候、一々申上候間、可御心易候、來春ハ御渡海必定ニ候、其御心得肝要候、御前無替儀候間、可御心安候、恐々謹言、

「朱カキ」
「文祿元年」十一月朔日

孝高(花押)

「上カキ」
羽兵庫さま

御陣所

黒官兵

981

「義久公御譜中」

「正文在山川衆斐田佐五左衛門」

(角印文義久)

父彦兵衛京田舍令奉公之間、源三郎事、不相替被召置之条、於會於郡領知被宛行候、目録在別紙、全領知、可抽奉公事肝要由候、謹言、

天正廿年

霜月二日

米屋源三郎殿

町田出羽守

久倍(花押)

982

「義久公譜中」

(本文八九五号記事ト同文ニツキ省略ス)

983

其方臺所方不如意旨、被聞召及候之条、大隅薩广兩國寺社領事落取、藏入ニ可被申付候、其方者神者候間、可爲迷惑へ共、從公儀被仰出事候間、更以非私之条、無其機遣可申付候、但、立置度寺社事者相除、(藤孝)其外者被落取、臺所方心安様ニ可被申付候、幽齋事も、此度何迄も令逗留、相究候様ニと被仰遣候、御檢地之儀、當年者所務ニ指相候ハん間、來年被仰付、可被遣候条、其中者先右之

分可然候、次大船被爲作候付て、楠木杉事、於兩國幽齋相談見立、書付を以可被申越候、猶石田木工頭・長束大藏大輔可申候也、

「カキ入」十一月五日
「文祿元年」十一月五日
「御朱印」

嶋津修理太夫入道とのへ

984 「正文有之」「義久公御譜中ニ在リ」

（本文書ハ九八五号文書ト同文ニツキ省略ス）

985 「御文庫ニ番箱義久公一軸中」

追而申入候、つき鐘御用候間、兩國にて、寺社ニ有之分書付可相越候、併大社又ハ被立候へて不叶寺方などハ被相除、其外何も所付を御書付て可有御上候、隨其定而可被仰出旨候、恐と謹言、

（文祿元年）十一月五日
石田李頭 正澄（花押）

長束大藏太輔 正家（花押）

義久様
幽齋様
人々御中

986 「義久公御譜中寫トアリ」

「御文庫廿二番箱七卷中写有之」

其地長と辛勞候、仍大隅薩厂兩國寺社領事、義久立置度所者相除、其外者悉落取、義久藏入ニ可申付候、當年御檢地御奉行被遣候者、所務ニ指合候ハんと思召候之条、來年被成御檢地、可被遣候間、其中者先右之分ニ可被申付候、猶以乍辛勞、此度逗留候て、大晦日をきわニ可被相究候、次大舟共可被爲作候条、大隅薩厂之内にて、楠木杉を相尋、木大小を書付可申越候、松木も大木候ハ、可被書付候、猶石田木工頭・長束大藏大輔可申候也、

「朱カキ」十一月五日
「文祿元年」十一月五日
（細川藤孝）
幽齋

987 「正文在文庫卷本」「義弘公御譜中ニ在リ」

鷹二居到來、悦思食候、雖遠路候、入念故無吳儀着岸候、猶石田木工頭可申候也、

「朱カキ」十一月八日
「文祿元年」十一月八日
（義弘）
羽柴薩厂侍従とのへ

988 幽齋御理之条、以鹿兒島之内、雖爲少分申付候、目錄在別紙、

全御領知肝要候、恐と謹言、

「天正廿年」

霜月九日

竜伯御判

伊勢上總守殿

參

「正文在文庫卷本」「義弘公御譜中ニ在リ」

猶以寒天之時分、辛勞ニ被察思召、小袖二遣之候、

向寒天、其國永と在陳、辛勞ニ被思召候、然者兵糧等隨分相蓄候て、請取之城と堅固ニ可相踏候、來春三月必被成御渡海、平均可被仰付候条、成其意、下と迄も、不退屈様ニ可申付候、次其方手前之船共事、慥奉行相付、不殘此方へ可相越候、兵糧可被差越候、又船子共儀、其在所くへも被返遣、扶持方を被下、少被相休、可被相立御用候条、能く可申聞候、猶熊谷半次郎・垣見弥五郎可申候也、

「朱カキ」

「文獻元年」十一月十日



「御朱印」

羽柴薩摩侍從とのへ

「又七郎豊久譜中」

「正文在島津安藝守久雄」

「御文庫四拾八番箱中」

其地長と在陳、殊寒天時分辛勞察思食候、仍小袖二被下候、然者來春被成御渡海、一揆撫切被仰付、可屬平均候、其已前卒尔之動無之、城と堅固ニ相拘、兵糧貯可仕候、猶熊谷半次・垣見弥五郎可申候也、

「朱カキ」

「文獻元年」十一月十日



「大關朱印」

嶋津又七郎とのへ

「傳入」

其後者不申通心外候、仍其地夜白御辛勞之段、寔難盡筆紙候、就其御左右承度事、過御察候、自然此表へも釜山海わたり之儀ハ相聞候へ共、都よりおくの左右一圓ニ聞候へて、無御心元事千万迄にて候、

一餘と御左右不承候之条、初秋之比、町田左京亮・本田刑部少、爲使申付候处、町田ハ自中途相煩罷歸候間、刑部ニ新納作右衛門尉相添渡海させ候之処、高麗近邊にて、難風に相候て、五日やう中ニ漂、漸赤間関に流來候之由申候条、又と兩人申付差渡候、巨細者彼者共可申候之間、不能重輪候、

一又一郎殿女中、當時者大坂へ滯留にて、いかにも無事ニ候之条、可御心易候、

一此國之躰、梅北逆亂已後無替儀候、殊幽齋當時御在國

にて、置目被改候之条、靜謐仕候、御心遣入間敷候、

恐く謹言、

「文祿元年款」
霜月十二日

竜伯(花押)

兵庫頭殿

參

「御文庫二番箱義弘公二卷中」(義弘公ナリ)
「義久公御譜中ニ在リ」

猶以義久様御仕合能、幽齋被差遣、御國御知行御改

之事候、重疊忝被 仰出、何共ニ御心安可被思召候、

以上、

爲御使熊谷半次・垣見弥五郎被差遣候間、令啓上候、長

く御苦勞、殊寒天之時分、御普譜晝夜御氣遣之通、無是

非存候、來春三月必被成御渡海、一揆等被加御成敗、其

上御仕置可被仰付旨候、其間之儀、兵糧御用意候て、可

被成御待候、就其委細右兩人被仰合候、將又此方御用之

儀候者、可被仰越候、不可存疎意候、切く可得御意候へ

共、遠路故罷過候、猶追而可申入候、恐惶謹言、

「朱カキ」
「文祿元年」

十一月十三日

長束大藏大輔

正家(花押)

「宛ナシ、切ル、カ、御譜ニハ」
薩ノ侍從様

人々御中

文祿元年、加藤清正出兵於^{ウラシマ}元良哈境、直入女直七ヶ日程、

諸所掠取城郭、其數多矣、築城於金山、使加藤與三右衛

門其兵三千守之、又築一城於橋中、使九鬼四郎兵衛・天

野助左衛門・山内甚三郎其兵三千守之、清正退威鏡道甲

山、御民人以撫育、屢與酒肴以悅焉、是以庶民懷之矣、

文祿元年十月、使義弘父子江原道^{カワラシ}金化^{キンカイ}之爲警衛、將應其

令去永平^{ウエイヘン}移金化之際、同姓又七郎忠豐守春川城、朝鮮敵

兵六萬餘人忽以逼來、圍遶彼城攻責太以嚴矣、余聞此急、

則即遣救兵、且自身亦欲往其地增軍勢也、因茲移居金化

之企所以未遂也、然而敵軍漸已退散矣、以故十二月、遂

移金化、當地五穀不熟菜根亦不甚多、諸般窮困邊地、所

以諸將之辭此地、而予之父子之爲警衛者也、

同月廿七日、出山海關、十二月二十五日、誓于師、渡江

也、

文祿元年冬、義弘公父子應諸將評議、去永平城警衛^カ江

原道^ウ金化城、三久從 兩公、在于金化者二年於茲也、

995 七月廿五日之書狀被加御披見候、高麗國王子兄弟并官人

貳百餘人生捕之由、無油断働故与被思召上候、都を打立
六拾八日炎天を不指陳押詰事、可爲武心棟梁、兀良哈國

江罷越、殿下御弓矢之風儀見せ可申之由、無越度様ニ可
申付候、仍爲褒美、吉光の脇差并黃金五百兩遣之候、歸

朝之上積領知方可被爲拜領候、猶淺野・長束可申也、


「文應元年」

十一月十四日 御朱印

加藤主計頭とのへ

996

「加世田士前田茂右衛門藏」

 (角印文義久)

薩州加世田之内領知目錄

浮免

貳反六畦四步

七

取かへ

以上

一せ四分餘

天正廿年十一月十五日

前田源三郎殿

町田出羽守

久倍(花押)

997

「御文庫廿二番箱十一卷中写也」

(本文書八九七号文書ト同文ニツキ省略ス)

998

「野田七郎右衛門家藏」

薩州大口之内領知目錄

浮免

大田名

壹反壹步

□名

壹反八畝廿步

已上貳反九狹四步

天正廿年霜月十八日

内田備前守殿

久倍(花押)

誠方先
くろとり

野間口

999

知行目錄

隅州栗野内木場村

高五石式斗五升式合七夕

慶長拾九年七月廿三日

浮免

伊勢兵部少輔印
(貞昌)

三原諸右衛門印
(重種)

比志嶋紀伊守印
(顯貞)

町田勝兵衛尉(久幸)

内田隼人助殿

(本文書編年ノ場ヲ誤レリ)

1000 薩州大口之内領知目錄

浮免

牛野名

三段九畦十步

式反六畦五步一

已上

式反三狭寄替

稻荷坊先
寺田

天正貳十年雪月一日

本村淡路守殿

町田出羽守

久倍(花押)

1001 「在都之城川東村柿木園門百姓嘉左衛門」

 (角印印文義久)

日州志布志之内領知目錄

志布志名

壹段

二反之内

サミとこ門之内
うし田

已上

町田出羽守

天正廿年十二月一日

肝付助三郎殿「後山伏ニナリ行藏ト改」

久倍(花押)

1002

「義久公御譜中正文在卷本トアリ」

「御文庫廿二番箱七卷中御朱印写有之」

書狀披見候、仍而其方藏入分之儀、幽齋相談、能く被申付趣被聞召届、尤思召候、代官前法度已下、如上方可然候、委細幽齋へ被仰遣候、船木之事、是又同前候、猶長束大藏大輔・石田木工頭可申候也、

「朱カキ」
「文應元年」十二月二日

○ 「大關朱印」

嶋津修理大夫入道とのへ

1003

「加世田士前田茂右衛門藏」

切紙島地

壹反

井尻

以上

御老中以御下知如斯、

天正廿十二月四日

正恆(花押)

前田源三郎殿

薩州羽月之内領知目錄

(角印文義久)

里名
壹段六畝廿四步

石林庵先
青木のの本

同
壹段六畝

同先
窪牟田

已上

天正廿年雪月六日

町田出羽守

久倍(花押)

早水豊前守殿

「在文庫正文在卷本ト御譜中ニアリ」

(本文書ハ一〇〇二号文書ト同文ニツキ省略ス)

「義久公御譜中十二月二日トアリ、何レカ是カ」

「写在御文庫ニ番箱他家文書中」

十月晦日書狀、今日六日加披見候、

一其國之様子申越候通、具被聞食届候、先書如被仰遣候、

來春三月被成御渡海、一揆悉被加御成敗、御仕置可被

仰付候条、成其意兵糧蕃可相待候、

一中川右衛門大夫事、今度無人にて番所見及ニ罷出、待

御袖判

薩州山川正龍寺領目錄

浮免

二段六畝廿分

二段三畝五分

東之俣

小田

伏ニ逢、手負相果候通、被聞召候、人數を持候者ハ、

先手へ物見、其外弓鉄炮差遣可相越候處、右仕合曲事

ニ思食候、雖然彼先父御用ニ罷立、令討死忠節之者ニ

候、弟小兵衛在之儀候条、跡日被仰付候、向後人數持

無覚悟ニ仕相果候者、跡日被相立間敷候条、可成其意

候、

一猶以來三月可被成御渡海候条、其間之儀、城々堅固ニ

相踏、少も卒尔之動不可在之候、右之上意於相背者、

可爲曲事候、下々にも堅可申聞候、猶長束大藏大輔・

木下半介可申候也、

(文禄元年) 極月六日 御朱印

増田右衛門(長徳)内閣殿

石田治部少輔殿(三三)

大谷刑部少輔殿(吉徳)

七段三セ 長田

三段六畦廿八分 西之俣

四セ五分 ひや水か坂

以上壹町六段三セ廿八分

分米十六石三斗九升三合三夕

畠方

四段三セ廿分 厚

四段廿九分 厚

以上八段四セ十九分

大豆四石式斗三舛壹合六夕

山畑

五段七セ八分 山の上

三段八セ九分 同所

一段六セ廿四分 山之畑

壹町二段五セ廿分 立平

二段六セ廿分 前平

三段壹セ廿分 同所

以上貳町九段六セ十一分

大豆五石九斗貳升七合三夕貳才

合五町四段四セ廿八分

分米大豆二十六石五斗五升二合二夕二才

天正廿年十二月拾九日 鎌田出雲政近判

伊集院下入抱節判

町田出羽守久倍判

長壽院盛淳判

山川正龍寺

1008 「正文在山川正龍寺」 「義久公御譜中ニ在リ」

當國寺社領悉勘落候、雖然當所之事、唐船已下往還之津候、一ヶ寺退轉不可然之条、寺領之事、如前と申調進之

候、令領知可被勤行事肝要候、恐と謹言、

「朱カキ」 十二月十九日 幽齋

「文殿元年」 十二月十九日 玄旨(花押)

正龍寺 座元禪寺 几下

1009 (角印中文義久)

薩州市來之内領知目錄

浮免

永里名 龍雲寺先 宇都 壹段四畝廿步

同

五畝拾五步

同

七畝三步

同

壹段壹畝

同

貳段七反之内

養母名
貳畝

已上六段八步八步之餘
(ママ)

天正廿年拾貳月廿日

藤前寺先

舟か山

同先

みやの前

同先

同所

同先

同所

龍雲寺先
山の口

鎌田出雲守

政近(花押)

町田出羽守

久倍(花押)

長壽院

盛淳(花押)

安樂大炊助殿

1010

幽齋老任御吳見、隅州正八幡領之内、目錄別紙、雖爲少
分、式百石宛行早、全領知肝要候、恐く謹言、
在之

「天正廿年カ」

雪月廿日

竜伯(花押)

椀山入道殿
(善心)

1011

隅州蒲生之内領知目錄

浮免

かまふ之内
壹段壹畦三段壹畦十歩之内

壹段壹畦

已上

山畑壹段貳畦

天正廿年

雪月廿日

「養久公御判アリ」

一ノ殿守先

宮内

堂の脇

同先

谷河つる

鎌田出雲守

政近

町田出羽守

久倍

長壽院

盛淳

指宿左近兵衛尉殿

1012

『上原氏家藏』

新知

薩州祁答院之内領知目錄

黒木名

一かミの園門

村田先

田方貳町七段五狭此内七反寄替

畠方三段

以上

天正廿年雪月廿八日

比志嶋紀伊守
國貞(花押)

鎌田出雲守
政近(花押)

町田出羽守
久倍(花押)

上原筑前守殿

1013



(角印印文義久)

薩州河邊之内領知目錄

一井新田之門

六段

玉泉寺先

中心た

「外數行略ス、田畠山畑惣而略ス」

惣都合田畠山畑

拾貳町五段九畦拾壹步

分米大豆百參斛四斗一升三合三夕三才

右之内を以テ、

合五拾三石四斗壹升三合三夕三才

平泉川邊之より替ニ引、

相殘新知之分

合五拾斛者

天正貳拾年

雪月廿九日

鎌田出雲守
政近判

比志嶋紀伊守
國貞判

伊集院下野入道
抱節判

町田出羽守
久倍判

長壽院
盛淳判

阿多掃部介殿

1014

「正文在高山土木通喜左衛門尉」



(角印印文義久)

薩州田布施之内領知目錄

浮免

貳反

壹段三畦七步

已上三段三畦七步

内侍先

こた

濱田甚介先

日置町

鎌田出雲守

政近判

天正貳拾年雪月廿八日

「雜抄」

急度被仰遣候、又太郎事渡海之刻より、兵庫頭一手ニも
不罷成、於高麗有所も無之由申越候、沙汰之限曲事候、
併可被遂御糺明候間、又太郎母・同女房、其外留守居共
妻子召連、先名護屋江可罷越候、若令遲參者可爲曲事候、
猶休夢・淺野彈正可申候也、

「文應元年」

極月晦日 太閤御朱印

薩州和泉

留守居中

木通志广拯殿

比志嶋紀伊守
國貞判

伊十院下野入
抱節判

町田出羽守
久倍判

長壽院
盛淳判

義久公
義弘公
文祿二年

後編
舊記雜錄
卷二十九

『權山紹劔自記』

一文錄二年癸巳之春の喜びなと互ニ云けるニ、小西と云
肥後之國半之大將成しか、一運仕違候而、都を指て引
退、島津殿御見次候へとて、彼方此方と有ける、少し
足とを直候而、又小よハんと云る城ニ敵起り立て、常
ニ打迫候而、あやうく見得候、此地へ島津殿頼申之由、
石田・木下・淺野三奉行被仰候、頓而彼城江移候而、
敵を十里か外へ追拂心安也、此者之番衆城戸をも不明
之間、日夜無隙野伏を懸候、今日比も敵來候而、草臥
を追散し、一人打取ツ、さわきける處ニ、又市様鳥騾

ニ御出候而、可然仕合ニて、多勢之中ニ馬を懸入、馬
上右鉄炮ニ而馬乗式騎遊し落す、其假首を取、是を始
として追懸く打ける間、其所無氣遣、夫而已ならず、
又市様ハ有時虎と云けたもの悪事仕て、有ける人皆く
逃去ぬ、然處ニ少もさわかず、其虎を鉄炮ニ而射留、
諸人を助け、我もたけき名を上げ御座しけるこそ不思
議なり、愚老子兄弟共に御馬に七寸ニ付て供申候、從
是兄弟分捕申候間、高名也と諸人申合候事及數度候、
愚老満足不及是非候、虎遊し候之事前代未聞成間、文
錄二年三月廿六日と記置申候也、雖然規久ハ四月之比
方氣相無然く、古都と云所方也、其間所くニ而讀かた
る歌數首也、ともとちのかたらひも是ニ而しらぬる
事也、

「朝鮮日々記」

一去程ニ、高麗ノ都入トシテ御盛有リ、千石ニ付一本ツ
、ノ大昇、大名一手くノ備ヲシテ、朝ハ卯の尅ノ打
立、はんの留りハ申尅、大名一手ノ大昇リ陳ノ前ニそ
なへ、軍兵ヲ垣キニシテ、大將ノかりやハ道具衆ノ作
ルニ定ル也、軍兵ヲシテ五十五万騎ニテ御出馬、都

ノ道筋ハ多シ、足輕共者脇に入り、少ク筋ノ押道ハ、破満有念木先逢相華讚無海破無天備亂本鼓屋具山古都江原道ヲ發向シテ行処、都川ニ行當、軍兵モ兎や角ヤトスレトモ、水かさつよくして、ならさる処ヲ諦テ、大綱ヲ打て幾口とハ數しらすくみ合、人ハ上ヲ渡ル、馬ハ川ニ付て引渡シ、渡る程に、たやすく都ニ入ル、然ハ王位ヲ始てよきなき人ハ立頭口ヲ指シテノク、下々ノ唐人ハ山ニ逃入ル也、日本衆打入候へとも、何萬間トモ知レヌ都ナレトモ、地下者一人モ無之シテ、其ヨリしゆくニシテからくりを入、唐人ヲ四方八方之山ヨリ人と才覺ヲシテ下シ、御下知ニテモ候哉、元ノ主々ノ家々ニ入、其ヨリ唐人モ有リツキ、都ノ辻々ニ市ノ如ク立こミ、賣買ニ出ル唐人ハ日本人ヨリ多ク見へ申候、大リノ棚庭ニハじねノ太山ノかこミ、其内ニ谷峯多ク、猪・カノシタケタ者ノ類ハ見ツかくれツ有ルナリ、大リ作ノ大キ成事ハ日本ニハたとゆる事ハなし、キレイ成事ハ日本ノ大りましと諸人ハ沙汰申候處、何なる者ノ火ヲ掛候哉、大成大リモ一時ニ灰シント成、其ヨリ王位様之御舍兄ノ立ヲ取棚、天しゆヲ上げて備前中納言様御陳ニ成、其當リ三奉行國々ノ大名々々陳

ノ取大將守護シ、此よし日本関白殿ニ使大谷五郎兵衛ヲ以テ、高麗國ヲ三メニツ發向シテ名護屋ニ申上ケ、奉行ノ御下知ヲツテ五十五万騎ノ軍兵モまつ処ニ、其ヨリ加藤主計ハ奥ニ二日地入、金剛山ト申処ニテ王位ヲトメ申、アトノ都ニ送被申候、加藤殿ノ手柄ヲ大將モ奉行も褒美被成処ニ、やかてにせ者と沙汰ヲ申候、又立頭川ヲ渡り、上唐之内尾乱海ノ堺、万リノ石懸迄可入之由、加藤ハシキリニ被成候へとも、奉行を始何ツモノ加藤ノひうり事と諸人ハ沙汰を申、進ミ不申候、其故ニ而も候哉、入とも引とも談合相濟さる処ニ、黒田甲斐守其時廿四歳ニ而被申ル、やうハ、強キ事弱キ事ハ兩和ノ物ニて候之間、一ノ弱キヲ我等申候、此ノコツ兵も疲、物具もスタリ、先ツ、釜山浦迄ハ引取被成、天下ノ御下知ヲ待て可然候、其故ハ都ニハ入ル、こゝよりハ御定次第ニ被成てはいか、候哉、上唐入とも天下の御下知ニて候へハ、覺も成、諸人之奉公ニも不及候、乍去方一引陳ニ成候ハ、下シ置たる唐人・都ノ地下人も心替り申ナラハ、日本衆ノ下々ハ足うき申候勢皆ノキ被成て、三日跡方弱キ申タル分ニ、我等跡拂ニ引陳ノ申候、此分後日ノ沙汰ニ

「全」

一 去程ニ引陳ニ定り、地下人ハ多シ、念遣ニ打立之時、宿主ヲなて切りとの御下知ニて、切ル人モ有り、其假ニシテ置ク人も有り、文祿二年巳ノ年、思々都ヲ引、其引足ニ平安ト申処、小西陳朝鮮人懸り、二日ノ戰大軍ニテハ有、小西ハヨリくノ豊後殿ヲ頼て被參候へとも、待モつけず番ヲはつし被成、猶ヲ小西ハ折角ニ成処ヲ屋名川衆少々參り、小西も引取、寄々人ノ見次かさにハ、天下仕合惡ク、中ニモ大友殿ハ其科ニ豊後一國取ル、のミならず、武士之冥加尽ハテ、不運成人ト沙汰ヲ申候、去程ニ大將ハ本ノ釜山浦、大名くも始ノ番処ニ引、文祿二年巳八月十五日ニ、高麗嶋津久保御死去、又市様の事、

1019 文祿元年 みつへのの弥生朔日、御出馬可有之由相定候へ

とも、其日はさしのひてありけるに、其夜の夢想にかくなむアリ、

出ぬ間も月のひかりや夕涼ミ

かやうにおハしけるよしを、愚親爲舟にあひかたり候へ者、おもしろき夢のよし候て、よろこひのかすをそろへ、洞庵とふたりして夢あはせなとしてかすくたまひしナリのさかなをとりそろへ大酒有、さるほとに同三日と申には、大くちくちくちくちくちに御着被成候て、明四日ハ御隊入事候て御とうりう有、御酒宴にて種々の御ことの葉ともアリ、然處に 若殿様ハ大口より一里のさい所にてありける馬越と申所へ御着なされ候を、武藏入道參上以申うけ候て、御兩殿様御同座にて御會尺あけられ候、恆よりも御機けんよろしう見え侍りぬれば、某親子の悦ひハ此上あらしなんと申侍るなり、次の五日には大口も御立なされ、肥後の内久木野のと申所へ御着被成、いかにもちいさき家の有けるに御宿なされ候て、その晩ハ任世・忠増兩人御座にめされ候、任世も大口をおなしよううちたちたまひし時、母上に逢せられ候て、いとまこひなと候ハ、心よハからんとおほして、此方彼方にかくれたまへハ、は、上ハ又いとまこひせんとして尋たまふもいとあはれなり、忠増も其日罷立候、さりながら少御あとより立候て、住なれし庵もすて、立出侍らんとするを見て、男女ともみななきぬ、其中に入一入あはれなりけるは、六十にあまりたまへる母

のありけるか、涙にむせひ聲にてのたまりけるハ、さも(そ)しハたとひめてたく歸るよしありとも、老の命ハ今日を
しらすとのことの葉までを、やうく(に)のたまひて、いと
あはれなる跡になきおハしつる面影、旅のあわれを思立(田)
て、なをくしう身にそひぬれハ、いつかハわする、よ
しアリと思ひて、我心もよハくなり侍りぬれば、そのけ
しき見せてハうつちなんことなりかたからんとおもひ
て、何ともおもはず顔ニうちかたらひて、かハラけとり
あけ三はひくミで、やかて母上にさしたてまつり、御酌
とりてミつから持合たりけるかけ袋に、干いりこのアリ
けるをとりにたしてたてまつり、いろく(の)この葉を
そへて酒をすゝめ侍りけれハ、祝ひの門出とやおほしけ
ん、いまゝてなきたまひし目を、しとり涙をおさへての
たまひけるハ、やかてく(き)ちうしたまひて、又く(か)
くめてたき酒のミたまへ、我も老命にてハおハし候へど
も、千世の命をかきりになりともなからへて、さもし待
付かやうに祝ひ給はんのよしヲ、せ候て、御酌にてさか
つきをさゝせたまへハ、手つきにとりて數すあまたのミ、
は、せうとにさし奉れハ、のミたまひてより、さかつき
をこなたかなたにめくらして後、やかてまかりかへり、

御めもし申へしなといへは、又類ニなきたまへは、やる
かたもなき立はなりけりとおもひて申侍りしハ、此たひ
ハ唐人あるましきのよし候へ共、肥前の内なこやと申名
津のアリける迄ハ、日本國のものゝふともあつまりて、
彼在所よりミなかへるへきのよし申候まゝ、御心もとな
きこと共ハあるまじうおハし候へと、まことやかにな
め侍れば御嬉しきけしき、にわかに見へて悦ひたまひぬ
る、其際にやかてく(なん)といゝて、武士の本意にてハ
なけれども、にけめをつかひて立出侍なり、其より道
行に、草木のあるを見ても又あふへき事かたからんなど
、おもひて、四方の山く(峯)にも名殘おふくうちな
かめつゝ行ニ、むた口といへる所へ、ちゝ武入ハ、御兩
殿様を門をくりし奉て、目もはなもあかくなきなりたま
ひしか、ミつからかをとらんを見たてんとおほして待た
まふに行あひて、もろともニ涙にむせひて、とかくニこ
との葉もかハすことなくてわかぬれば、心くるしきや
るかたなければ、ゑしやちやうりと聞てよりハ、かくま
てななく事あるまじうはおもひしれども、まよひの雲は
れかたきハ、老少不定とやらんいへることの葉どもハ、
ミつからか身のうへにおもひしられて、猶かなしきこと

はまさり行と、はれゆくかたハさらになしなど、おもひて、乗駒の足にまかせて行ほとに、山野の里も打過て、肥後とさつまの境なる小川内といへるに着ぬれハ、あるしあま酒を持て、ミつからくまんとて待かけぬる所に行あひ侍りて、いそく道の故、馬上ヨリとりてのミぬ、其人にもはやさらハく、なんと、捨て、道をはるかに行ほとに、五本松といへる所ニて、丸田筑後守方親類共を引くして、御兩殿様の御送りに参候てかへり行にあひて、かすくのことつてなんして、その人くにも袖をハかれぬれハ、あたりの草もなつかしうやありけん、心くるしうて別路をゆくに、肥後の内久木野といへる里に、日いまた山より遠に有ける時分に着ぬ、御内ヨリハ夜ニ入てこやとにかへり侍て、すゝたれたる家のちいさくてまはらなるに、かりねをし侍れは、枕のミに月ほしのかけさハリなくうつるを見て、面白ことは忘雨のふりぬる夜いかにハあるし住らんと思ひ、かすくあハれなること、も侍れと、ふてにつくしかたけれハ書す、さりなからかの里のうちに古郷といへる所有よしを聞て、何とてすみなれ侍し宿ニハなくて、かくしらざりける宿ニはぬるかや、今宵も古郷にあるよなんと人くい、

けるをきけハ、我身もいとふしんに思ひて、心まとひにかくなんよめり、

古里と名におほふ里に身を置てしらする宿のかりふし

ハいさ

と獨こちて、春の夜さへ長きおもひになん、やうく明し侍りぬ、同六日ニは其里も立ぬるに、伊勢弥九郎殿かへらせたまふに行あひて、左右方共ニ物さへいひあへず、涙くミて手をさしいたしたるはかりを、いとまこひに引別侍りぬ、けふハまた泉徳寺殿御たち日なれハ、念仏さんまひにしてちやうしやうといへる坂をのほりくはつれば、やかて櫻川とい、てちいさき山川の有けるをわたるに、

散てたに春を忘ぬ櫻川の岩瀬にかゝる花のしからミとなん口すきミて、谷ミね野山のかすを越て行は、卅ちやうといへる坂をくたり、湯の浦と申所のかハちの長く敷道のわろきを過行ハ、其夜は佐敷といへるミなどの町江御着馬有、然者此所の役人安田弥藏殿といへるより、御着馬之由目出度などい、て、路中まで一人上られ候、某申次候、然に御返事なされ、使御かへし候、やかて其晚御陳宿ニ自身參上被申候、進上物は鳥目千疋、樽廿、

御兩殿同前ニ進上物ナリ、いつかたにても任世被成取成候、次日の御返礼搦目一万疋、御兩殿共に御同前ニ被成候、此日はアマリ雨風はけしけれハ、御と、まり被成候、此夕かたには又七郎殿御參陳被成候也、されは又某宿所へも安弥殿自身御出候、樽三荷に着かす、御取合御持せ候、其後また馬草薪等送給候、某も返禮として新足二百疋持せ參候、明八日ニは、亭主に百疋とらせ罷立候、其夜はひなごへ御陳被成候、是も安田弥藏殿を御宿申被付候、其晩は御亭主御振舞被上候、佐敷ニ而も如此、いつかたにても御亭主ニハ五百疋ツ、被下候、何事も御兩殿御同前ニ被成候、さる程に、某ハいにしへのしる人にて有ける彦右衛門尉与申人の所ニ一宿申候、酒さかなを取合ふるまわれ候、そのむかしのことともかすく、の思ひ出タリ、いつかたにてももめん五ツ、亭主へハ遣ハし候也、されハ同九日の朝は、此浦まで送り來りける者、勘ヶ由左衛門尉・五六さへもん此二人、某に別れをしたひて涙にむせひぬるを、いろくすかしことつてなんとしてかへし侍りぬ、さる程に、日の出かたニハ御供申、此浦をも立出ても道のわるきを遠行てアリければ、かふ田といへる所をも跡に見て、やかて川を渡は、むきの

嶋とい、て八代の城アリける、其町を御とをり被成候へハ、男女手をあハせをかミ候て涙を落、はるく跡をシタイ來りぬ、其人くの数はしらす、其夜ハ宮之原まで御着被成候、去程に此里を見るに、おもかわりて見たる所にも似サリければ、我年や百千にもナリ侍らんとおもひ、おとろきて月日のまハりをかそへ侍れば、与所の國トナシタリけるも、今六七年の間ナルに、かくまで有しことよとおもひ、いにしへのさまをつくく思ひ廻すに、神のまつりこと時節をたかへす有しおりからハ、身の毛もよたつばかりをそろシウおもひしか、今は又ひきかへて宮も無殘うちくつししけり、木深か、りし山も木一もともたになくなりつくし、門をならへてつくり居シ寺も皆百姓の栖とナリテ、たうとき事ハ一ツもなく侍れハ、すさまじき姿とナリシヲミテ、アマリノ御事に、
「神まつり絶はて、」
「すさまじき」
トキメキシ其まつりこと遠からてあとナクあれし宮の

原哉

同拾日・十一日ニ者、アマリ天氣アシクテ御とうりう有、同十二日ニ者此里も被成御立、外城といへる所の町江御宿陳被成候、同十三日ニ者山川と申所の町に被成御着馬候、それかしは此里に着ぬれば、やかて高き山のアリけ

るにのほりて國中を見るに、田はたけまん／＼として人家居にきは、シウ、タミカマトノ煙隙なく立おほひぬる中ニも、我かいにしへあるし有ける所、くまのしやうのアタリより三ふねなどいへる所まで、無殘見渡侍りて、賤のをたまきと心のうちにくりかへしく念して、心くするしうナン宿にかへり侍りて、亭主などを見れば、与所なから見し住家にも似ず、いかにもせばシウすまひて、人皆かしけタルアリサマを見れば、不思議なる事ニおもひて、よの中のこと、もを尋聞かんとて、いまの世はさそな古にかはりてすミよかるらん、などいへは、亭主侍りしハ、いにしへハ極樂の世にありて、今はちごくにをとされ侍るナリトイハシヲ聞て、いか、ありてカクハいふらんと思ひて、こま／＼タツねぬるに、又亭主いへるは、何にてもおハし候へかし、一種も物を持たらん人には、幾度となくこと葉を尽し品をかへ、使をはおりかへしく、やかてつるにとられ侍るナリ、物も持さる百姓ハ、女房子ともを引はなされ、男ハ籠にをし入て、ハリをもまるゝ者もアリ、木にはさみやきかねアタル人もアリ、湯水のせめにあふもアリ、夏ハへびを桶に入れて其中に人をいれなんとして、へびにしめられて死る人もアリ、

此外さま／＼手を尽して責めはたらかれ候事おハすれと身に持さりしたからを、いつくよりかハ出すへし、廿日・廿日ニも及ぬれば、籠方もはや引出され、首を切る、者もアリ、はりつけにかゝる人もアリ、あふるるゝものもアリ、いらるゝ者もアリ、口をサカレ、串にさゝるゝ人も有、如此ありしことを見るからハ、今日や我が身の上ならん、明日や我身にかゝるへしと思ひぬれハ、夜のひまさへ目もあわず、又ハ日も入かたにナリぬれば、今日ハ命のうちニナン暮し侍タルハト、思ふ心の果ハいかゝなりなんかし、カクノことクアリシ事ともをや地獄とハ申侍らん、むかし相見し極樂も、今落されしちごくをも、只目の前の事なりといゝもあへす、四十はかりの大男、ほろ／＼となきて袖もいミしううちしほれて、ミつからをつく／＼と見て、むかし戀ひしやなんといひて、涙にむせひぬる有様を見れば、我心もさすか若木ニもあらされハ、こらへもあへす、涙を落し侍れば、亭主の女房ともにてもや有けん、四五人はかり女の聲をあけて物こしになきぬ、あわれなる住家に行あひて、宿を借りしよと思ひて我袖を見るに、いとふぬれ侍りければ、いにしへにも見さりし人のなけハとて、かく有ぬへきこと、

もハ、我心をも我と不審におもひ侍りぬれハ、笠草にか
く、

見もなれぬ人にあひつゝ、我袖のしほれぬるこそ心に「シラレ
けれ「ネイ

明朝、此里をも夜のまたふかき内より立なんとするに、
四十四五の男來りて申侍りシハ、武州於大津山ニ先年御
心遣之儀とも有りし時、高瀬より舟に乗せ申候者ナルと
名乗り出けれハ、たのもし人におもひて、心サシ計ニサ
シアヒタリシ脇刀をつかハシ、委敷禮をいゝて歸シ侍る
なり、其よりやかて御供に參は、夜もはやすこし明かた
ニ被成御立候、此日は南の関といへる関屋ニてすこし御
立とまり、仁馬を御やすめ候、皆人兵糧つかハんとて、
こなたかなたに小宿をとりいたりけるを見るに、関守は
ナケレハと、むる人もなきに、かくこゝにし立とまりた
まひしハ、名におふ里の故そや侍らんとおもひて、又め
い歌、

□か袖のしはしハ爰に立とまりつかふハリこや関守と「を守ら
なる「んい

とよめるは、末のよの爲めになりぬへし、一笑く、其
夜ハ筑後の内瀬高の町に御宿陳被成、明十五日ニ者夜の

明さる内ヨリ被成御立候、然處ニ肥前の内寺井と申所近
くナリテ、ゑのき津といゝし塩入の川有、廣さハ一りな
りけるに、ちん舟のいかにもちいさきに乗りて渡るに、
水は濁りて白浪あらく立ぬるニ、袖もぬれわたりてせん
かたなかりし處ニ、はやむかひちかくなりて、しほひの
跡の砂の上にミヤこ鳥の居たりけるを見侍りて、我も旅
行身のあわれに思ひて、いさこと、ハんのことの葉忍は
しく思ひ出られタリ、其夜ハ肥前の内寺井に被成御宿陳
候、余り雨風フリ敷候へハ、十六日七日兩日ハ此町に御
と、まり被成候、されハアハレなることのかた腹いたき
事は、ミつからかうへに兩日の間アリ、それをいかにと
申ニハ、いかにも家のちいさきに宿を借ぬれハ、内ハむ
たくとしてすゝたれたるにあたりけれハ、心よからず
思ひ侍るに、又たく火ハ薪なくて、いらといへる物のみ
たれぬるをもやさんとすれハ、雨にぬれてもへきりけれ
ハ、煙ふかうして、小屋のうちハ夜の入たる心ちなんし
侍りて、身のやるかたなくて、アマリの事ニ外ニ出なん
とすれハ、雨に風はけしくてかさをさす事もならずして、
煙の中にくつもりて居たりけるか、身のかなしさを思ひ
めくらすにたとへなんことこゝにあり、狸女殿と申奉る

御方、山にふかく敷人めを忍ひて住ミ給ひしを、山人見付ぬれハ、彼御すミかなりける穴の口ニ、火を焼て煙をふかくたてふすへ侍れハ、身のかなしきの余りに外ニ出ぬとすれハ、犬有てならず、さる程にアマリ煙にせめられて、つゝに死に侍るよし、山人どもの語りしも、今こそ思ひしられタリ、あまりの御事ニ名歌一首よミ侍りて末世のためにカキ付タリ、

我姿もしや狸に似タル覺かく死はかりふすめられぬる同拾八日ニ者雲も晴風もおさまりぬれハ、月の光さやかなりけるに、夜をこめて被成御立、へふと申町江被成御陳候、明十九日ニハ牛津与申所へ少御休ミ被成、仁馬ニいきをつかせられ候て、やかて被成御立、其晩ハから津と申所へ御陳被成候、此所まで町田出羽守殿・本田因幡守殿、名ごやより参られ候、同廿日と申ニ者、鳥の声をしるへに武具を皆めされて御本陳へあつまり給、さる程に久保様御出立、ものくしくてうつくしきことハいふにこと葉すなけれは書す、只く思ひ出タリけるは、かく被成御立候御姿を、親ニ候武藏へ見せ申よしあらハ、さそなうれしく見奉るへし、さる間此里を夜のほのく明かたニ被成御立候て、なこやへ申刻程ニ御着陳被

成候、同廿一日ヨリ四月六日までハなこやニ御陳被成候、其間ハ日々に石かけ小屋普請などに日を送侍候、彼奉行ハ桂殿・敷根殿・任世・某此四人ナリ、然者間十七日アリテ普請首尾申候、さる程ニ大口より普請之爲めに來タリける人共、夜にけにかへり侍りシナリ、其中ニ一入アハレなりけるは、宇土飛彈守ドノサマト滿行キタラウドノサマにと、めたり、それをいかにと申ニ者、某か命も又つゝくヨシアリテ、あふへきこともアリかたし、其上大口にも万人なミに某もすミし者なるに、一言のいとなくてかへりたまひシをつくく思ひ侍りしハ、しばしとらへてや置ナン、舟にも乗るヨシやあるなどの心の鬼にくらわれてや、夜半計に其姿うせさせ給らんと、心一ツに思ひしナリ、又く猶もアリニけり、松木殿ニ内田殿、此兩所ハ御國本ニ御用之由ニ而御と、めなされ候一日の事ナリ、されハ又其夜の明かたニ御出舟候つれ共、御船本までさへ無参て、御出舟の事をも知らず歸られ候は、侍の本儀たるへしや、なかく我くつれにいとまこひあらん事ハ夢ニもしらさる御事ナリ、我名をくたし歸る事をいそかせ給ひしハ、女房衆ニ心やいそき侍らん、若シ舟にもものするよしや有と、をちる心やふか、らんと存

候へ者、命かな、今一國ニ歸りて、彼人達にあひくして心の内をきかまほし、又ハ橋口彦九郎と申ける者は、舟本ニ荷物を幾度となくはこひて、某出船の躰を見て、涙にむせひて只ひとり汀に立たる有様いとあわれナリ、御出船之事をも大口よりの人とてハ此者ならて知るましようおほへたり、とにかくにいひし程に日數もつもりぬれハ、四月七日と申ニ者名護屋の陣をいて、舟ニ乗て、はや壹岐の嶋へと心さし、追風よきニ帆をあけて、行く跡をかへり見て、はや程遠くへたて来て、心の内におもひしハ、浦山敷もかへる浪かなのこの葉も、かくのことく身のあはれやかなしくよミ侍りつらん、もし今日日本を出て又たち歸らんことも定なけれハ、かたミにと思ひ、よしあしハ知らず書付侍りたり、

けふよりハ浮世の外ニ立出てうるのミヤこに歸行かなかくハ申侍り候へとも、十王の御氣に合ましき身なれば、又此世に立歸るよしもアリナント、心の内をかくし思ひながら、四方の海つらをミるに、うかひし舟ハ廣き池水ニちりし木葉のうち乱れたるに似たり、舟の仕立さまくニ侍りシカト、うつくしきことのミ候へハ、筆も及かたくて書す候、去程に酉の刻と申ニ者、壹岐の嶋へ御

着船有、久保様御船を始メ奉り、皆と夜入かたに御着船有、然者日數もつもりぬれと、國より舟もさらにこす、軍兵とも、渡ナシ、さる間、御兩殿様上意ニ者、いつまで爰ニおハせんとアリけれハ、せんちんを舟を尋ねんと(錢買カ)思ひ、我もくとたつぬれと、一そふたにもなかりけり、されとも敷根藤左衛門尉殿乗船一艘こ、にめぐり来て、十七日と申ニ者、久保様對馬ニとて御渡海候、其御舟引歸來る時までも一艘もこさりけり、同廿一日ニ者、義弘様も御渡海有、さる程に前の廿日ニハアマリ浪風あらくしくむかひぬれば、某小屋を磯に作りてゐたりけるニ被成御立宿候、とりあへず御振舞申上候、然者我と事ハ舟もなくシテ御供申さす候間、今をカキリノ別の道やと心ほそさ筆にも難得候間、不書候、さる程ニ夜半はかりニ者御出船なされ候、舟も持さる身なりせハ、主人を先にはなちタシ、我ハ爰にしるたつらに過暮へき無念さと、なけけともさらに甲斐もなし、御船ハ遠くナリ行はあきればたる有様ハ、いつの世にかは忘るへし、何ニ付而も大口の人の心のつらさをハ怨ミぬ事ハなかりけり、本意をそむき跡に居て胸くるしきのあまりニ者、磯邊ニ出て、貝なと拾ひ、又者釣なとして日の數を送りて、あ

まりの御事ニ川上四郎兵衛尉殿と談合シ、りうせん一艘借受て、平戸まで遣ハし候て、若も我乗船や来るらん、乗てこよと申付、堀本傳右衛門といへる人と川上四郎兵衛の供衆内二人使ニやりけれハ、二そこの舟か廻來て、今生したる心地シ侍りぬ、比をいつそと申ニは、五月十三日ニ人をやり、同十六日に者我か住嶋ニ來リタリ、十七日ニハ舟さうさくをさせ、十八日ハ荷物をつませて、夜ニ入ぬれハ舟をミナ津口のかたへをし出し候得共、風むかいぬれは、舟を少さけ、順風に帆をあげ浪路を遠く行ニ、嵐の俄ニ向ひぬれハ、舟子共こゑくに動揺す、されハ又柁のをれたるなど、いゝて、さハく舟もアリ、宍岐のこどく乗もとる船も有と、薩摩船ハミな乗渡候、されハ又人く酔ひふして煩けるを見て、

舟に乗て高塩酒やのミつらんよひ乱れ臥す人の哀きとなん申侍りて行程に、明十九日の申の刻計ニ、對馬のふちうと申湊に着船申候、千家の町アリ、よろづうつくしき所からナリ、同廿日は順風アシクて此浦ニ罷居候、廿一日ニハしたかと申津へ參候て、一夜と、まりてさまく、いゝシほどに、六十はかりの人を釜山浦までの案内者ニたのミ舟ニ乗せ、明廿二日ニ者西泊と申ミなどに風

むかひぬれハ、日中ニ相掛り候、同廿三日ニ者夜半より舟出して、大戸湊と申所へ着ぬ、その日者住吉の瀬戸と申を通候、左右方松山さしおほひて、きしうつ浪と松風ハひとつニひゝきあひ、船のろのはハ左右の岩きしにさわりの音、よろづおもしろきこと數をつくせり、又ハ空をミれハ、有明月の光ハ木間より見へかくれして、明神の社ハ高所之岩のはさまに立り、一入たうとく面白所ナリ、アハレくよしあらん人ニミせ侍り候ハ、ことの葉つゝくへき事可有ものよなんと思ひて過ぬるか、余りおもしろきことゝもに引かれて、しらすりしこと葉を口にまかせて、人まねして申侍候ぬ、人くの見て笑候はんも形見とはナリ侍らんかし、

爰にアリシ御神ハさそな住吉の瀬戸の岩なミあさぎよめして

といゝて、明神もさそなかはらいたくをハすらんと思ひ出て、我と身をうち笑て過ぬ、それよりはるく參候へハ、妙見の瀬戸と申て、いかにあさく候て舟のかハらハ石ニすりて難儀の瀬ニてアリけるに、案内者申けるハ、妙見ニ神樂を上候て罷通るのよし申候間、其口ニ任かせ神事をして通りぬ、宮作ハいかにもちいさくして上

屋はかりふきタリ、その晩ハ大と泊りと申所へ着船候、
同廿四日五日兩日ハ天氣アシクテ順風なけれハ、此津ニ
罷居候、人里もアタリニなくして心細き所也、去る程ニ
廿五日ニハ桂殿・白坂藏人殿・某参合、つれくゝのあま
りニ四十四句つゝけ侍り候、されは又いつくヨリモひ
かことおほくおわし候へとも、某日このことを書付候ま
ゝ如此候、

舟つなくほともミしかよミなど風

桂殿忠實

月も汀の夏ふかきころ

新太忠増

雨はるゝ砂路遠ミはしゐして

白藏篤眞

まきのこしたる露の玉たれ

実

初かりのこゑほのかなる朝ほらけ

増

雲なかくしそ秋のやまのは

眞

出しそのひかりほのかにうつろひて

実

うすらひとけし水のゆくすえ

増

啼かハし蛙かたよる岩かねに

眞

松一もどのはるふかきかけ

実

古宮のあたり不樂うちすゝみ

増

難波のてらのかねの遠かた

眞

宿りをやもよふしきつる旅の暮

実

鳥の聲のさわかしきやま

吹下高根のあらし寒増り

秋ハふけての水のこすきり

守わふる田面の月のあけはて、

色とりくゝのむれつゝそゆく

物おもひなかむる方の空遠ミ

誰かいひなしかへたゝりし中

友とせん華をいく重もかきこめて

世を捨てしもなくさめるはる

鶯のこゑほころふる谷の戸に

かすむなかれの岩たかきかけ

めぐり來てとる盃もゑひの内

詩をうそふけハ大和和歌

すかたさへまきれすミゆる都人

しのふもあやし衣のうつり香

別つる後もくるしき名や立む

たのむつかひやまたいとけなし

身にshめて送りしふミの門たかへ

月はいてゝもくらき雨の夜

かり枕ね覺かなしき秋ハうし

増

眞

実

同

眞

増

眞

同

増

同

実

同

眞

同

増

実

眞

実

眞

増

吹たゆむまもあらん松かせ

同

草ふきのかけをまはしに住なして

眞

人めかれたるみよしの、をく

実

かき曇り昨日も今日も降雪に

同

ミたれてなひく竹の下ミち

増

暮ぬれハ螢あまたの影ミへて

同

誰ともいかすたてる小くるま

眞

えならぬや月ハおほろの花の本

増

かへるはかりのなく聲もかな

実

をしめとも春ハ弥生に移來て

同

ましハるとちの心のとけし

眞

忠實十五

忠増十四

篤眞十五

海龍玉法樂トシテ興行申候、亭主忠増也、同廿六日ニ者

舟衆とも順風ナク候之間、出舟難成之由申候へ共、いつ

まで此嶋へハ有へきといひて、無利ニ舟をいたしてアリ

ければ、日よりよく成て、日本の地ハ今をかきりよと思

ひ、心ほそく風にまかせて行ほとに、酉ノ刻と申ニ者高

麗のミなど釜山浦と申て、日本よりの渡口ニ着船候、扱

もくと思ひ、心おほへすにかく、日本ハこまもろこし

といふ國ニ船ニ乗てぞ我ハ來めり、同廿七日ニ者、我く

か舟を森ノ兵橋殿ト申人御と、め被成候、其故ハ日本の

軍兵共をくり渡ニ可被成之由候也、如此被仰付候間、不

及是非候而、同廿八日ニ者、荷物余船ニのせうつし申候

也、さる程ニ私か舟ニ者上乘なくしてハと思ひ、八木但

馬守をのせおき候、されは又但馬舟頭・水主、某ニ名殘

をシタイなきかなしミ侍れと、いろくすかして立ちわ

かれ侍りぬ、それよりくがを參候程に、ミな人くハ馬

も渡ぬれハ、馬に乗供打つれて行タマウに、馬舟なくて

わたさゝりけれハ、すそをからくりアけて小者共の姿よ

りもアサマシカリけれハ、旅のあわれさいやまして、口

惜しさのつもりに涙をこほし、アマリノ事にうるハ舟頭、

つらき心のつよかりしは大口の人とよと、心の内に思ひ

侍りしを、後にはおかしき心出來タリぬれと、其日く

のことを書付申候日記なれハかくのことし、其自足ニま

かせ行ほとに、こもがい口と申大河の水の上に、御兩殿

御座舟のつなかれタリける所に、やうく同廿九日ニ行

着てアリけれハ、四五百人の人くくの悦ふ事ハ限りなし、

然者此船本ニ五六日罷居候、其故は御兩殿様御座舟を

始、跡船を名護屋へ可被遣之由、森兵橋殿被仰付候間、御住を申候て可見申之由にて罷居候、さる程に、六月二日ニ御住申かなへ候、其逗留の内ニ乗馬渡來りぬれハ、うれしき心の内ハ筆につくしかたけれハか、す候、同七日ニハはや此船本も打立參候ほとに、ミらいきとやらんいへる城のふもとを一里計とをり、川のほとりに陣取申候、同八日ニ者せんぐたうと申城へ參着、陳とり候、同九日ニ者たいこと申城へ着候、同十日ハにんだうといへる城を通りぬれハ、やかて大川有けるが、水かさ増りて渡もナシ、然處ニ其川に五六反の舟拾艘はかり有けるに、船ちんにてわたるへきよしを申候へ共、渡すましきよしひけるを聞て、口惜事ニおもひ、さらハ筏をくめといふれて、いろくの具をとりあつめ、只一時にくミ立て、荷物一ツも不殘乗渡シ、馬ハミなをよかせタリ、底もミへさる川なれと、思ひ立ぬる心なれは心のまゝにわたりタリ、此川の邊ニ同十一日、一日はとうりふして兵糧とりをさせ、明十二日ハ、夜も未あけさる内ヨリ打立て、其夜は清山と申城を通り候て陳とり申候、同十三日ニ者古都をとをり、三り程行て川の邊ニ野陳をシタリ、「刑部忠義の忌日なり」宗心之御立日なれハ、念佛を心にふかくシメテ、はるく

の道を過ぬるに思ひ出タリ、此國を和歌の道にこま・くたらなといへるよしは、聞つたへ侍りシカド、かやうにめぐりくるへきことハ思ひの外ナリつるに、はやふるきミヤこなといへる所にもキタリけれハ、いと心うるさうシテ、何しらすまた申侍りぬ、
音に聞ことさへまれの國にきて涙の雨の古都哉
同十四日ニ者、「長曾我部殿」ちやうすかミとの陳城ニ着候、明十五日ニ者ちすか殿本陳ニ着候、同十六日ハはちすか殿手の衆番城ニ着候、同十七日ニ者わろき山を越て、左の方へふミ入、川のほとりに陳とり候て、同十八日・十九日兩日ハ爰に逗留をして兵糧とりをさせ、明廿日ニハ脇川殿陳城ニ參着候、同廿一日ハ福嶋殿陳城ニ着候、同廿二日ニハ中川殿陳城へ着候、同廿三日ハ脇坂殿陳城ニ着ぬ、明廿四日ト申ニ者、京ニもやうく着ニけり、せをりのまわり廣き事は、三日ニめくるよし人々申候、見渡候も左あるへきことにミへ申候、其まはりは皆切石にて石かきニシタリ、高さハ三丈計と見ヘタリ、そのうちほかの家居大名小名、又ハ町ニいたるまで作りつゝけたる事、おほきなる事のうつくしきことは、こゝろこと葉及かたけれハ、筆にもかなひかたくて、こまぐることハか、

す候、然處ニミヤこにても追付不奉候へ者、力ナクテ中
一日ハ馬人にいきをつかせ、同廿六日ニ者都をとほく立
出て、いつちとも知らざる道の行を心ほそくたつねこ
へ、足ニまかせて行程に、一樹の陰の宿りもたしやうの
縁とおもひ、一夜くのかりねの宿をこなたかなたにさ
ため候、明れは捨て立出ぬれと、長くの道ニ行つかれ
たる身の故にや、一夜のとまりの宿に行着ぬれハ、アマ
リうれしくシテ、國の宿に旅歸してアリける心ちにてあ
りつき侍るなり、其所くの名ハしれさりけれハ書す候、
とにかくにしていそき道を行ほとに、やうく七月十二
日と申ニ者、毛利壱州杯の御陳被成候、さむでふと申城
へ參着候、某ハ都にて 御朱印請取候て持候間、あくる
十三日ニ壱岐守殿へ小谷又左衛門尉殿取成を以罷出相渡
申候、其ヨリ 御兩殿の御座所をたつね申候へ者、五日
路跡の城より、片桐殿・藤懸殿・又七殿・伊藤殿御同心
を以て、別國御をさめなされへきため、よこ道御とをり
のよし被仰遣候間、アクル十四日ニ者又爰ニても參アハ
サリければ、御跡を尋打立候、然處唐人を案内者ニ被下
候へ共、こなたより申事も彼唐人の心ニゆかず、又かの
もの、申事も我くか分別ニと、かずして、た、手なれ

ぬ犬と道つれシタル心ちなんして、皆人迷惑之躰ニ候て、
道のまゝ、ゑんニまかせて參候ほどに、ふしきにや、ぐと
申城の口に札のアリけるを見侍りぬれハ、さつましゆハ
此道筋御とをり候よしアリけるを見付、人よるこふ事
かきりナクシテ、同廿一日ニ者此城も立て、いかにもほ
そき道の有けるにふみ入りて、さきをしらす行ほとに、
一きうちなる山道の石場はけシキかたニ來て、石坂など
のアリけるハ、馬をか、へてあけなんとするに、兩ハマ
た身ニあたるもいたきほどにふりぬれとも、いかさま里
ちかく候ハんとさきをたのミ、とまりをもさためす行ニ、
はてしなき山路なれハ、人住里ニ出事もなし、はけシキ
雨に暮て夜も一入はやういりぬれハ、俄の事に思ひてね
やもとめんとすも、灯なけれはいとくらくして、しるも
しらすも皆人行着所ニひさをくミ、あわれなる躰ニぬれ
あかしタルアリサマ、中くたどへすくなき事也けると
ころに、某ふしきに火をうち付、いろくして焼立ぬれ
ハ、そのあたりに居たりける人々悦ひて、火をとりタキ
立候事ハカキリナシ、さる程ニやうく夜も明ぬれハ、
明る廿二日と申ニ者人里ニ出ぬ、家はちかくニ見へぬれ
と、大川をへたてタルさい所ナリけるに、をりしも水か

さまサリぬれハ、渡もたへてなかりけるまゝ、行て宿か
るよしもナシ、其夜も雨ニぬれくゝて、袖も身も打しを
れ、ぬもせで夜を明シタリける、我か姿をしらさる人ニ
見せ侍は、戀せし身とやおもひなんと、かたはらいたき
内にもかなしきことハ増り、草のかけにいろくゝの虫か
すくニ鳴ぬるを聞て、め□なるよすかにかくナン、
(袖もカ)身もぬれてかなしき雨のよに涙なそへそ草村の虫
と、余りのことに□を我とナグサメントテつらね侍る
ナリ、此日の□かたにまた雨もおやミもせず、皆□
者も雨ニたゝかれてゐタリけり、いろくゝの物□リをし
たりける内ニ、某カタリ出けるハ、□き夜の旅のあわれ
とハイ、なから、かなしきことハ、

1020

酒川鎧毛付 川上久國
覚返之

紫おとし、又こん糸も有之候、 新納弥太右衛門尉

1021

『正文在大島休左衛門久方家』

大島久左衛門忠泰高麗道記

さるほとに、此六年のほと、日試の武將高きもいやしき
『如本、威カ』
もこまの國へ陳をはり、いまた歸朝もし給ハス、我と頼

ミし人、薩の國のあるし嶋津兵庫頭義弘、いまハ侍従と
申侍りける、さんぬるきのとのひつしに中歸朝し給ふ、そ
の子忠恒かの國のか徳島とやらんニいまに在陳し給ふ、
義弘も又この二月廿一日帖佐と申在所を立、三月廿八日
ニ久見崎と申浦より五十余そうのふねをそろへ、出ふね
し給ふ、それかしもさやうの友つかふまつり、同二月下
旬ニ大隅の馬越と申里をたちて、ふなもとへ打立ける折
ふしに、せかれのたくひ二年も三年もあハす過くしなん
事、老少不定の世の習、千里のなミ路しのかん事、かれ
是をなしミけれと我ひとりならぬ旅ニしなれハ、留すの
つれくゝなどを申をき、かハラけくミかハし、まかり出
て侍りける、その時ある人、
『なく歌』
君にしもつかふる道になくハ

旅立袖をと、めさらめや

とりあへす返しに、

もろこしへ行身ハ我れにかきらぬを

いたくな侘そいまかへり來ん

その日ハ龜田と申所へ留て、おくりの人と皆かへしつゝ、
廿日ほどハ隈の城と申所へ、義弘船待し給ふに、ミやつ
かへつゝ、かの地へ逗留つかまつりける、その所にて新納

武藏入道七そちにあまり給ふ人になんおハしけるか、

今こんと別れ行とも七そちの

よハひの名残おもひやらなん

かやうニよミておくらせ給ふ、それかししらすよミに、

かり初の別れなからも年月を

へたてんとおもふ名残かなしも

又有人の君へ申奉り給ふ、

あちきなやもろこしまてもおくれしと

おもふ心ハ昔なりけり

その御返しニ、

もろこしや大和をかけて心のミ

かよふおもひそふかきとハしる

三月十八日、白波の町へ中宿申候て、二日のほど逗留をつかまつり、同廿日川ふねにのり、くミ崎と申ふなものとせましきハラ屋の内ニかりそめの宿をとめ、きふよあすよと待ぬれと、心ニまかせぬ船の道、いと、永日を暮し佳にける、廿三日に義弘も此浦ニ下らせ給ふて、かねての日とりのことくニ、廿八日ニ五十余そうのとも繩とかせ給ふに、それかしへ給ハリけるその船ニ、いまたとハのハさる事ありて、その日も出るニ及す、のりおくれ

心ほそくも只獨、御ふねの帆かけの見へしほとハはまの

眞砂に立、すミて、おきのかたのミまもられける、さて

ハ二日三日のほどにハおひ付奉んとおもひしも、打續か

せもおひ候ハぬゆへに、卯月の十二日迄かの浦に明し暮

しける、されハ卯月の一、二、

古里の花になれにしうつり香の

衣をかへん事そかなしき

同二日、いそニ出てミるや、はまくり・のりなど、申海

の草をもとめつ、歌 あそひける折ふし、古里より酒持來る

人ありて、やとのあるしなど、汲かハしける折からに、

けふ爰に浦を見るめのかひ有て

君かなさけをくむそうれしき

又のりと申ものとりけれハ、

うミよりもふかきめくミの法をえて

かつくえにしや後の世のため

又宿のかきねに卯の花の、時しりかほに咲出けるに、よ

ひ月の光さへうつろひて、けしきえならぬ折からなれハ、

月かけに卯の花さける折をえて

など鳴出ぬ山ほと、きす

跡や先の事のミおもふ中宿にて枕にちかきなミの首、岩

ねの松に浦かせのこゑさひしくもふきしほりけれハ、春のあた成夢をさへ結共なく明しける、卯月八日に移り來にけれハ、けふこそなん、御ほどけの生れ給ふ日なりけれどとて、太平寺と申山寺へ川ふねニのり参りつつ、終日あそひかへるさの折ふしに、時鳥一こゑなきて、いつち共なく過行は、

一こゑや行ふねつなく時鳥

かやうニ何しらすニ申すて、其日の暮方ニもとの宿へつきにける、同十日よりハさしむかへニ京泊と申浦おハしけれハ、宿をかへて、やかて十二日かせもおい候、はや船ニのれと船頭そゝのへし候まゝ、とも繩とき、帆をあけてはしりけれハ、十八里ヲ過て天草の戦の浦とかやニ着侍りける、此浦ハ昔むくりと我朝の神のいくさし給ひけれハ、神のうち給ふゆへに、戦の浦と申傳へけるよし、年行のかたりけれハ、

武士の戦の浦に着にしや

かとしてになして神もまもらん

十三日、巳の時はかりに、又ふね出しけるに、折ふし雨もそをふりて、もやうミのおもてに立そひて、海原さたかならず、波にひかれ志岐の袋と申浦におとされける、

十五日の朝まてかの浦へ留りて、その晝時分よりいかりをおこし、椀嶋へ申のほどにはせ着ける、又かせもおひ候ハねハ、廿一日迄かハしまへとうりう申けるニ、宿のあるし荒木外記と申人にて候、一入心もくたけ情ふかき人にて、そのほどかたり友なひけれハ、出ふねの折ふし、名残おしくおもハれるとミへて、なミた目一ツうかへ、船本へ出てなきミわらひミ酒すゝめ給ふ、てなれし扇をおくられるに、松を繪ニかきたれハ、歌を散して古たひめきかき給ふ、

君をおもふ心の色ハ千とせまて

松にたくへてかハらさらまし

かやうニし給へハ、ミつからも何にやかやのかたミをつかハしけるニ、筆ニまかせかき付たる事おほかりけれと、うるさけれハかき侍らす、廿一日出ふね申けれハ、跡しらなミの立へたゝりて、瀬戸と申所へ十八里はしりと、まりける、又その廿一日、かせも方をかへふきけれハ、牛のくひと申しそねニ船をかけ、二夜のほど、人も居ぬ浦へと、まりける、廿三日、とせんのあまりに、山かけの岩の上におり居て、石に經などかきて龍宮へ奉る、渡邊名字の人、つゝし手折てうたよめてのたまふ、歌ハし

らす候へ共、

夏かけて春の名残や岩つゝし

日もくれなひにあかぬ色かな

かやうニ口すきミ、その夜をあかし、廿四日卯の時に
おもふまま成かせ吹來るよしにて、帆をひらき梶を立はし
りけるほどに、未のほどにひらとへ着侍りける、日たか
きながら、いまさら壹岐のしまへはいかゝとて、かの浦
へとまりける、あくる廿五日、月出て給へハ、又出ふ
ね申けるニ、類船も跡や先にのりうかへける、その内類
船二三そう對馬のことく直ニはしりけるほどに、それか
しのふねも壹岐へかけず、直ニ波路行ほどに、酉の時ほ
と方俄ニ大風吹出て、波ハ山をかさねたるふせひにて、
まへも後も見へわかす、さあらハ帆をおろしなとしける
折ふしに、なミのあらましきに梶を押おられるほどに、
かへ梶はいかにと問へハ、さらになしと答ふ、さあらハ、
わひかちをさせとて、ろをまろかしき、せけれハ、それ
もほどなく押おられ、ともの見おくりの板も風に吹ちら
され、八帆の柱も吹おられ、はやしゆつなく皆とあきれ
はてける有さま、何にたとへんかたぞなき、さりながら、
つミし荷物をはね、かろめて見よとて、皆とうミへ何も

かも手のかゝりにしつめける折ふしニ、かけなミ二度三
度入けるを、とやかにあかをとり、只今こそ大うミのそ
こへしつミはてけるよとて、きも玉しるひも身ニそハす、
口惜も有かなど、こゑくニほとけの御名をとなへ、り
んせうのおもひをなす人おほかりける、かやうの事は、神
のちからならてハとてもたすかる事かゝりかたけれハ、
渡邊作右衛門尉・有まの弥六兵へ、ミつから腰の刀を八
ツの籠わうへ奉り、なミかせをしつめて給ひ給へと、口
くニいのりけるハあはれなりし事共なり、その上もと
とりまてはらひてうミへ納るうへハ、衣しやうの類、誰
か残す人もなかりける、とやかにとせしほどに、夜に入
て、此ふねをいつちへ風のさそひ行をも、しらなミの音
はかりこそ耳ニふれ侍りけれ、にしひかしをもわきまへ
す、なミにまかせてゆられ行心のうちそやるかたなき、
道具もなく、やふれはてたるふねニのり、そこ共なミに
しつミはて、魚の飼飼カとならんする、先の世のむくひいか
成事なれハ、かほと神やほとけもすてはてさせ給ふらん
と、科もなき仏神うらミ奉る時も有、頼ミをかけ奉る時
もありて、物言事も波風の音ニさたかならず、おもひく
つおれたる有さまハ、いつの世かは忘れへき、はや夜も

明よかし、國か嶋欽立て、も見んとおもひけれハ、夏のミシカ夜なから、秋の千夜をもあかす心ちして、やうやくしの、めの空とおほへて、やをらかしらもたけて、山や國やともとむれと、東西南北かきりもなく、またふきすさまぬかせなれハ、かせにまかせてうかれ行、心のほどそあさましき、そのひるのほどに、雲かきりかどあやししく心あてして見るに、是ハ國かと覺たり、是ハいかさま高麗のうる山かとそ、人く申ける、本ハ加藤との陳所なれと、いまハ敵の有所なれと、なミにしつミてはてんよりハ、もの、ふのてきにあふてしなん命ハくるしからすとて、悦の心ちして行ほどに、ろ梶もなきふねなれはおもふやうにもしのきえす、ふねもなミちにさたまらず、あなたこなたとた、よひける、さてしもまちかくミかけける折ふしニ、又かせふきなをし、ひかしをさしてはしり行、あまりの事ニ申けるハ、日の本へむかひ行ほどに、いかさまわか朝の内ニこそふきつけ侍らん、など、申人おハしけるも頼ミなく、あハれなりし有りさま也、その時、口ニまかせふなはりニ立あかり、

日の本へむかひ行てふ此ふねを

はやひきよせよ伊勢の御神

けふ毎ニいのるめくミの誠あらハ

我をハすてぞ頼む氏神

その時ミつから後生のつとに、兼てたもちをきたりけるほけ經の八まき、金剛經神道仏道の切かミ・けちミやく・くハらなどのたうとき物のたくひを殘なく龍宮へ奉りて、此ふねの内のもの共たすけ給へや、八大龍王と、きせい申あければ、さやうのきとくにや、うしとらの方とおほしきに、山かけかすかに見へたりける、そのま、是ニ力をえて、二度わか國へ此ふね着て給ハらハ、一代の其内ニ一万句の連歌興行申へし、又神舞などもとりおこなわんと、かすの立願かきりなし、その日もかの國へつきぬる事、ろちなきゆへことならず、又夜に入てその夜をあかすひさしさハ何にたとへんかたそなき、かくてその夜をあかしつ、昨日ミし國ハ跡になし、又西をさして落そ行、た、事ならぬ事なるへし、いまはやしな事事も惜からず、皆とあきれはて、物ゆふ人もなかりける、それにつけても、ミつからハおもひの玉をくり返し、た、神のめくミをのミ心ニかけいのりけれハ、とやかやくとせしほどに、廿八日の犬の時ほどに、長門の國のにしニ當る三嶋と申ほそき嶋へそおとされ行、それもはや

かけ通落行ニ、かの嶋よりむかひのふねニそう出てひきけるにぞ、かの嶋へも着にける、たゞ夢の心ちして、まこと、さらにおもほへず、よるひる七日水を露ほとものまさるゆへニ、まつ水をもとめのミけるハ、かきとやらのことくなり、それより色々身のやうしやうニかゆなとと、のへ、次第く心も本のことくニなりてこそ、うれしさのおもひもしられける、さるほどに、それほどのなミかせのさハかしかりける折ふしにも、心くたひれてや有けん、すこしまとろむ心ち有し時、ゆめニ見たる事少もたかハす、此嶋のありさま也、さてハた、此嶋のめくミの御神のひきよせ給ふかとおもひしられけれハ、おそろしくも有かたくも、中く筆ニしるしかたし、かの嶋へむかし筑前の宗方大明神の第四第五の宮、うつほふねニめし、此嶋へあからせ給ひて候を、和同二年ニあかめ奉り、かくまんと申神にてそおハしけると、下く物語しけるま、

さてもかくまん里のなみ路行ふねを

よせしや神のちから成らん

八幡の御やしるも有けれハ、

誰か里もめくミのふかきハわた成

神のちかひを頼まぬぞなき

など、口ニまかせ申て、その逗留のほどハもうて侍りける、されハかの嶋ハ人の心も情ふかくていとやさしき事ハ、時めく花のミヤ人にもまさるはかりなり、中にも宿のあるし、僞なく心をそへいたわり給ふ事、此世の外まで忘れかたし、誠ニ一樹のかけの雨やとりさへ、あさからさりしえにしと申傳けるに、無人のよミかへりたる心ちせし我らを、十日あまりて留をき、破れしふねのしゆりを加へ、中國の地へおくり届給ふ、そのえにしをおもへハ、しゆミさうかひのことし、されハかの嶋へ着にし事不思議ニおもひて、

なミかせにさそハれ來ぬるふねなくハ

こゝをいかに三嶋成へき

しつむ身を神のたすけにうかひきて

命長門の三嶋にそつく

かやうニさう歌申侍りける、さる程ニ五月一日の暮、こさゝのはかたニかけてはまニ出て、おとりなど申候へハ、かの嶋ハ是を瓊敷事ニおもひなしけん、ふつする事我が國ならぬかし、面はゆき事共なり、又あやめのせつにもかの嶋へ罷居候ゆへ、

夢にさへ三嶋としらぬ此里の

あやめをひくやえにし成らん

宿のあるしへかたひら一ツつかハしけるニ、

しほたれしあたの衣とおもへ共

ぬきて残すぞ忘れかたミに

かやうニ申候て、同八日出ふねつかまつり、その日石見の國小はたの浦へ留りける、その次の日ハ萩の町へ船をかけ、中嶋宗右衛門尉と申人ニ宿かり、五日逗留申けるニ、一段情有人にて、以之外ニいたわり給ふ事、中く筆ニしるしかたし、その十日ニハ隣の友をあつめ、連歌を會尺ニとうけ給けるほとに、その道しらするよし侘仕候へ共、しきりにとそ、のかし給ふま、その日大雨なれハ、何しらすニ、

五月雨ハ行袖とむる宿りかな

かやうニ申けれハ、てい主、

匂ひもふかき軒のたち花

第三、

ほと、きすね覚の空ニ音つれて

それより百みん興行有けるニ、會などのいさ清き事申もおろかなりける、その次の日ハ後藤殿と申人、

行袖もとまれあふちの花のかけ

と上の句あなたよりなされて、百みん興行なり、又その

次日ハ、有方へかたりニよひ給ひけるか、そのまま又興

行とて、とりあへず當坐ニ申ける、その窓のまへニ若竹

のかすくミへけれハ、

若竹のよ、を重んのはかな

かやうニ申けれハ、その人物いわひする人に候ゆへ、よろこひ給ひけるそおかしかりける、又その次日ハ、浄土寺の風呂を焼、さうめんをと、のへ、終日になくさませ給ふ事ありかたかりける宿えんなり、十二日ニかの宿立けれハ、一里あまり皆此ほどの連歌の友たちしたひ來て、名残惜ミ給ふそあハれふか、りける、

行先ハ我古里とおもへども

君か宿りを立そかなしき

いかなりしちきりなればや行袖を

したい侘てハかなしかるらん

又信忠と申人ニ、

生れあふえにしありてやあかなくも

ましハる袖の中となるらん

返シニ、

あふハたゝいつれと別れとおもへ共
名残惜きハ旅人の袖

又忠俊と申人ニ、

又來んとおもふ心を頼みてぞ

あかぬ友にはわかれても行

又來んとわかれ行共老らくの

身おしおもへハ袖ぞしほるゝ

その日の暮ニハ河原と申町へ留りける、その次の十五日

ニ赤間ヶ関へ着、村田の善右衛門尉と申人ニ宿仕ける、

二夜とゝまりて、十六日ニ先帝の御せんゆうをかミ奉る

とて、

もゝとせニ四かへり過る跡なから

その名ハ残る雲の上人

十七日、ふねニのり芦屋の宗之と申人ニ宿仕りける、十

八日ニまかり立とて、

名にしおハ、あしや成へき宿ト成ルを

弧れし心ハよしや此里

その暮ニ青柳の町ニ善五郎と申人ニ一宿仕候、

青柳の茂る木かけニ立寄て

しハしやすふ袖ハ涼しも

十九日、はかたへ着、七郎さへもん申人ニ屋とりかりけ

れハ、夫婦共ニ殊勝なる老躰なり、子息与一是も心よき

若人と見へ、三夜のほと更る迄、旅のつれくなくさめ

物かたりなし給ふ、浄土宗のゆへか、ねても覚ても御

名をとなへ給ふ事のミをわさにする人なりけるか、六字

をくのかみにすへ、六首つらぬめし置候へ、行末のかた

ミとうけ給まゝ、後のあさけりも忘れはて、當座のあひ

そうニかき付置候、口の三首ハ旅の心をよミ、おくの三

首にていしゆのたすかり給ふへき事を申ける、あさけり

く、

なさけ有君か宿りを別れ行

袖の名残そかなしかりける

むつまじくなるゝえにしハいかさまも

此世の外の契成らん

あた成しうき世のほどをおもふには

又來んことも定かたなや

ミなどのふ人のいのちハはかりなく

さそな栄ん此世後の世

たれも皆里こそかハれもろ共ニ

にし御國をねかハぬそなき

ふたつなき心をたにも道とせハ

さそな生れんはちすはの上

かやうニ申をき、廿二日筑後のくるめニ着て、大工喜右衛門尉と申人ニ宿申ける、本とかミの人にて、何さま心もくたけ情ふか、りけるま、色とのふるまいいたわり給ふ事かきりなし、きおん寺と申山寺へ参りけれハ、歌などよミ給ふ人にて、種々の御はなし面白くおほへける中にも、手習衆廿人ほどおハし給ふニ、

かり初のちきりなからもあかなくに

ましハる袖やえにし成らん

あかなくも又とひこすはこののは

末をもちか、情とハミン

と返し給ける、さるほどに、廿四日せきニ留りて、志柿の主殿と申人ニ一宿候、此人ハ大坂もんとの人にて、一入ミたをねんし給ふ間、是もはかたの宿浄土宗とて、六字よミ給ふよしうけ給及候、さてハわかほどけへも六字よミ候へと、しきりにそ、のかし給ふま、もたしかたく侍て、

情有人の心を頼みてそ

旅行袖もかりそめのやと

むすひをくえにしほのほのいかなれハ

したしき袖の友となるらん

あたなりしうき世の夢とかねてより

さとの心やほどけ成へき

ミしやいかに雲間をてらす月かけも

西の空にそ光と、むる

たれもミなおもひの玉をくり返し

御名を唱よ後の世のため

ふかくしもさどりの道に入人ハ

さそな生れん西の御國に

かやうニ心やすめニ申をきて、廿六日山鹿へつき侍りける、しかれハせきの宿にて扇をおくられけるを、山鹿の宿にてひらきミけれハ、菊の花繪にかきたるに、

生れあふえにしありてや旅人に

あかなくもくむ菊のさかつき

夏なからかやうニかき付られけるほどに、

手ニふれし君かかたミの扇をハ

秋ハくるともをかしとそおもふ

吹かせの傳さへあらハ折くんに

君かたよりを菊としらせよ

かやうニかきつけ、馬返しニもたせ、せきの宿へ遣しける、物をかしき事ながら、誰とハしられまじきま、その時くのあひそうニ、あざけりなからかやうニ申をき候、又山鹿の宿ぬし藏人と申人なりけるか、はかた・せきの宿ニミたほとけのたうとき事うたによませ給ふと、御こ物衆物かたりニうけ給候、それかしも大坂のもんと物の候とて、はや硯かミとり出し、あミたへほうらく申候へとうけ給候ま、

なに事もえにしになくハかり初の

旅の宿りもとめやはせん

むかしにもむすひをきけるちきりにや

いまとけてしましハれる袖

あと先とうき世の道ハへたつ共

生れやあはんおなしはちずに

三名となふ人の行衛そ頼もしき

のちの世かけてさそなさかへん

たちるにもほとけの道を忘れすハ

西の御國も遠からぬやハ

ふてをそめもしもつ、かぬことのはを

かきて残をかたミ共見よ

さるほどに、廿七日くまもとへつき、御ふく町の二郎三郎と申人ニ宿つかまつりける、此宿主も一向のせうていとミへけるに、男女袖をつらね、上人の日とてあつまりける事かすおほミ、此となりニほつけ寺あるに、一見ニ參候へハ、内にめされ茶など御ふるまひ候て、色くのはなしうけ給ける、うしろの池に蓮のいき清く露にかたむきけるを見せ給ふま、しハしけんふつつかまつり、又ほつけの御ほそんニめしつれをかませ給ふ折からなれハ、

心よりひらけ初にし種なれば

妙成法の花や栄ん

又池の蓮ニ、

池水の底まですめる蓮はに

心の玉をミかく露かな

かやうニ何しらすニ申をきて、宿へかへりまかり立ける

に、宿のあるし夫婦、ほとけの御まへにて酒などす、め

給ふ折ふしニ、

なれにしハむかしのちきり有としれ

ミぬ里人にたよるふしぎは

一首の内ニ南むあミたふの心をよミ入て、旅の心を申侍

也、廿八日、八代の麦の嶋へつき候て、善二郎と申人ニ

宿かりけるニ、さま／＼のふるまひなど申され候て、ねんころの心さしいとふかけれハ殘多、廿九日ニかの宿まかり立ける、それより水俣へふねよりくたりけれハ、ふなもとへ立出、しハし立すミテ名殘惜ミ給ふ事かきりなし、その時口すさみに、

稀にしもしたしき友となれ初て

又別れ行旅そはかなき

そのあかつき方、おミの浦へふねをかけ、夜をあかし午の程ニ水俣へ着けれハ、ふる里よりむかへの人とつとひきて、やかてその日打立候へといきめ給ふほどに、山をこへて山野と申在所へ、伊知地イチチとのと申人したしき友ニなんおハし候へは、立よりて、うかりし波かせのふねの内の有さまかたりなど申けれハ、酒さかなをと、のへ給ふ、それより道すから、こゝかしこにて酒をもちさき、け、さかむかへし給ふ人おほかりけれは、やうやく犬の剋ほとに馬越へつきて、此ほとうきねの床の旅まくら、申なれし渡邊作右・有馬弥六などへ風呂をたかせ、道すからのきうくつをのへさせて、明る六月一日ヲと、めをき、その宿／＼におくり届ける、かくてもそのまゝ宿にもいか、とおもひ、又くハたちて八月八日ニ水俣へ下り、同

1022

十日にふねニのり、その夜ハつなきのおきにふねをかけ、その次の日ハ柳のせとへと、まりける、それより口の津へつきて一日とうりうつかまつり、又十三日ニかはしまへつきてもとの宿ニ入れけれハ、めつらしき事ニかしつき給ふ、

『正文在大島休左衛門久方家』

大嶋久左衛門忠泰從高麗之文享

のたへも、ゑつてうとのへも、又うはう、よめしやう・むすめりうもし・二郎との御心へ有へく候、此方へ心つかひあるましく候、く、いつミかふうふ・ミンふかふたり・大くら仲兵へ・九郎左衛門尉・五介・十介その内の内衆ともニ、留守の事たのミ入候よし申たく候、せうしやうも、こは、きく・むすふあと、つるさへ・まろうとなどへもそへふて申候、おくんよりたい／＼ニ申遣す候、まつ／＼かきと、め申候／＼、

すきにし十四日、ひらとよりミなまたの人ニふミたのミ候、と、き候や、心もとなく候、さりながら、そのふミニ大かた申つかハし候つれとも、と、かすもやと

存候て、又々おなし事もかきつけ遣候、

一八日ニミなまたしゆつせん候て、その夜ハつなきのおきニかゝりと、まり候、

一九日より十二日のあさまてハ、せたかともりと申入ゑ

ニふねかけ候て、三よのほどふねニ留候、

一十二日の夜あけより出せん候て、その日のひつしはかりニ口の津へつき申候、八里にて候、

一十三日よあけよりいたし候て、その日のとりの時はかりニかはしまへつき申候、是は十八里にて候、

一十四日ハかはしまより出し候て、その日のとりの時ほとに平とへ着申候、十四日夕十八日のあかつきまで、

ひらとへとうりう申候、

一十八日のあかつきより、おしふねにてなこやのおきへ十三里おしつけ候、是ハしゆんほうなきゆへ、かさう

へニわざとおさせ候、

一十九日より又おさせ候て、廿日の夜あけニいきのかさもとへ押つけ候、

一廿日によあけより、さつまふね、ここかしこのふね五十六そうにて、いきより對馬へわたし候、いつれのふねハかせニおとされ候つれ共、ミつからふねハすくニ

すミよしのなだへつき候、

一廿一日ハ、かもせと申うらへ留候、

一廿二日ハ、かもせよりしたかと申浦へおさせ候、七里にて候、

一廿三日ハ、したかよりにしとまりと申うらへ八里おしにてつき申候、

一廿四日ハ、にしとまりよりおし候て、わにのうらと申津へつき候、十里にて候、是までハつしまのなたのりにて候、

一廿五日、あかつき百五十そうにてかうらひへわたし申候、あまりかせむかひ候まゝ、四里ほどはしり候てよ

り、それかしふね、かれは十そうほどハたてもとし候、さりながら、其日の午の時より又候かせもおひてふき

候まゝ、しゆつせん候、心のまゝ、ニその日の暮かたに、かどく嶋へはせつき候、此なつニちかい候て、此せつ

ハあらしなミにもかせにも、ついニかどくまでハあひ申さす候、御心やすかるへく候、

一廿六日、御物七十石のせ候をおろしをき候て、御くらへつミ申候、又候いしやう・うつわ物、何もかもかとのあはら家ニおさめをき候、うちすつるやうの物に

て候、又 どのさまハはや十二三日ちほど、御いり候
 よしうけ給ハり候、とてもりくちハなにかたく候とき
 こへ候ま、又是よりうんちん船にて、三日ちほどハ
 参へきのたんかう申候、

一廿七日、ミキニ申ことく、おしふねにてかどくしま方
 十四五そなたにて参候、何さまはやとをくこそまか
 り成候へ、そのよハ七里おし候て留候、

一廿八日、又かせむかひ候ま、おしふねにて八里ほど
 参、ある山かけにふねをかけ留候、廿九日、ふねをい
 たし候へハ、あまりかせもはけしく候ま、又何と申
 浦とも存す候ところへ、その日ハいたつらにとりう
 申候、此ふミハ廿六日までの事ハかどく嶋にてかき申
 候、それよりのちの事ハ、廿九日ふねかゝり候いそね
 ニおりかき申候、いかさま一りやう日の中ニ、川口と
 申所江ふねつくへく候、それより御 ちを参へく
 候、さき へちのかミも申 「如本」

一それかし此比しほりけと けといてあひ、せうしに
 候、大へんもせうへんもちをくたし申候、そのゆへか
 おこりのことくふるひつき、物などもたへす候、ほけ
 たけへ七日さんろうのくわん御申候へ、又こなわしろ

1023

へ、二月のひかんニせんとの参り、日のかすの大ひや
 う御あけ候すると、くわん御申候へく、何事もく
 めてたくく、

八月廿九日 　　た、やす

やともとへ まいる

か兵へとのハ、ふさんかい方た、いまふなもとへお
 ハし候よし申候て、人そくはかりさきニ参候、その
 身ハ荷もつともおろさせ候ゆへ、いまたきたり給ハ
 す候、その内ニはやかのせうもし打立候ま、やとも
 とへふみつかハしなく候、但ひるのしほニいてふね
 候ハ、ふミ参へく候、めてたくく、

かのせうさへもんきちうニ遣候ふミハ、正月廿九日ニ
 した、め申候、又十月十五日のふミ、ゆの尾のたより
 ニ御遣候ハ、同卅日ニと、き候、くハしく見申候て、
 其方さかしくとも候よし、うれしく候、其時分大口の
 あね上もそこもとへおハし候つるや、ふミ給候、一た
 んくくうもしニ候、又てるま・かくせいと、き候か、
 めてたくく、かくゑもんきちうさせ候、と、き候や

うけ給たく候、その折ふしこかくせい一人遣候、むすめへ御つかハし有へく候、又候此方へ十一ニなる一人もとめてめし置候、おこりふるい候、又此比ハやくひやうやミ候て、せうしニ候、今ふんならハしに申へく候、こもしへもてるま一人もとめつかハすへく候、拾左衛門尉とのへ下女ニまかりなるへき一人とり候て、まいらせたたく存候へとも、此中ハかどくへゐ候ま、まかりならず候、しせんニ候時も申らん、はんまいとのへ候ま、事ならず候、やかてばくニ内衆つかハし候て、とり候ハ、まいらせへく候、た、しほんならず候、大口のめい上へもつかハしたく存候へとも、ミキニ申ことくに候、

一ゆの尾のこけさま、それかしきねんめし候や、おりくかたしけなく候、かいふんく、御れい頼申候、なにそしけく御ゐんしん有へく候、越中との使ニ御頼專一候、
一はかせの荷まもりと、き候、是又てうほうにて候、
一にし原へかんすい打候や、いよく神慮の事頼申候、
此方ゆミはやり候てせうしに候、我らハさかしく候へ共、内衆ニきつかい迄候、

1024

一のたうは上へふミまいらせ候たく候へ共、させるたいもなく候、よく御心へ有へく候、

一内衆ハ何もほへ申さず候、もんめニつほとつ、ふち申たく候、それ右見次參候ハ、此方にてとのへ申へく候、

一むすめハ留守中ゆの尾へしけく御つかハし候て、めでたくく、

正月廿日

た、やす

宿本へ

まいる

何もかも入候ハぬ、火の用しんかんゆうまでに候、
又いとこしやうへ御ふミまいらせ候へく候へ共、させるたいもくも候ハぬま、一そへふてにて申まいらせ候、御心へ有へく候、又仲兵へ、としゆきにて候ところのくうやく、とちめ候へと申へく候、此よし下代衆へ御心へ有へく候、さりながら、その身のつくり候こめなどはまへくたし候へと、はつあき候する折ふしハ、かもんなどかうりよく候て、とちめ候へく、此むね小吉との・宮役殿申たく候く、

や八との・やたゑもんとの御てしるしと、け申へく候、又どりのこ十一もと、け申へく候、かのや一まこさへ、いてふねまでハをき申たく候へとも、いつともなく候まゝ、先かへし申候、いかさまく、三日・四日・五日のうち日よく候ハ、いてふね申へく候、御心つかいあるましく候、かいふんく、りうもし・むもしへ心そへたのミまいらせ候、いかさまく、らいねんハきちう申へく候まゝ、ころなかく共待候へと、いつれへもく御心ゑ、めてたくく、

たゝやす

内かたへ

まいる申給へ

返く、此月中ニひきちんと申候、御心なかくまち給ふへく候、しらハかミなどかニ御ふねのつき候ところに、さためてそれかしふねもつき申へく候、きこしめしあわせむかへたのミ申候、おやこののり候する馬二疋ひかせ有へく候、くら此方へ候すると、かひやうへとのきちうニ申候へとも、うしなひ候まゝ、それよりくからおかせ候て、御ひかせ有へく候、人そ

く十人ほども入へく候、又かひやうへとのへくミさきより給候ふミ、と、き候よし申たく候、てるま・かくせいと、き候や、うれしく候、むすめりうもし・二郎もし、さかしく候よし、めてたくく、のたうはう・よめもし・越中どのへも御心へたのミまいらせ候、いつミかふたり・ミンふかふたりへもむかへ心かけ候へと申たく候、此月末からい月のはしめかたるへく候、さつま衆かいとうのひきちんにて候する間、かくれあるましく候、人にかね五十め・米六こくかり候て、やうやくとちめ候、何ともめいわくにて候、きる物・かたなまてうりはたし候、又候九日よりはんせんくつしの御とも申候つれども、はんせんもみなひきのき候まゝ、十一日のあかつき御きたく候、御心やすかるへく候、しゅんてんのできにけ候まゝ、さためてひきちんやかてたるへく候かと存候、めてたくく、火の用心かんにうに候く、大口のあねもしへも、きうひやうへさかしく候、てき二人うち申候よし、申たく候く、

その國なに事なく候や、此方もさかしく候、九月十九日ニ、てき甘まんほとちんせうとちところへよせ候まゝ、

やかて十九日ニちんせう・もさるはミ・こにあん三とこ
ろ、御ひとり給ひ候、廿七日ニふるくハんと申しろへ一
まん五せんほどにてやふり候、此はうの人衆七八十人う
ちとり候て、すくニしろへおしよせ申候、あまりふにん
じゆにてかけ申候ま、もしつりしやくなどにたくミ候
てもや、しろちかくより候らんとて、その日ハしろより
一人も御いたしなく候、さてハしろにしかく人もなく
候やと、てき存候か、十月一日ニ甘まんほとつめよりせ
め候、むまの時ほどに、きつて御いて候へハ、そのま、
てきくつれ候、ちんせうの河まで五里のあひた、のもし
もきりふせなされ候、大かたそろい候くび三まん八百十
四、くびつかニ入候、そのほかちんせうちかく候の山な
とハ、いかほど候共かきりしれ申さす候、それかしハ水
のてと申口のやぎま二ツ・やくら一けんうけとり候、そ
のてよりいて候ま、てきのまん中ニ馬をかけ入候、そ
れかし四人うち候、その時うちの物参りつかす候ま、
のり馬てきうち候折ふしニのりはなし候、此ちんハ参候
ハ、見あいニとり候へと、上さまの御をきめニ候へ共、
てきのとり候てにけ候や、此ちんニまいり申さす候、何
共馬くらくおしく候へ共、ちからにおよはず候、小吉も

てき打申候、かちにておひつかす候つれとも、心かけか
くのごとくに候、かくゑもん一人ハゆミもち候ておいつ
けともつかまつり候、かくないおひはなれ、その日つい
ニ行あわす候、とくゑもんやりもたせ候つれとも、何か
たへかまかり候つらん、あわす候、七そうもおいつかす
候、しかる間、馬もすて候、とくへもんがやりもち候て
おいつき候ハ、いま二人も三人もてきうち申候ハんも
のを、かたなはかりにてやうやく四人つかまつり候、い
つれもくせうごにん候、ミな人ハかねを五百目・三百
め御とり候、それかしハこ物共のとも申と、けす候、
さてハぼくもつかまつり候てくれ候へハ、せめてにて候
へ共、てきのふるぎさへはき申さす候、それかしをたつ
ね候てはせありき候ゆへときこへ申候、何共ふのわろさ、
くちおしく候、かくないてき二人うち候へ共、かねもた
す候よし申候、やひやうへもうち候へ共、かねもたす候、
それかし四人ハかねもち申候ても候つらん、われとさや
うニひきうハ申されす候、やうやくはなをそき候て、か
くゑもんにもたせ申候、人ハくハふんのりをめし候とこ
ろに、それかしハりの事ハおき候て、けつく馬くらうち
すて候、さりなからしんたいなに事なく候ま、めてた

1026

『臨寫』

くく、いちくせい十郎とのうちしに申され候、きん七八月廿一日ニしに申候、何ともふひんニ候へ共、ちからニおよはす候、十七日より十九日までくるい候て、めひわくニ候つれハ、廿日一日まで二日ハほんしやうニまかりなり、廿一日のとり時にしに候、此よし越中どのは、きく・ゆの尾のは、へ御心へ頼まいらせ候、又候うるさんと申しろへ、かとうどの御はん候、そのしろへも九月廿一日よりつめよりせめ候、又じゆんてんと申しろへハ、こにしとの御はん候、それにも廿一日よりせめかけ、まき申候、此方の御うちかちニおとろき、うるさんもひきのき候、又しゆんてんもひき入候、さてハ、やかて此月中ニミなくひきちんのよし申候、かいふんく、御まぢ有へく候、めてたくく、

十月十二日

忠泰判

やともとへ

まゐる

(本文番八編年ノ場ヲ誤レリ)

貴殿御歸國之時分、知行可有御給之由、從薩州様被

仰出候、被成打立刻、書狀可被相付候処、貴殿方もとか

1027

「新納忠元勲功記」

一天正二十辰十一月、文二月廿七日、松齡様 一唯様御

同道、朝鮮爲御征伐栗野御出馬、御供之軍裝未相揃、

僅式拾三騎爲被召列由、同三月三日、松齡様者大口

御城迄、一唯様者馬越城迄被爲着、忠元皆奉恭迎、

一唯様ニも大口江被爲入儀奉願、同四日、御兩殿様

江忠元御餞別仕、和歌一首奉獻候由、

あちきなや唐土までもおくれしと思ひしことも昔な

りけり 爲舟

松齡様御返歌、

唐土ややまとをかけて心のミかよふおもひぞ深きと

ハしる

同五日、御兩殿様大口城御出馬、次男忠増大口人衆

く不被仰、何角候て、無其儀候、彈正大弼殿・下野守殿
 へ以書狀申入候間、此方ニて御手之様子、從御方も被
 仰入尤候、爲其一書如斯候、恐々謹言、

六月廿日

伊勢兵部少輔

貞昌(花押)

大嶋久左衛門尉殿

御宿所

召列御供仕、忠元も大口城より西之方牟田口と申所迄奉送上、此時忠元六拾七歳罷成、別涙頻ニ爲相催由、左候而同廿日、名護屋迄御着陣爲被遊由、同四月、此前より、大閣巢鷹就被爲好、御朱印を以、貫明様江可成尋出候様被仰付置、去年も落合新八郎重次被差下、忠元出合御用爲承由、左候処、此年二月八日、太閣忠元江御朱印被成下、日向巢鷹尋方として新八郎被差下候間、案内者相添尋出差上候ハ、御悅可被思召、尤逗留中旅宿旁も御馳走仕候様被仰付、然共巢本多ハ椎葉山ニ有之由にて、彼邊迄罷下、此月二日、新八郎使札を以大口方巢本之儀者被頼遣、右之御朱印も爲持被遣候而、忠元頂戴爲仕由御座候、

一同年三月廿一日より四月六日迄、松齡様 一唯様名護屋江御在陳、其間忠増并桂忠実・敷根藤左衛門頼・伊勢雅樂入道任世四人ニ奉行被仰付、毎日石垣木屋普請等夜白辛勞爲仕由、然処御國船壹艘茂不廻來、御兩殿様・幸侃又者敷根藤左衛門船持御借入、五六端帆やうく拾艘ニ而、人衆ハ船と廻迄被殘置御渡海、誠ニ御外聞之至、乍思召第一、貫明様又者御國家之御爲ニ被爲渡、壹岐ハ兵糧等不便利御心遣被思召上、且

此度御軍役并替米首尾等難調事共、石田治部少被聞及、懇意を以、貫明様江家老安宅三郎兵衛被差下ニ付、同六日、松齡様より忠元江御書被成下、右之成行能く得其意候而、貫明様江申上、是非相調候様可有才覚旨被仰付、尤忠増儀其節被殘置衆之由候処、小者一人にて成共御供仕度奉願、爲被召列事迄も被仰下、同日從、一唯様も御賜書にて、御留守中御國諸事、任世を以被爲頼置候得共、名護屋迄罷出哉ニ被聞召及、病中太儀思召趣、且御借船被爲渡事前文同様、次ニ者忠増普請ニ辛勞仕事迄も難有被仰下、左候而同七日、御兩殿様名護屋御出船、一艘國ニ御渡海、忠増御供、猶も船と不相廻、餘國之大名小名何れも乗船飾立被打渡折柄、右躰御借船ニ而泊とも御忍如くにして、同十七日、一唯様敷根船を御座船ニ被爲借、一説ハ幸侃船を被爲借共、御供ニハ中野甚右衛門・五代助太郎・伊地知民部少輔重堅・曾木弥五郎重久・平山作右衛門忠續・大乘坊・村尾与五郎重良等僅七人被召乗せ、壹岐より對馬迄御渡海、其船行歸迄も御座船遲參ニ付、同廿一日、松齡様も御同様被爲借、御供ニ者鎌田勝右衛門政重・上床藤左衛門國奇・土持權兵衛・伊勢弥九郎貞昌・大田吉

兵衛忠好・山崎助右衛門重有・東郷源四郎・古江新六等七八人被召乘せ、對馬ニ御渡海、其節忠増等ハ無船爲被殘置由御座候、右次第御領國ニ不被爲應哀成御出陣ニて、何程御催促被仰遣候而も、世間差勞れ御軍役不被爲調ニ付、忠元等申談、其身も差當外ニ術計無御座候ニ付、先々爲被下置大口地頭職方其低奉返上候処、同廿八日、貫明様御感悅ニて、拙齋事者累年粉骨及度々、誠ニ吳他「無吳儀歟」義候得共、軍功相除、衆并差上心底尤御感悅不淺、於向後聊御忘却不被爲在趣、吃与御證判被成下、同五月三日、御兩殿様對馬より朝鮮國釜山浦江御渡海、其節も船無之忠増等ハ、同十九日、對馬ニ相渡、廿六日、釜山浦ニ罷渡、日々御陣を尋參、漸追付上御供爲仕由御座候、

一 同年五月四日、貫明様・町田出羽守久倍・平田美濃守光宗・新納武藏入道拙齋・川上參河入道肱枕・本田因幡守正親・鎌田出雲守政近・稅所越前守篤辰・山田越前入道理安・新納旅庵長住・本田右衛門佐親・伊地知伯耆入道増也式拾人を鹿兒嶋江被召寄、段々精密被爲遂御懇談、依數年之御在京國家雖令困苦、高麗兵糧・名護屋并京都之續斫、或船手之事共夜白無油断可

相調事、段々御直ニ被爲頼、若不相調候ハ、御家可及一難題事候間、御自身様ニも國家之御爲ニ者善惡御同意可被遊ニ付、弥才覺專一被思召上趣、右式拾人宛ニ御判物被成下、依之同日忠元等右之人數と申談、何れ成不被爲調候而難被爲叶事共拾式ヶ条書立、條々不事濟内者、何様之私用有之候共致歸宅間敷向ニ約束相定、左候而忠元并川上肱枕・山田理安・鎌田政近ニ鹿兒嶋御留守番被仰付、右之條々相決候後者式番ニ被相分ヶ、直ニ式人宛相勤致交替筋ニ被仰付、其御條書之端ニ御袖判迄被爲加置、左候而同八日、貫明様名護屋爲御參陣鹿兒嶋御發駕、伊集院御泊、鹿兒嶋ニ者忠元等御留守番、同九日、申木野御着ニて御船待、同十八日、申木野船朝鮮より歸帆、御兩殿様初而爲被遣去ル六日御書御到來、同廿四日、琴月様栗野より忠元江御賜書、鹿兒嶋御留守永々可爲辛勞、御兩殿様御左右相知候ハ、即刻可申上旨被仰付、同月五日、貫明様此間申木野より飯嶋迄御渡被爲入、此日名護屋江御着陣、未諸陣御見廻も不被爲濟砌、梅北宮内左衛門國兼・田尻但馬守等構逆心、朝鮮渡海之者共を君命と相爲、薩肥之中途ニ符集、彼是二三百騎ニて加藤清

正領内肥後佐敷城ニ取籠企一揆候由、御國元より告來候事被聞召上、別而御驚被爲札候得者、梅北より爲差上使と申ニ付、即其者兩人被爲殺害、早々太閤ニ被遂言上、其後社家よりも追々注進有之、別而立腹にて、貫明様ニも暫ハ御難題ニ被爲及候得共、皆様御留守中之義ニ付、自然与無御存知事 太閤も被爲晴疑候由、左候而一揆之討手ハ淺野彈正長政ニ被仰付、未着陣無之内ニ堺善左衛門と申者廻謀計、國兼以下式百餘討取、隈本より同十八日長政江爲申遣由、左候得共長政父子者肥後江罷通段 貫明様江も申上置、八代迄出陣爲被仕由、右旁ニ付、薩隅御置目爲被改細川幽齋を上使ニ被差下、此時分 權現様御取成にて朝鮮御渡海も御許容有之候得者、貫明様も御案内被遊候様被仰付、御同道にて七月朔日大口ニ御着、則比志嶋紀伊守國貞を大口より御使者として宮之城ニ被差遣、右次第之形行ニ付、細川殿御同伴御下着候間、晴篔も必鹿兒嶋江出頭候而、病躰をも被懸御目ニ、又此度之一揆も無存知由被申述度被仰遣、晴篔御返詞、吾一人にて御家又ハ御國之爲ニ罷成候ハ、兼々捨一命御奉公可仕心躰候間、隨分腹をも可仕ニ付、正直ニ被仰聞候様ニと被

仰候得共、其通ニ者有之間敷と國貞も申爲被歸由、其比梅北從類を忠元留守之大口衆相働爲擷取由、則被刎首、同五日、名護屋江被差上之、同六日、貫明様鹿兒嶋ニ御歸着、自其三日相後れ幽齋も鹿兒嶋ニ被爲着、貫明様則幽齋迄極内分、晴篔幼孫袈裟菊儀者、何卒被立置被下度被爲相願、幽齋受合、彼一族之納得ニも可相成迎誓紙迄被相渡、町田出羽守久倍ニ被仰付、瀬戸口藤兵衛を宮之城ニ被差遣、右之誓紙もけさ菊ニ被相渡、是非晴篔者急キ御參候様被仰遣折柄、兼而之中風ニ又腹中被爲煩、誠ニ乍笑止之躰、伺公不致候ハ、兼而之心底も徒ニ可相成迎、縱令於途中空敷成候共覺悟之前と被仰、同十日宮之城被爲打立、孫之けさ菊等ニ被爲別節、我者再歸候事有之間敷、然者けさ菊身上者 御兩殿御下知次第奉頼、萬事有油断間敷旨被仰出、鹿兒嶋江參越爲被成由、然処此日 太閤又名護屋より貫明様江御朱印被爲賜、是迄段々晴篔之罪科を被爲數、今度高麗江被相渡候ハ、其身ハ御助可被成、彼家中ニ惡逆之棟梁可有之、十人も式捨人も刎首可致進上、若高麗江不相渡此方江於罷在者、是亦刎首可出之、自然相滯候ハ、御人數被差遣、彼在所者勿論隣郷迄悉

撫切ニ可被仰付、右之内一途無之候ハ、御檢地之奉行も被遣間敷、猶幽齋方ニも爲被仰遣趣被仰渡、其御朱印相達、猶亦 貫明様奉始、皆共至極御驚嘆ニ而十方ニ被爲暮、則御一族其外宿老被爲召奇、何様被盡御吟味候共、可被爲救道筋頓与無之、何れ御誅伐之外者有之間敷と御吟味央ニ、晴簑御出頭被爲在、諸人顔色平日と爲相替事を忽御見取、直ニ御立、其夜脇本差而御出船、瀧ケ水ニ被爲乗入、則一人忍を宮之城ニ被遣、上意ニも候哉、無存掛所江人衆被差懸候間、我ハ致生害候、定而跡も同前ニ可有御扱、然者汝等女童とハ乍申、最後ハ必靜くくと可仕旨申遣置、書置辞世も被爲認置、同十八日御生害、其段者世人も爲存事故略仕候、左候而同廿日、比志嶋國貞を又御使者として大村迄被差遣、けさ菊事ハ御取分ケ可被助置段、跡家内ニ被仰渡、然共家内より御意辱者御座候得共、晴簑被爲召禿候上者被助ても不入義ニ候、只同前之御扱奉願趣、返事爲被申上由、其後又福昌寺天海和尚ニ被仰付、華舜軒と楞嚴寺を使僧にして、猶亦段々被仰聞せ候得共、家内返詞同断御座候故、同八月比忠元并福昌寺天海和尚を宮之城ニ被差遣、必貴命ニ被爲隨可然と頻ニ爲申

論由、然共辱者乍被爲存、晴簑存生之内正直ニ被仰聞せ度、御家之御奉公ニ捨一命候事ハ兼而之心底ニ候旨、返く被申候得共、左様ニハ有之間敷と國貞も被申ニ付、被爲打立候処、中途にて被召禿儀ハ餘り謀計等敷被成方、近比殘念之至、其上被致生害節、跡家内最期之心得迄被戒遣候得者、其身も跡ハ無之方ニ存詰、生害爲被仕事候間、被助生殘候而も其詮無御座、夫と申も、存命中ニ京儀不被及是非候間、何れ生害可仕、左候上者、孫之儀者御助ケ可被下と被仰聞せ、其身も爲致得心上之事ニ御座候ハ、無申迄も難有義候得共と返詞被申上、其時忠元等隨分左様ニ被仰知答にて御使僧被差遣、上意之趣爲可相達瀧ケ水江行懸候得共、中々難寄附故不被及御力ニも、畢竟 御家又者御國之爲ニ社如此ニ被爲成候処、女とハ乍申、別而愚知成申分、左様ニ餘り被爲申募候ハ、斯迄晴簑被爲捨一命候御奉公之程も徒ニ可罷成、子細ハ幽齋御扱不埒明述、此上又淺野彈正被差下者案中、左候ハ、宮之城ハ勿論隣方悉薩摩惣躰致一變事差知候旨申達、其時家内も屈腹にて、於其儀者知行所者如何と被申ニ付、忠元・天海和尚と、是ハ決而改易ニ可相成、何れ宮之城者無下城而

者難被爲叶旨申達、左候ハ、家内生而も不入事、知行所ニも相離れ、家來一人も不召仕、見苦敷爲躰ニ而ハ誠ニ無生甲斐候間、被召旨被相願候故、只今京衆下着被居候俣、先其恐れとして一節者是非下城可然、左候而京衆被登候上者、本之姿ニ可被召立と申達、猶夫ニ而も被相疑、只爲致下城候計之御約束ニ可有御座と被申出、其節忠元、向後けさ菊殿身上ニ付而者、少も別儀無御座、尤御住被爲申節ハ、武藏可受合申上、若哉御願達無之候ハ、其日武藏も御暇申と迄、堅約束爲仕由、其節乍漸納得有之、同十一日、宮之城終ニ下城候て、入來之樣爲被立退由御座候、同十六日、一唯様朝鮮より忠元江御書被成下、爲御留守鹿兒嶋江相詰候由被聞召及、可爲辛勞、隨分無緩様御番可仕御頼思召趣、且忠増別而御奉公ニ辛勞仕候事迄難有被仰下、此月十五六日迄ニ者、當五月御渡海後、御國之使も不被爲聞由候処、其時分大口其外諸所之人衆參着ニ而御左右被爲聞候由、同廿日、松齡様も御書被成下、此度御在陣少人數にて、被對諸家御外聞無之、併左様之御恥辱も不被爲願之故、御家も御無難候半、自是大明國ニも可被向御馬由候処、今躰之人衆ニ而者、迎も御

軍役難被爲續候間、今一涯被入御精、人數等被立遣、是迄之御辛勞無ニ不成様可相肝煎旨、且梅北惡行ニ付無御心元被思召候処、右之餘徒を大口衆爲搦捕由被聞召及、當時忠元鹿兒嶋江相詰、地頭所乍留守も兼而申付様行届候故、右之仕合御褒美思召段も當人江可申聞置、又忠増堅固ニ勤居候間不及心遣ニ、母江茂申聞候様難有被仰下、同九月朔日、一唯様又忠元江御賜書、太閤御威光彼表ニも普く、武士共山中ニ遁入、大方爲相濟躰不及心遣候、梅北逆心者無是非、國家之始末弥可然様可頼入魂旨、御使者を以被仰付、同十月、其前方石田家老安宅三郎兵衛罷登ニ付、忠元より三成江、孫之次郎四郎忠光長く在京仕候間、何卒御暇被下度細く口上ニも申合、且書狀も及兩度賴遣置候処、此月十三日、三成忠元江返翰にて、乍尤只今高麗御陣ニ付、中國・九州杯より人質被召上時分御暇申出儀者難成、其上貴所御事者、先度御朱印ニも別而被入御念被仰出候条、難致取成旨被仰渡、是則三か國大身之歴より、忠元一人を太閤も一番御念遣思召、高麗御渡海之御朱印ニも、忠元事ニ付而者別段ケ條立を以被仰渡、且人質番組ニも一雲・幸侃・忠元三人者、別段常詰之例

ニ被入置候事ニ相當可申、左候得者其比より餘程天下
ニ名高く、薩摩親指武藏と世上ニ爲申觸事共之證據も、
此等之事ニ可有御座と申事御座候、

(本文ハ底本ニ欠ク、鹿児島県立図書館本ニヨリ補フ)

義久公
義弘公
久保公
家久公

文祿二年

後編 舊記雜錄 卷三十

1028 「義弘公御譜中」

文祿二年癸巳正月、李如松五萬兵到安定館、朝鮮軍兵多屬焉、既及二十萬人、行長爲見軍粧、遣步卒試之、明兵李寧擊走之虜七人、故行長不出城、而固守焉、正月廿五日、李如松督師攻平壤城、平壤之爲地也、東有大江、西北皆山也、城外二里許有牡丹臺、臺側築柵、而爲牙城、平壤城中凡一萬五千人、李如松・揚元・張世爵進兵、先欲拔牡丹臺、往攻之、守兵能拒之、如松等使吳惟忠向牡丹臺、其餘皆向平壤、夜半城兵出襲敵、不克而入城、翌日敵兵自三方均進攻城、行長勵兵堅禦焉、明兵

少挫、城兵見之開城戶而突戰、時城之西方守兵甚少、張世爵察之、率南兵一萬人、急進攻入揚聲、依是明兵乘勝同進、其勢尤難當、行長并兵保于本城、如松屢請軍使攻本城、城兵放鐵炮於多兵之中、如向表的、日既晡矣、於是如松亦先退其兵、期以明日、今日行長兵士死者一千六百餘人、如松軍士之死亡者數千人也、初也行長聞明兵之既至、乃遣使于大友義統・黑田長政・久留目秀包曰、明兵二十萬、近日將攻我平壤、慎勿怠、而進來救之、義統素性怯弱、無意于救之、且聞明兵二十萬之語而恐曰、大兵如此矣、行長決而不生、義統顛沛逃歸于王城、長政・秀包亦以其士卒之不多故、不能援之、且大河隔焉、故評議萬端而不決也、行長考檢城中之兵、或死傷、或逃亡、殘兵漸及五千、行長與士卒相議曰、援兵不至、今已如此、豈得擊走明之多兵乎、今與徒死不如先逃、即潛兵而歸王城、黎明李如松競攻本城而無一兵、如松大悔其不得殺行長、乃分兵追之、而不得也、行長歸王城之時、謂長政・秀包曰、如松大兵將至、須與我共歸王城、長政・秀包對曰、未見敵旗而遁是非夫也、足下粉骨摧身既至矣、須早歸入焉、吾二人先到小早河隆

景陣、三人同心與明兵決戰而已、行長遂不强之、增田長

盛・石田三成・大谷吉隆聞行長之逃出平壤而大驚、即遣

人於隆景曰、速可歸王城、隆景答曰、我自渡海之時、無

再歸日本之意、若今與明兵相逢劍頭散火、馬蹄^{マシ}蹶衆不避

矢石不^{マシ}躲刀矛、終命于戰場、則老年之幸慶在此耳、縱我

雖死而不必爲 秀吉之損失也、百萬之大兵雖來向、而我

必不去此地、使者歸而言之、石田・增田聞而茫然曰、涉

大川而逢大敵、是非上策也、今又弃隆景是亦尤難乎、大

谷曰、吾必使隆景歸入耳、即往而說其故、隆景心服、與

吉隆共手而入王城矣、

1029 「義弘公御譜中」

朝鮮國之群盜^{群盜}起、障塞王城與釜山浦之往還、在王城之

諸將爲群議曰、加藤清正遠陣^{遠陣}咸鏡道、使之歸王城且退治

群盜、三奉行許諾焉、文祿二年正月九日、增田氏・石田

氏・大谷氏裁連署之書遣金化曰、使薩摩士持之到于咸鏡

道達清正、由茲撰其使者之際、有數根仲兵衛者、請曰、

我將往、仍與猿渡掃部兵衛兩輩及鐵炮能者百人從焉、經

數日到于咸鏡道甲山城、而援清正、清正報曰、吾亦歸入

王城欲之、然而豈可弃金山・橘中兩城之士卒乎、并合彼

兵而歸王城耳、

1030 「征韓偉略」

一二年癸巳 明萬曆二十一年、朝鮮李昭三十年、正月

二十七日、征伐記、黑田家記、明史、如松留大兵于開城、

親率兵二萬、至碧蹄館、征伐記、秀吉譜、先是隆景還

王京、不敢入城營于城外、諸將催令入城、隆景不肯曰、

明兵今尾而至矣、我將俟而戰、諸將強而迎議守城事、

隆景曰、敵大兵圍我城、兵糧之絕坐至危困、且自平壤

退十日程、兵勢漸衰矣、不決勝敗于一戰、何恃而守城

乎、毛利家記、立花宗茂曰、我嬰城而守、敵合圍而絕釜山

援路、曠日彌久、援絕力盡、何以敵大兵、彼今怙平壤

勝意必輕我、爲不能戰、出其不意而決戰取勝必矣、立

齋聞、三監軍是其議、毛利家記、立義弘時在金化城、以素

與宗茂交親、遣其臣有馬重純、率兵卒百人援宗茂、征韓

京城東大門長政護之、南大門隆景守之、錄、

1031 「義久公御譜中」

文祿二年癸巳正月元旦、細川兵部大輔法師幽齋越年於覽

島、而有試筆發句及詠歌、曰、

「島津圖書頭久通編輯之世錄記有之」

旅ころもはるをうらやむことし哉

幽齊

「全」

東より越くる春もはやひとの

さつま路とをく立霞かな

幽齊

「又七郎豊久譜中」

「正文在花田少右衛門行包」

従高麗爲可相叶私用、差戻候船之事、其船主兵粮荷物於

積越者、指日限急度可相渡候、爲御奉行美濃部四郎三郎

・松井藤介被差遣候間、其方相副案内者、浦々相改船數、

兵粮員數付立可相越候、若兵粮荷物無之船之儀者、於名

護屋御米可被下候条、早く可乘廻旨可申付候、自然由断

之族可在之与思食、如此被仰出候、猶兩人可申候也、

「朱カキ」
「文政二年秋」正月三日 ○ 「御朱印」

嶋津又七郎 (豊久)

伊藤民部少

秋月 □

高橋九郎 (元種)

留守居中

「在田布施金峯山」

一御長刀 一振

右 義久公天正廿一年ニ御寄進、御長刀鋒長壹尺七

寸、兩方火入り、赤銅拵、但無銘、さび付鞘柄破損

ニ而御座候、

「全」

一御鎧 一領

一御甲 一枚

右 義久公天正廿一年御寄進、

「全」

一御矢之根 一ツ

右 義弘公御寄進、御矢之根長六寸、廣四寸五部、

二重之すかしあり、但無銘、さび付、

「義久公御譜中」

「正文在田布施金龍院」「金龍院ノ銀カ」

一金峯山江千句致興行可奉納事、

一鎧壹領寄進之事、

1040

『入來家臣勝田氏藏』

勝田源左衛門尉とのへ

まいる

1042

今度相渡候新地分之事、某龍伯へ申請候而進之置候、然

嶋津兵庫頭殿

(義弘)

述候、無別条候間任御傳達申候也、謹言、
〔朱カキ〕
〔文祿二年秋〕正月七日
〔昭高院蓮登〕
(花押)

1039

『入來院氏臣勝田氏藏』

今度案藤二介殿一ヶ所はる口屋敷算用、以上三十三反、
たか先地石可遣候、

天正廿一

正月四日

勝田平左衛門尉殿

重時(花押)

1038

『入來院氏臣田中氏藏』

今度案藤二介殿算用、以上百石可遣候、恐と、

〔天正廿一〕

正月四日

田中源介との

重時(花押)

1041

『義弘公御譜中』

〔正文在山崎庸心〕

猶於巨細者、從友枕齋可有演說候間、閣筆候、

其以後遙久絶音問、不断雖御床敷存候、依遠境、乍思背
本意候、長と御勞煩之段、不及是非候、當春者大閣可爲
御渡海由候間、定一行被仰付靜謐候欵、不然者被引取候
欵、何邊一途之儀可有之候之間、玆重候、對友枕齋去九
月廿八日芳札、昨日六日遂披閱候、御懇之御言傳、本望
此事候、菟角無事御歸朝所希候、隨分於祈念之儀者、日
々勵之候、乍憚此段少茂無虛候、又一郎殿以別紙雖可申

一長太刀寄進之事、
右之意趣者、此度高麗渡海之事、一大事之儀候之条、
無何事令歸朝、可致成就之狀如件、

天正廿一年正月四日

龍伯(花押)

今度案藤二介殿算用、以上三十石可遣候、

天正廿一

正月四日

勝田源左衛門尉とのへ

重時(花押)

まいる

上者、別公役等在之間敷候、被得其意、可有御領知事肝要候、恐々謹言、

〔文祿二年〕

正月十五日

幽齋

玄旨判

伊勢上總介殿

御宿所

1043 隅州正八幡領之内、加治木ニ在之浮免分七拾壹石四斗八

升六合三勺之儀、四拾五石之定請ニ御侘付而、其分申定候、乍然風干水損雖在之、全可有收納之由候、然上者、

滿作之時も四十五石之外不可有違乱候、被成御檢地、田

畠出分等在之共、右之通不可相違条、可被得其意事肝要

ニ候、恐々謹言、

天正廿一

正月十七日

鎌田出雲守

政近

町田出羽守

久倍

長壽院

盛淳

肝付中將殿

參

1044 安文

隅州正八幡領之内、加治木ニ在之浮免分七拾壹石四斗八升六合三勺之儀、四十五石之定請ニ中將御侘被申上候処ニ、御同心忝候、然上者、毎年爲御藏米四十五石進納可然候、縦天下一同之風干水損雖在之、收納不可有相違候、爲後日之狀如件、

正月十七日

鎌田出雲守殿

町田出羽守殿

長壽院

1045

〔義久公譜中〕

一文祿二年正月十九日、幽齋赴名護屋、則龍伯亦其翌廿

日、首途鹿兒島候名護屋、留滯者有日於茲、而後得歸

國免、辭名護屋歸薩摩也、

1046

文祿二年二月五日

一高麗江被召連船頭かこ共相煩、過半死之由ニ付、御國

浦々かこ共、かミハ六十、下ハ十五を限可罷渡之旨、

御朱印有之候事、

1047 文祿二年六月廿日

一豊後國事、今度御藏入被仰付候、然処百姓逃走之由被
聞召候、送可返旨、且抱置候在所可加御成敗旨、御朱
印有之候事、薩大隅日向嶋津義久留守居中宛書有之
候事、

「御文庫二番箱義弘公二卷中」「義弘公御譜中ニ在リ」

以上

自都兩三人之書狀□持せ給候、則返札□渡進之候、各

□急度御届尤候、隨而壹岐守所へ此書狀自都被申

越趣、又兩三人方の書狀をも一書ニ遣候条、慥ニ御届可

被成候、都への返札と壹岐守所への書狀と二通之事候間、

伊東殿と御入魂候て、急度御届尤候、次ニ爰元方都へ□

□使下と若干廿人にて往還候共、某別紙於無之者、悉

□置候而可給候、所用候而使者於差上者、路次にて無

心元様にハ遣間數候条、慥成者を五十百人ノ跡其許迄可

進之候之条、被成其御心得、堅被仰付候而可給候、尙御

使者口上ニ申合候条、不能子細候、恐々謹言、

「御譜ノ朱力キ」
文應二年正月十六日
□六日

加藤主計頭
清正(花押)

嶋津兵庫頭殿

御返報

「義弘公御譜中」

「正文吉田衆川田城之介」

猶々遙々不得御意、御床敷存候、此者石治少切手を
取候て進之候、又歸之儀ハ、たしかなる便ニ早く可
返給事頼申候、返々刀之儀數度申入候間、さまく
不申候、ほりもの御座候、備前三郎國宗にて候、國
宗とうち申候、此者ニ被下候者、一人可爲御芳志候、
前後かほと無心なる御用申入候事、有ましく候、
申にく、候へ共、はや申かゝりたる事ニ候間、頼存
候、伊勢任世へも御言傳申度候、乍憚頼申候、今度
くさきくの御仕合承度候、拙之事ハ今度ハ万仕
合能候て満足仕候、猶追々可得御意候、以上、
傳ら城御在番之由、御大儀不得申候、拙之事前廿一都へ
罷越候、此地駢在番之事候間、切々可得御意候、爲御見
廻一人進之候、爰許唐人共被近出、不入家共ヤキ候て、
一段丈夫ニ候間、可御心安候、其元様子彼是爲可承、用
愚札候、隨而名護屋以來御約束申候國宗刀之儀、伊集院
方へ被仰候哉、拙者刀とも皆うちくつし申候、殊更いつ
そや如申候、跡々ちと子細候て、致所持候ハて不叶事候
つれ共、不慮ニはなし申候間、偏可請御芳志候、被仰達、

此刀之儀、得御意候ハ、可忝候、若誰人そ別之衆へ被遣候者、いか様之儀ニて成共、被成御才覚可被下候、萬事可申談候、當御陳へ持參候ハ、則此人ニ渡可被下候、奉頼候、近來御心中難計申事候へ共、不願斟酌[]頼

存候、[]

「朱力キ」
「文祿二年款」正月廿[]

「當書不見」

宗房判

1050 「加世田土前田茂右衛門藏」

切紙

加世田地頭所名之内

浮免

猿渡九郎左先

一反四狭 いち口

已上

天正廿一年正月廿一日

前田小右衛門尉殿

本田因幡介

正親(花押)

1051 『入來家臣東郷普兵衛藏』

中一反

生田

下 二反三畦廿七步 同所

白 一反 とうへん

下 二段二せ 同所

白 壹反二畝三分 中つる

赤 下一反六畝十七分 水尻

赤 下七畝廿一分 北衣

一反二せ 今藤主水助先
むた

一反一畝 同先
同所

二せ六分 同先
同所

下 一反三せ六分 本地
無た

式 反七畝五分 小土山

下 式 反二せ にしより
菟田

一反七畝十二分 大山次郎左衛門尉先
墨尾迫

畠方

野畑 二反二畝五分 上之原

下 九畝六分 こむれ

を□ち

田島山畑合

門前やしき一ツ

二町一反二畝一分

此米廿石二斗五舛三合三夕二才

天正廿一年癸巳正月廿三日

重時(花押)

東郷助左衛門尉

遣之

1052

「御文庫拾六番箱六卷中」「義弘公御譜中ニ在リ」

猶く御歸朝時分に、治少様御人數にて御檢地候様、

於其元連く御入魂尤ニ存候、猶從名護屋御吉左右可

申上候、已上、

去年九月廿八日御書、於薩州到來、拜見仕忝存候、

一其表永く御在陳御苦勞段、難紙上尽候事、

一薩隅之儀大方申付候而、龍伯様御同道被成、幽齋も去

廿日鹿兒嶋罷立、名護屋被參候、今日八代天氣故滯留

条、此書狀相認申候、於薩州者晝夜不得陳付罷過、相

似慮外令迷惑候事、

1053

「義弘公御譜中」

一薩隅御藏入分儀、奇破御勘落之地を以、先少被申定候、

其段從御老中衆可被申上候事、

一薩隅御檢地之事、先者年相延目出度存候、雖然何道に

も無御檢地無御座候ハ、御藏入も出來申間敷候、又

諸奉公衆御軍役已下も相調申間敷かと乍憚相知候、石

田殿へ能く被成御入魂可然存候、左様段幸侃迄愚存通

申越候条、御次も御座候ハ、可被聞召候、

一憚多申事ニ御座候へ共、常く緩ニ被仰付故候哉、今度

在國中諸侍衆御氣遣申義、無遠慮萬申談候へ共、何と

も不事行様ニ御座候、御噉相調、頓而御歸朝候間、萬

く其節可申上候、此等趣可然様ニ御披露所仰候、恐く

謹言、

「御譜ノ朱カキ文祿二年」

正月廿八日

麻植善左衛門

長通(花押)

伊勢雅樂入道殿

(任世)

加藤清正將向金山・橘中發自咸鏡道、先使齊藤・立本・

莊林隼人・龍造寺又八郎、進其兵五千迎與三右衛門、清

正亦繼發、既而齊藤・立本・莊林隼人等正月廿三日到于

「長谷場氏文書」

（角印文義久）

新知

薩州隈城之内領知目錄

新納藏人先

西手名

一城岡之門

貳畝廿步

尾さき

六畝

木の本

四畝拾歩

長の間

五畝

同所

三段五畝

長野間むた

三段八畝拾歩

同所

貳段七畝

橋の口

三畝拾歩

八段田

六畝

渡あかり

三段四畝廿歩

橋の下

九畝

同所

壹段壹畝拾歩

曾井の下

六畝

橋の下

貳段三畝八歩

種子田

「義久公御文書在御譜中」

「正文有之」

金山、時群盜大起圍金山、立本・莊林等見之、揚鞭勵兵
攻撃甚急、由是群盜敗走、死傷者尤衆矣、立本等入城中、
問與三右衛門如何、答曰、與敵兵相逢奮戰、而既死、伊
東勘平・井出市左衛門已下一百餘人戰死其左右矣、立本
・莊林等聞之憐之、火其骸骨而翌日歸陣焉、清正迎得于
金山・橋中之軍衆、而後去咸鏡道、而二月五日、歸入王
城者也、清正引入王城、不休人馬迫群盜五六日之際、悉
所以退治洛中穩也、

急度被仰遣候、高麗へ召連候船頭かこ共相煩、過半死之
由申越候、然者其方浦とニ相殘候かこ共悉相改、かミハ
六十、下八十五を限、可被渡之旨堅申付、相副奉行可差
越候、自名護屋船を被仰付、可被遣候、無由断可申付候、
此時候間、不罷出族、至後日可被加御成敗候、次自高麗
爲用所差戻候舟、早と罷渡候様ニ是又可堅申付候、猶淺
野彈正少弼・長束大藏大輔・木下半介可申候也、

「朱力キ」
「文藝二年」二月五日
「大關朱印」

嶋津修理大夫とのへ

壹段七畝廿步

貳畝

五畝

壹畝拾步

已上貳町三段七畝廿八步

畠方

九畝

八段壹畝

山畑 六段八畝

四段

五畝

三畝

山畑 貳段

已上貳町壹段七畝

圓福寺先

一ヶ所崎園屋敷

村原名 七畝拾步

壹段五畝廿七步

已上

地頭所

壹段廿步

加世田津實名

壹段貳畝廿步田中門之内

竹のはすい

種子田

口の町

屋敷の下

嶋島

蘭島

岡之嶺

平

百姓居その

長の間

川津留

田邊田の前

まうたり

道下

木下帶刀先

三杖田

益山名

貳段貳畝拾五步 浮免

市來大里名

壹段八段貳畝之内 浮免

別府田間

壹段 浮免

畠方

五段壹畝廿三步 屋敷付

此内山畑二反

惣合畠山畑田ろノ參町九段壹畝

分米大豆三拾九石壹斗

文祿貳年二月七日

鎌田出雲守

政近(花押)

町田出羽守(倍)

久信(花押)

長壽院

盛淳(花押)

右新知三拾石外九石壹斗事者、加先知行而六十石役爲可

被仰付ニ所被下也、

長谷場越前守殿

日向巢鷹儀付而、差越落合新八候、案内者相添、尋出到

來、可悅思召候、次落合其元逗留、宿以下可馳走候也、

大中庵先

やげ田

來迎寺先

柳田

龍徳院先

瀬戸の口

1056

『嶋津氏文書』「義弘公御譜中ニ在リ」

「朱カキ」
「文祿二年」二月八日 ○ 「大關御朱印」

羽柴薩「侍從留主居

(本文書ハ一〇四六号文書ト同文ニツキ省略ス)

1057

1058

「新納忠元譜中」
「正文在新納次郎四郎忠饒」

日向巢鷹儀付而、差越落合新八候、案内者相添、尋出到
來、可悅思召候、次落合其元逗留、宿以下可令馳走候也、

「朱カキ」
「文祿二年」二月八日 ○ 「御朱印」

新納武藏入道とのへ

1059

「義弘公御譜中」
「正文在卷本」

就被差遣淺野彈正少弼、被仰出候、
一舟相揃次第、可被成御渡海候条、高麗有之舟共儀者不
及申、面々在所へも申遣、此時候間、舟數有之様入情、
可有馳走候、於名護屋直可被爲請取候、一艘も多程可
爲手柄候、然者一手々組々を仕、慥奉行相副、相加
彈正奉行、名護屋へ可差越事、

一各兵糧事、多貯候程可爲手柄候、左候とて兵糧無之候

を所持候様申成、下々迷惑させ候てハ、可爲不届儀候、

然者何迄之兵糧有之通、指日限、人數も各如在ニテハ

有間敷候間、當分軍役程無之候ても不苦候条、有次第

相改、一札を出、兵糧手寄々々ニテ可請取事、

一猶以船到來次第被成御渡海、御仕置爲可被仰付候条、

弥以不可有由断候、委細淺野彈正少弼可申候也、

「朱カキ」
「文祿二年」二月九日 ○ 「御朱印」

羽柴薩「侍從とのへ

「又七郎豊久譜中、右同文同日嶋津又七郎とのへト宛アリ、略ス」

1060

「義弘公御譜中」

文祿二年、李如松率十萬兵、進到開城窺王城之事勢而欲
決戰、故使間者覘之、有張通事者、謂如松曰、日本之勇
士者皆死于平壤、王城之兵者、是弱卒瑣甲不足畏也、大
功之成也決矣、如松信之、留南兵使守開城而進兵、以高
昇・孫守廉・祖承訓等二萬人爲前陣、以朝鮮兵爲後陣、
渡開城川到碧蹄館、時小早川隆景爲先陣、立花左近將監
宗茂・久留目秀包・筑紫侍從等屬焉、衆議而曰、敵在開
城、其襲來也不可知焉、遣斥堠屢伺敵勢、一夕宗茂兵與

如松兵暗中相遇驚擊而去、遲明遙見、則如松大兵去此一里許、整軍列而將來進、因是王城諸將各求先鋒、隆景止之曰、吾有所思、先陣者吾必爲之、日本與大明大事之戰、非今日而何、我雖老、而豈可讓于他人乎、諸將猶未肯之、隆景強請之、故石田三成・增田長盛・大谷吉隆及諸將皆從之、隆景乃分其兵、一列者栗屋四郎兵衛其兵三千、二列者井上五郎兵衛其兵三千、三列者隆景其兵一萬、立花宗茂其兵二千五百、久留米秀包・毛利大藏少輔元康其兵六千者爲橫擊、故調軍備在隆景陣傍、既而李如松先陣與栗屋四郎兵衛相接、栗屋引退、井上五郎兵衛相代而戰、明兵競進、井上亢聲進衆曰、士之臨戰場也、以進死爲榮、以退生爲辱、汝等努力、慎勿去此、然而衆寡不偶、故井上將敗走、時宗茂・元康鳴鼓躍馬直進、急擊衝其中堅、明兵少卻、隆景見之、指揮其兵、雷奔電激縱橫衝戰、李如松亦勵兵能戰、李如柏・李如梅・李寧・李有昇與如松共防之、會戰甚苦、從巳至午、隆景之兵屢欲擊如松、李有昇救之手斬數人、忽中鐵炮遂被支解、會揚元援兵之來、如松得力又大進、隆景・宗茂・元康勦力奮擊遂大破之、如松落馬、井上五郎兵衛見之、察其爲大將、馳馬而進欲斬獲之、時明兵百餘攬萃扶如松、乘之於他馬突變而逃、

井上不得遂其志切齒悔怒、明兵之溺于開城川、而致死亡者尤多、凡今日死者及一萬餘人、日本諸將請追如松、隆景制焉即歸王城也、

李如松依隆景之武術、而大失勝利、既欲退兵、南兵持鐵炮五百張而來、是故如松猶屯于開城、待大明後援、

日本諸將僉曰、明兵不足畏也、即進欲攻開城、然而明兵二十萬猶在開城、故諸將亦不妄出兵、唯待明兵之來攻而已、

王城西南有大河、鱒有倉廩數間、積兵糧於其中數十萬石、王城諸將以此爲今年之支給、而斬芟近隣之薪木、

安南府有兩山、兩山之間有治、後山險難也、二者者治、南方者大河、西方者山逕、有入開城之路、明兵築砦於此、郭外結柵聳石垣於其中、守兵較多、王城諸將以不逢開城川軍爲深恨、故欲拔此砦、議於石田・增田・大谷聽之、即率二萬餘兵、登峯頭以覘城中、炊煙不舉人聲不聞、增田右衛門尉・加藤遠江守・長谷川藤五郎・木村常陸介等疑訝之、各遣騎兵十餘人往見焉、漸到城下、城中尤靜、依是諸軍進攻、城兵放木石、增田・加藤等自執節旄、進兵攻破外郭、城兵驚而發矢如雨、增田等知不可急拔而退兵、城中乘機出城而追之、以半弓大射之、增田等大敗、

隆景・清正・行長慮增田等之不可勝、共率其兵往迎之、

城兵見之不深追而入城、明日隆景等使人見之、城中無人、

皆歸開城、昨日增田等破外郭之時、城中怯弱者恐而逃走、

溺於南大河而隕命者不知其數、若再急攻之、則城兵可悉

死矣、增田等大悔而無益、隆景難之曰、此城若下、則李

如松亦其必不得保于開城也、其不再攻之也、嗚呼惜哉、

增田右衛門尉・石田治部少輔・大谷刑部少輔馳書于名護

屋、告平壤開城川兩度合戰之故于 秀吉、秀吉深賞隆景

・宗茂之戰功、且賜感書、又大怒義統之不救行長大叱曰、

是非勇士之素意而本朝之大耻也、爲武夫者能嗜其道、慎

勿如義統也、

文祿二年二月、近衛前左大臣信輔公爲朝鮮遊覽、故頻有

渡海之志、

帝聞而留之、秀吉遙聞之曰、無益之尤甚也、乃遣書於德

善院以言之、於是

帝遣宸翰於名護屋賜秀吉、秀吉拜戴之、依之信輔公草航

之志ヤキス輟矣、

宸翰之寫既雖記于 義久公譜、朝鮮國征伐始終粗載此譜、

故再記左方、

1061 「大聞記有之」

〔本文書ハ一二七一号文書ト同文ニツキ省略ス〕

1062 「義久公御譜中」

「正文在文庫」

在陳上下令退嘔、逃走由候、然間無手判輩一切不可通用
候、若不審族於在之者、搦捕可相越候、勿論隱置ニ付而
者、聞出次第、一在所可被加御誅罰候、然者人留番所見
計、其領主として堅番衆申付、即此御朱印相写、高札可
立置候也、

文祿貳年二月十四日

○ 「御朱印」

鳴津修理大夫入道とのへ

1063 「義弘公御譜中」

李如松等遣价明京曰、近聞 關白秀吉率二十萬兵揚帆入
犯、明國大驚、宋應昌檄于劉綎・陳璘、水陸濟師、明帝
發金二十萬兩、以爲軍資、於是李如松使李寧・祖承訓以
萬衆守開城、楊元軍于平壤、李如柏陣于寶山、查大受屯
于臨津、時浮田秀家據龍山營、積粟數十萬、查大受ユラヒ簡敢
死卒、自間道進縱火燒其積粟、是後秀家乏食、

「征韓偉略」

一文祿二年癸巳二月

十五日、明諜報如松軍、我兵二十萬將來攻、如松爲警備設聲援、身自東西調度、令查大受焚我龍山積穀、明史、

○明紀事本末係三月者追書也、時我將自釜山至京城、設屯營三所、毛利

吉成・島津義弘・伊藤民部守之、古簡雜業、秀家等與秀吉書、十六日、

秀吉遣淺野幸長・黑田孝高于朝鮮、下條制于長政等曰、

加藤清正・鍋島直茂當去咸鏡陣京城・開城間、小西行

長・黑田長政當屯開城府、島津義弘・伊東民部營依其

舊如、出兵隆景・長盛當留後、其餘爲遊兵、以字喜田

秀家爲將、黑田家記、廿一日云々、

「全」

一廿九日、先是清正在咸興、有稱明主使者、清正見之、

使者曰、天兵東征行長敗績、朝鮮旣無 日本一兵、以

所俘朝鮮二王子遞與使者、則送還汝于 日本、清正贈

書略曰、我將發兵屠北京虜明主、偕朝鮮二子攜去、何

附汝之爲、時秀家及軍監檄清正・直茂曰、明軍數十萬

襲京城、鮮兵據釜山途、請速歸京城、鎮西要略、○平壤錄曰咸鏡末下、應昌遣

馮中樞、以利害說之、將發使難其人、托之義弘、義弘遣其

一御目見之事、未御透無御座付て、何共不被仰候、幽齋

二三日者不得御意候、

心中事候、此段者 公儀御存候、以上、

可申候、貴老様之御事、少もはやく御渡海有度儀候

候間、如此之衆渡海候て以後之儀候間、御渡海者延

候間、如此之衆渡海候て以後之儀候間、御渡海者延

候間、如此之衆渡海候て以後之儀候間、御渡海者延

候間、如此之衆渡海候て以後之儀候間、御渡海者延

「義久公御譜中」
「正文有之」

航大河云々、

一四月十八日云々、隆景令長政殿、○征韓錄曰、義弘父子及毛利吉成爲殿、長政

「全」

清正三月二十日狀、云々、

勝、將乘勢進兵、而俟氷雪消、秀家等數招、於是旋師、

纔率銃卒二百人、經過敵地十餘日程、清正稱二士之勇、

臣數根伊兵衛・猿島掃部兵衛、使于清正達書、數根等

錄、

と申談、やかて被成御出候様可仕候、少遲候儀御機遣
なさるましく候、

一高麗表之儀、小西攝津守平安道と申所ニ居陳候處、朝
鮮大明者相集、去月五日及一戰、小西弟を初て、其外
人數打果申由、注進候、然間都る二日路程在之江陰と
申所まで、取退候事、

一兵庫頭殿御座候所、何事無御座候、可御心安候、何事
も懸御目可承候、恐惶謹言、

二月十五日

正澄(花押)

義久様
人々御中

石田左頭

正澄

1068 「御文庫廿二番箱十二卷中」

此使共自高麗都到來候、即御用被仰付、被指戻候之間、
都迄次々慥可送届候、然に惣國御行等之儀被仰含、淺野
彈正少弼・黒田勘解由自跡渡海候、御人數并兵糧追々被
指遣可被下候、其以前ヲ先手奇々有之、御藏米人數有次
第可相渡候間、是又右兩人被仰付候、急度被成御渡海、

平均ニ可被仰付候、其間之義無越度候様、可入精事肝要
候、尙長東大藏太輔・木下半介・山中橋内へ申候也、

二月十六日 御朱印

新城三ヶ所
備前宰相人數

「御朱印うつし」

1069

「雜抄」

「義弘公御譜中寫在吉岡宮内大輔久達トアリ」

今度奥陳へ從 公儀爲御使、薩廣衆可申付之由被仰出候
条、申聞候處、無吳儀可罷越之由申候、無比類候、於致

歸國者、右之爲軍忠知行可宛行者也、仍狀如件、

「朱カキ」
「文獻」二年款 二月十九日

久保(花押)

義弘(花押)

猿渡掃部兵衛尉殿

1070

「雜抄」

敬白

立願狀

宜造立八幡新田宮御寶殿事

右旨趣者、奉爲藤原義久朝臣并義弘・久保各御息災延
命、御子孫繁昌、御心身勇健、治國安平矣、此故凝誠

心企願念者也、照覽無二丹精、早速可遂斯願而已、

仍立願大旨如件、

文祿貳癸巳年二月廿一日 盛淳(花押)

1071

敬白

宜寄進八幡新田宮終夜兩燈事

右意趣者、奉爲藤原義久朝臣并義弘・久保各此度種種

拂蕪等難、武運長久、國家安全矣、仰願哀愍納受、愚意

本懷、令得安穩泰平給而已、

仍兩燈旨趣如右、

文祿貳癸巳年二月廿一日 盛淳(花押)

1072

『嶋津氏文書』

爲番替、福嶋左衛門大夫被差遣候条、被仰出候、其城普

請等丈夫ニ申付、小勢ニて茂相拘候様ニ令覚悟候て、心

安可有在番候、不可由断候、兵糧之儀追々被遣事候、得

其意萬可入情候、長々辛勞共候、猶福嶋左衛門大夫可申

也、

〔朱カキ〕(文祿三年)

〔文祿二年〕二月廿八日



〔御朱印〕

嶋津兵庫頭とのへ

〔此正文在文庫、糺合ス、義弘公御譜中正文有之トアリ〕

1073

〔又七郎豊久譜中〕

〔正文在伊作兼禪山藏人入道一鈞〕

爲番替、福嶋左衛門大夫被差遣候条、被仰出候、其城普

請等丈夫ニ申付、小勢にても相拘候様ニ令覚悟候て、心

安可有在番候、不可由断候、兵糧之儀、當春又追々被遣

へく候、得其意萬可入情候、長々辛勞共候、猶福嶋左衛

門大夫可申也、

〔朱カキ〕
文祿二年 二月廿八日

〔御朱印〕

嶋津又七郎とのへ

1074

〔御文庫二番箱義弘二卷中〕〔義弘公御譜中ニ在リ〕

以上

御奉行衆御三人より之急々御狀候て、持せ御こし候、慥

ニ請取申候、先々江相届可申候、隨而熊半次殿一兩日間

ニ被成御歸之由申來候、左候者其元迄於御越ハ、乍御造

作、さきへ被仰知せ候て可被下候、其段頼存候、將亦今

日ハ我等者罷歸候ニ、送り被仰付候、忝存候、毎度御入

魂之段難申尽候、恐惶謹言、

二月廿八日

宇左

一之(花押)

羽兵樣

參御報

1075 「町田久倍譜中」

細川幽齊奉 大闇之嚴命、滯在于當國、改舊規出新法恣政事、丁此時或諂之貪新恩、或讒之亡舊臣者多、存松惟慮國家平安、不求自己榮達、書三個條誓詞、以獻 太守公、公亦賜盟書、維時文祿二年二月二十八日也、存松拜戴之爲家珍矣、

1076 今度三ヶ条、以神載深甚被顯心底、誠爲當家之爲我等、

旁神妙候、春日 八幡 天滿天神茂御照覽、何様同心之儀、毛頭不可有忘却者也、

「米力キ」
「文祿二年」二月廿八日

童伯(花押)

町田出羽入道殿
(久徳)

1077 「義弘公御譜中」

文祿二年三月、王城諸將十萬餘暫停攻戰、徒送數日、加藤遠江守・細川越中守忠興・長谷川藤五郎秀一・木村常

陸介等七人不交他兵、率二萬兵進攻晋州、晋州者朝鮮名城之上第也、去王城四日程、初李哈之奔義州也、納累世之寶器居多于此城、使銳卒二萬守之、忠興・秀一・加藤・木村等不知之謂寡兵也、即凌巖嶮二里到城下、共不受指麾各向一方欲攻入、城兵察其小兵而不克攻之、乃聚兵出城而相戰、忠興等七將軍亂、日漸戾矣、城兵彌進七將進退惟谷、衝蒙緣葛、僅得免而歸王城、兵士死者幾可校量、於是衆議曰、數日如此、而止則受 秀吉之譴責也必矣、不如告事實請援兵、援兵若來則擊走李如松、且屠拔慶尙・全羅兩道之諸城、使王城・釜山浦往來之路甚有便焉、即遣書于名護屋曰、明兵二十萬在開城、我兵十萬雖守王城、而彼能知地形、且軍兵日重月增、我兵不多豈得慶之乎、是以試攻晋州、然城堅兵多不克拔之、黃海・忠清二道雖入手裡、而民黎群聚于處處之險隘以塞路、全羅道・慶尙道亦雖平之、我兵往還則人民將尾擊、若多築城壘使軍士守之、則諸道悉平讎者也、唯恐我兵之不甚多、故不能分兵、今若賜援兵則與李如松相戰、瞬目之間得大捷、而直入大明何怖畏之有、 秀吉見其書曰、速可遣軍兵、即使安藝侍從毛利秀元二萬兵渡海、其後 秀吉與家康卿・利家日夜胥議軍事欲增援兵、然名護屋在陣之兵十

萬難分遣之、京都警衛之士卒雖不爲不多、秀吉在京爲天下之耳目、亦難分其兵、大坂警衛之軍兵不多、故無可遣于朝鮮之兵、於是秀吉流淚曰、吾生于小國以兵卒不多故、不能履大明于脚下、遺憾甚矣、因切齒不已、聞者皆歎其大志、

1078

「御文庫二番箱義弘公三卷中」「義弘公御譜中ニ在リ」

尙以不及申候へ共、其表ニて唐人御とらへ、様子御たつね可被成候、替儀御座候者、追而可申入候、已上、

大刑少殿へ被遣候荷物槌相届候、則立左陳所まで送申付候、然者先度鎌田藏人方へ相申候間、御言傳申候、相届候哉、五日以前申來候、御陳所へ唐人盡可申之由候て、しおんと申所ニ人數相集之由其聞候、其後も右同前ニ申來候、無本儀候へ共、内く御用心等可被仰付候、自然唐人相見候者、不限夜中可被仰越候、人數召連可罷出候、恐く謹言、

「朱力去」
「文祿二年秋」

三月六日

伊東民部太輔

祐兵(花押)

羽兵様

御報

1079

「家久公御譜中」

「正文在加治木衆城權右衛門」

就在陳預一書候、令祝着候、仍宰相殿上洛之儀、伊勢弼八前より巨細可申候、隨而武庫・又一郎之事、都と釜山浦との間つなきの城ニ番手之由聞得候、先以大川を被引取候之間、令満足候、定其許も可爲同意候、何篇替儀於在之者、追而可申越候、恐く謹言、

「朱力去」
「文祿二年」三月八日

龍伯(花押)

(家久)
又八郎殿

1080

「家久公御譜中」

「正文」

「自是前欠」累年愚老かたのしミ不遇之候之処、於國本度と酒をのま

れ候由、此比承付候、定可爲讒と令存候、乍去天魔之所意にてハ古今在之習候間、もしさもやと老後之迷惑此一事候、先札にて申候様ニ、酒之儀ニおいてハ、當座之興をも破候てハなるましく候、さまくニ取持候ハん人ともこれよりすいりやう申候、心よはく候てハ無曲次第候、相構くと身躰と家とに替られへき物ハ有ましく候間、高人下輩によらず、酒をしる候へき人ハ、當末悴家之大敵

迄ニ候、其覚悟專一候、就中鳥丸兵部少輔事、遮而用所候間、いそぎく此方へ可被越置候、是又不可有由断候、恐々謹言、

〔朱カキ〕
〔文政二年〕三月十日

義弘(花押)

〔家久〕
又八郎殿

1081
〔御文庫二番箱義弘三卷中〕「義弘公御譜中ニ在リ」

態申入候、爲 御上使山城小才次殿・美濃部四郎三郎殿
釜山浦まで御越候、東目くちやんなど御澄し候て、此地へハ御越可有様ニ候つる處、爰元衆など番手ニて、頓而歸朝候間、先此地へ御越候て、御説之旨可被仰渡之由候、今日此方へ可有御出合候へ共、風むかい候故、いまた無御越候、大略晚景夜舟ニて御越候欵、無左ハ明日たるべく候、先御知申候、尙是へ於御越ハ、追而可申入候、恐惶謹言、

〔朱カキ〕
〔文政二年〕三月十六日

脇中

安治(花押)

羽兵様

猶く助兵衛永く其元罷居、御馳走由申來候、毎度御懇情之段、忝本望之至候、猶以貴面心事可得御意候、以上、

此間者無音心外之至候、其元珍敷儀共無御座候哉、承度存候、此表へ別珍敷儀も無之候条、可被御心安候、昨日かせんはし表へ物見ニ被遣候へ共、唐人相見え不申候由被申候条、於様子者可被御心安候、此表相應之御用等御座候ハ、可被仰越候、不可有疎意候、將又先度者馬大豆拾石之通御合力之段、畏存候、拙者こそ御用ニ罷立可申之處、毎度御芳志之段、難申盡候、不弁之儀候条、菟角不申御合力ニ請申候、自然又ふさんかい表ニて御用之儀候ハ、可蒙仰候、何ニても御用ニ可罷立候、委細又右衛門方方可申達候条、書中不具候、猶期後言之時候、恐惶謹言、

〔朱カキ〕
〔文政二年〕三月廿三日

吉成(花押)

毛利壹岐守

羽兵庫様

吉成

参人く御中

1083

「御文庫四拾九番箱中」義弘公御譜中正文在新納仲左衛門忠雄トアリ
於博多其表御置兵糧可計渡旨被仰出候、御手前御船御着
岸時分可罷下旨、御意候、於様子者、御兩御使可被相達
候、無油断舟可被差渡候、奉待候、委曲其節可申入候、
恐惶謹言、

「朱カキ」
「文獻二年カ」

三月廿三日

山と城「山中山城守長俊事也」
長俊(花押)

羽薩侍様

人々御中

1084

日州蓬原之内領知目錄

一市園屋敷

鎌田雅樂先

壹段九畝十歩

新かい

壹段三畝式歩

同所

壹段四畝五分

とものきれ

壹段十分

同所

壹段

道下

已上六反六畝廿七歩

内三反御加恩、殘ヲハ寄替、

畠方式反

文祿二年三月廿六日

鎌田出雲守

政近(花押)

長壽院

盛淳(花押)

鹿屋周防介殿

1085

『旧記抄』

御袖判

薩州田布施之内領知目錄

浮免

川野先

壹反

深溝

已上

所替

文祿三年三月廿三日

鎌田出雲守

政近判

長壽院

盛淳判

二宮掃部助殿
「田布施諏方大明神社司也」

右者 龍伯様御上落中、諏方大明神ニ日參仕、爲其忠諫方脇ニ畠壹反被
下、其後田方所替ニ被下候目錄、

「御文庫二番箱義弘公三卷中」「義弘公御譜中正文有之トアリ」

猶以桑嶋左近、自然小荷駄不相續候者、一疋二疋分

被仰付可被下候、別而拙子可爲御芳情候、

石田治部少輔・大谷刑部少輔進上被申、兩使御下知被仰

合、并 御朱印都衆へ被成遣候、宿次ニ送被入御念、路

次中不慮無之様ニ尤存候、將又右兩使之外、大刑内桑嶋

左近と申入、是又被罷上、拙子別而知音之儀候間、我等

へ御馳走と思召、宿之儀被仰付、御心副奉頼候、猶彼人

被得御意候と申談候条、定而可爲其分候、恐惶謹言、

「朱カキ」
「文祿二年款」

三月廿八日

熊谷半次

(花押)

羽兵様

御陳所

「御文庫二番箱義弘公三卷中」

淺彈・黑勘御差渡候て、京都御人數可被引取之由候条、

可有御打出候、万吉、期面上候、恐惶謹言、

「朱カキ」
「文祿二年款」

三月廿八日

安國寺

惠瓊(花押)

薩侍様

御陳所

安國寺

「上包」
薩侍様

參

惠瓊

「義弘公御譜中ニアリ」

「圖書頭忠長譜中」

文祿二年癸巳二月、忠長下國、則同三月渡于朝鮮、與我之薩隅日諸將俱、勞于軍務者也、

「河内守忠倍譜中」

文祿二年癸巳、忠長已渡于朝鮮國、勞軍務者有年矣、慶長元年季冬、奉君命歸于我國、催士卒、慶長二年丁酉二月、再渡鯨波、于時忠倍亦從忠長同渡楫矣、同年八月十二夜、日本諸將丁陷南原城之時、忠倍斬獲強敵、而後在泗川城、同三年戊戌七月、歸日本矣、

「北郷一雲譜中」

殿下秀吉公在名護屋、一雲獻上味噌百桶、依之賜御朱印、有正文、左記之、

1091 爲兒舞味噌百桶到來、悦思食候、猶石田本頭可申候也、

卯月朔日 ○ 「御朱印」

本郷一雲齋

「上包」
本郷一雲とのへ

1092

『旧記抄』

(本文書ハ八五二号文書ト同文ニツキ省略ス)

1093

『坊泊一乘院文書』

〔角印印文義久〕

薩州川邊之内領知目錄

浮免

本田讚岐先

參段

川の口

壹段拾歩

同先

城の下

貳段六歩

同先

木場平

壹段貳畝

同先

松の木河原

壹段

同先

野間口

野崎名

壹段廿分

同先

四反田

平岩

壹段

小山早左衛門先

はたかひ

同名 同先

壹段

野中

已上壹町壹段三畝六歩

内三畝六分餘

鹿兒返地此内貳段門代

文祿貳年四月六日

鎌田出雲守

政近(花押)

町田出羽守

久倍(花押)

一乘院

1094

『坊津一乘院文書』

(本文書ハ一〇九三号文書ト同文ニツキ省略ス)

1095

「御文庫二番箱義弘公三卷中」「義弘公御諸中正文有之トアリ」

其以後者不申入候、其表如何之坏敷儀共御座候哉、蒙仰度候、然者此表之事、重々從大明國御侘言申、遊撃へ將軍屯人相添、小攝陳所へ參上仕候、千秋万歳目出存候、昨日宰相様三奉行衆へ遂御礼候、拙者以下迄可罷出之由候之間、各任御意候ッ、殊更先日ハ兵粮送之刻、此方使之者へ被渡御目、御懇意之通過分至極候、必重々自是申入、可得御意候、恐々謹言、

「朱力キ」
「文祿二年款」

卯月十二日

豊後侍從

吉統(花押)

羽柴薩广侍從殿

御陳所

羽柴薩广侍從殿

御陳所

1096

「御文庫拾六番箱六卷中」「義弘公御譜中ニアリ」

返く御油断有ましく候、今日質人參候ハ、明日ハ
拙子可罷歸候、五日中午ニ引陳たるへく候、乍去弓箭
者時之内ニ替儀可有之物にて候間、御遠慮肝要候、
今日通ハ十八日ニ皆同引とられへき御談合と申候、
これハミヤこ出之日限にて候、御朱印此方へ被遣候
哉、殊外不足由候、子細者おそく被遣候と被仰候、
彈正殿使昨日こ、もと打立候之間、不入儀と被仰候、
惣別此比者御國之愛ニ付、治少様御機嫌さんくくに
て候間、三兵モ種々きけんあしく候、よくく國元
之儀あらためなされ候ハすハ、治少様申上候事ハ成
ましきよし、節々三兵被仰候、餘者歸宅申候之刻可
申入候、已上

安三兵より飛却之由承候間、則申付遣候、次者陳引之事、
五日之内たるへく候、拙子も罷歸度候へ共、今日唐之質
人參候間、其由細く承候て罷歸候へと、被仰聞候之条、
不及力罷居候、先手之人衆ハ昨日より川向之様ニ引せら
れ候、小早川殿衆・さいしやう殿人衆にて候、柳川殿陳
所へミちより右之方へ陳取候、返く其元御油断有ましく
候、五日之内ニ人衆者引有へく候、武庫様 久保様へ
も御申有へく候、小谷又右殿よりむまのはなかハ持せら
れ候、本田源右殿へ御と、け頼入候、又ゑひら御用ニ不
立候、持せ申候、御上頼存候、人衆引のつもりハ、伊東
殿跡嶋津殿、其跡小兵衛尉殿と聞得候、次第くニ城續
之引様と申散候、然と不承候、各くへさし物事、馬乗程
之人衆、又ハ鉄放棄・道具之衆へ可被仰聞候、惣別而其
分にて候、爲御存候、恐惶謹言、

卯月十五日

大炊左衛門尉

貞豊(花押)

(伊勢貞世)
任世貴老

參人と御中

1097

「御文庫二番箱義弘公三卷中」「義弘公御譜中ニ在リ」

追而令申候、明後十九日ニ各爰許御引取被成候様ニ

「御文庫二番箱義弘公三卷中」「義弘公御譜中ニ在リ」

承候、左様候へハ、貴殿様拙子儀を中川小兵衛方城廻跡を仕候付、我等其元へ參着申候迄御待可被成候、各様傳ニ御座候故ニ、爰許方小兵衛方城迄跡ニテ御座候、其分□御意得度候、又申候、我等馬日本方參候由申候間、其元ニめしをかれ候て可被下候、賴存計候、又馬大豆兵庫ニあまり候て御座候ハ、一夜留分成共可申請候条、其ま、被召置候て可被下候、賴申候、又申候、其元へ御待候へと被仰遣へく候、以上、

去年極月十六日之御朱印被成候、昨日參着申候条、則もたせ進之可被成御頂戴候、此方御用之儀候ハ、可被仰越候、不可有疎意候、隨而拙者そはニめしつれ候局主衆先札其元へ遣申候、宿等之儀被仰付候て可被下候、賴申候、委細以上上芳意可得御意候、猶期後音之時候、恐惶謹言、

「朱カキ」
「文祿二年秋」
卯月十七日
毛利壹岐守
吉成(花押)

「雜抄」
此表御動之事相延候間、當節參陳先无用候、高麗奧陳被

「久保公御譜中」
警衛于金化之際、爲田獵入山中、不計會猛虎之來我前將嚼、我忽發鳥銃中要所、立獲焉、
文祿二年癸巳四月廿一日、諸將去王城退海口、予之父子亦同退、而陣于巨濟矣、
倭人稱之於唐島也。

「久保公御譜中」

羽兵□
御陳所
毛利壹□

以上
昨日も以書狀申入候、相届申候半、各明日被成御立候、内々其御意得可被成候、貴殿様處傳之城ニ御座候故、我等者跡ニ參事候、其方ハ御供申候て參可申候、中小兵殿城まで我等一手參、小兵殿城方ハ先ニ參申候、弥其御意得可被成候、恐々謹言、
卯月十八日
吉成(花押)

來候、窮屈今少之間也共、相集而肝要候條、内々无油断可令用意候、謹言、

卯月廿一日

義弘御判

伊勢弥次郎殿

1101 「御文庫廿二番箱十二卷中」

態申入候、此地ニ兵糧大豆雜穀等有之事候由ニ存候ハ、あと方之御使衆兩人、爰元迄定可罷出候条、諸事備之儀をも可申談と存候處ニ、不罷出候条、不及是非候、然者今度之御朱印ニも、ちうとに九州衆在陳候様ニと御かき付候、舟着へ惣人數被打出候而も、兵糧之儀未相着間敷候哉、就之淺彈・黒勘も定みやきノ邊まで者不罷出候間、彼地へ早々罷越申談候而、此地へ御左右可申入候条、其間之儀、各此地之兵糧御請取候而、御逗留尤ニ存候、爲其申入候、

卯月廿六日

(増田長盛) 増右

(大谷吉継) 大刑少

(石田三成) 石治部

(長政) 黒田甲斐守殿

(大友義統) 豊後侍從殿

毛 (吉成) 壹岐守殿
羽柴兵庫頭殿 (義弘)

(種彦) 秋月殿

(裕兵衛) 伊藤殿

(元禮) 高橋殿

(忠重) 又七殿

(清止) 加藤主計殿

(直茂) 鍋嶋加賀殿

(張紙) 「此書、義弘公御譜中ニハ洩居候事」

1102

『永吉邑主藏』

(本文書ハ八六九号文書ト同文ニツキ省略ス)

1103

「義弘公御譜中」

沈惟敬自明京到開城、逢李如松述司馬石星之意、語和親之事、又往逢行長而議決、行長去年與惟敬所約七條、其一曰、和議、其二曰、割地、割地者日本既攻取朝鮮四道、不歸之于李哈而欲領之也、其三曰、入貢如往古矣、其四曰、明帝封秀吉可爲日本國王也、其餘三條者深秘之、故世人不知焉、増田・石田・大谷・小西等皆苦辛于朝鮮在

陣之久，而歸國之思勃然，故從惟敬之言而甚好和親之議，惟敬欲以秀吉爲明帝之婿，屢運其計策，而後惟敬與行長相約，今足下之所言七條悉成，則可還送朝鮮二王子及臣從，且王城之諸兵亦皆先退于釜山，而可歸朝，然則李如松亦是退兵于大明者也，其約如是，行長素爲和議之張本，然疑平壤之軍惟敬有內間否，故不大肯之，依之惟敬歸明，與石星密議，遣監生徐一貫·生員謝用梓於行長所，多贈金帛又說和謀，行長及長盛·三成·吉隆皆與清正不相善，故爲弄清正捕王子之大功，共同其議，且糧米漸竭，士卒逢瘡癘而死者殊多矣，是故皆有先退于釜山浦之意，惟敬喜而彌勸之，行長等交議曰，送還王子者，不受秀吉之命則其不成矣，退兵之事者，在增田·石田·大谷之意耳，增田等以文祿二年四月二十一日，爲退兵之期，日本諸將自去歲屯于王城，故朝鮮之士農工商皆歸來，勤其業者多於日本兵也，依是增田等議曰，彼若潛與明兵塞我往路，則班師于釜山浦也，其難乎，追逐彼庶人民黎，而後退軍乎，縱雖追逐而群歸以障之，則不如不逐之也，若又招集之悉殺盡而退兵乎，彼輩元是無辜，慶焉則不忍之乎，衆言區別不得一決，時小早川隆景高枕放軒不出一言，石田三成高呼曰，衆議紛紛如此，足下何爲不知而低頭熟睡乎，

可怪焉，今班師者大事也，請受嘉誨，隆景徐對曰，諸將之所言皆非不可，吾豈費辭乎，然而有一謀，試言之，今夫諸將之步卒朝鮮人可居其半，彼能知我，我不知彼，庶人民黎者姑舍是，先可逐此輩也，然費用之荷負無此輩則如之何可乎，不如火於諸營，而烟中退兵也，火烟若揚則明兵驚而無履我後矣，增田等皆曰，好哉隆景之言，即放火於諸陣，乘烟而引退，庶人土民逃避無敢追者，朝鮮謀臣到李如松營勸之曰，日本兵既退歸，追之則彼兵可盡焉，如松不聽曰，孫子武有言，歸師勿遏，其豈可追之乎，且臨海·順和二王子猶被執，今若追日本兵則王子其難得歸國乎，遂不從其言，

內藤飛彈守如安受經略孫鑛宋應昌爲經略久矣，後以顧養謙代之，又以孫鑛代之，鑛字文融，旨入大明，石星待之甚厚矣，其後如安入省中，石星與之相問答焉，於是和親之議已成矣，然後沈惟敬到釜山浦，日本諸將大半皆歸朝，行長等猶留焉，

日本諸將班師於善山府釜山浦，待大明使者，既而沈惟敬與徐一貫·謝用梓共來於名護屋，秀吉公悅，即遣羽柴下總守勝雅達家康卿及利家曰，宜饗大明兩使，各從其命，於是謝用梓號龍入家康卿營，徐一貫號唯入利家營，

「義弘公御譜中」

「正文在橫川熊谷傳右衛門」

隅州數根船壹艘但拾壹端帆船頭長門丞

中乘貳拾參人此外加子拾九人

合四拾參人此內朝鮮人貳人

右之船歸朝仕候、無吳儀可有勘過者也、如件、

「朱力キ」

「文祿二年款」

〇月廿二日

兵庫頭(花押)

御船改衆

參

「義弘御譜中」

文祿二年、秀吉公使熊谷半次・水野久右衛門渡朝鮮、

諭諸將責大友義統曰、先陣之諸城若有急難則爲救之、故築于城處處、然而當行長平壤之急難、而義統不能救之、尤可罪之、而況其聞明兵之衆多、而遽逃也前代未聞之怯弱也、可罪之甚者也、抑秀吉數十年來以武道爲事業、我兵未有敗績之耻、而今我丁與大明構兵革之時、義統始爲之、匪獨一身之耻、是秀吉之過而日本瑕瑾也、我欲劔于義統首溢于胸懷、然大友家者賴朝以來世世相承、吾不忍一朝殲之、故強宥其死矣、往年義統與島津相持之時、乞

援勢於我、我元無可救之好、雖不有相知、而我爲武將不應其請、則非武門之素意、故速欲出援兵、時義統不待我兵忽及挑戰、爲島津氏被大破、而不能歸本城、逃于妙見龍王、云淺智、云大怯、武家之所耻并座也、前歲諸候大夫昇殿之時、義統請望我姓切也、余謂、大友者其家舊矣、故不欲授之、然而依其志之懇而即授之、其加階亦五三人之外尤高矣、我今罪義統、故爲四五人之體、令安藝宰相輝元衛之、義統之子亦雖欲授輝元、而近侍於我久矣、且其性頗俊也、故宥之、雖然使彼爲武士、則義統之耻可汚其面、依是余將伺

宸慮使陪侍于禁庭、然則界五百人之資用、令加藤清正守之、義統朝暮資給之事者可重命之、

又責島津又太郎曰、其身既屬島津兵庫頭義弘、則諸事從義弘之旨固以然乎、不欲屬義弘者我能察其意矣、義弘者深嗜武略以先鋒爲志、故又太郎嫌之願避軍鋒、又喜陣于海邊、吾謂、我兵若有失利、則速乘船逃以免急迫、其志如是也耶、是固勇士之所疾視、而怯者之所專嗜也、先年我出軍于九州之時、又太郎雖無微忠、依義弘之深望使舊領如故焉、且赦京都之經營關東發向之課役、而今忘厚恩之如此、且復欲企邪心誰可不罪乎、自今之後僅率十人許、

警衛焉、三久從之、而在于當城者已歷三年矣、
陣于釜山浦、同七月、義弘公應 台命移巨濟城、俗稱唐島
沈惟敬說和謀、三奉行同意之也、時 義弘公父子去金化

文祿二年癸巳初夏、兩公去王城退釜山浦、是所以明人
關東出陣并赦之、方今不知深恩、其行事如此之汚下矣、
宜屬黑田長政、而僅全其命、諸將敬聽之、
茂堅請之、因是不削其地、憐其國之遐遠、故帝都之經始
怒解憤宥其大刑、前年九州征伐之時、我將廢汝領、而直
度諸軍出王城退兵於釜山浦之日、三河守忽出於其中途、
欲與諸將相准也、猛惡之尤ヤウヤク之轍之猶有遺怒、然今先抑
而三河守無意于前驅、唯在海畔以伺時勢、真可憎焉、此
甚不可勝言、抑名護屋者波多領內也、我今築旅館於此、

而可屬小西行長也、

又責波多三河守曰、三河守者我既使屬鍋島加賀守直茂、
何不與直茂共出兵乎、不從直茂而潛居于熊川邊、怯懦之

而三河守無意于前驅、唯在海畔以伺時勢、真可憎焉、此

度諸軍出王城退兵於釜山浦之日、三河守忽出於其中途、
欲與諸將相准也、猛惡之尤ヤウヤク之轍之猶有遺怒、然今先抑

怒解憤宥其大刑、前年九州征伐之時、我將廢汝領、而直
茂堅請之、因是不削其地、憐其國之遐遠、故帝都之經始

關東出陣并赦之、方今不知深恩、其行事如此之汚下矣、
宜屬黑田長政、而僅全其命、諸將敬聽之、

一今度平安小西攝津守相拘、數度之戰有之而、火花をち
らし候之處、つなきの城ハ其爲に候之条、加勢可有之
儀候事、

一右小西所へ助勢も無之、平安もいまた相拘候中ニ、つ
なきに有之大友城、彼先手之様子をも不見分、崩退候
事、秀吉二葉より武邊方御手前之事ハ不及申、被聞
召及候儀、今通ハ無之候、殊日本ニてさへ有之間數事
候之處、大明國御取あい半、右臆病者儀者、三國には
、かり候事ニ候之間、見こりのためニ候之条、其身事
者不及申、一類共ニ有御成敗、さらさせらるへきを歴
然候へ共、命をハ被助、國を被召上候事、

一先年嶋津と取相を仕、大友致迷惑由、被聞召候条、御
人數被遣、其上被出御馬、可被仰付處、其間をも不待
請、不似其身臆病合戰を仕、居城へも不入逃、豊前内
妙見龍王へ逃退候、其時御成敗も有度思召候へ共、被
成御憐愍、御成敗被止候事、

一城を拵候事ハ、よハミの時可持ために候處、おのか居
城へさへ逃不入段、前代未聞之儀候へ共、被成御免、
豊後一國之事者不及申、日向まで被下由被仰出候處、
豊後の儀さへ難申付存候間、日向之儀ハ持候儀難成由

申上候付て、不被及是非、豊後一國被下候事、
一右曲事条をも不顧、公家ニ迄させられ、御一家ニ被
仰付候間、忝存、其身の事者不及申、一類下この者迄
御用ニ可立と被思召候處、彼大友家事者不及云、御一
家之儀迄臆病疵を付候事、中々御無念さ御心中可被仰
出やうも無之候事、

一其身の事ハ四五人之躰にて、安藝宰相ニ被爲預候事、
一彼息事、見こりにて候之間、同前ニ被仰付度候へ共、
此方ニ居申候者之儀候、其上りはつニ候之間、公家ニ
させられ候条、五百人之扶持を出し、加藤主計頭所ニ
同心仁可置候、堪忍分事者重而可被仰出候事、

右条々、豊後之臆病者ニ、爲各可申聞候也、

文錄貳年五月朔日 御朱印

高麗在番衆中

名付御使者へ申入候、

「御文庫中ニアリ組合ス、義弘公御譜中ニ在リ」

「又七郎豊久譜中」

「正文在島津安藝守久雄」

長く在陣辛勞不及是非候、仍帷二被下候、令着、弥可入

「嶋津家文書」

精候、就其御仕置等之儀、以御一書被仰遣候、猶熊谷半
次・水野久右衛門尉可申候也、

「朱カキ」
「文錄二年秋」五月朔日 ○ 「御朱印」

嶋津又七郎とのへ

泉又太郎事、其方爲与力被仰付候条、一所ニ相越、軍役
可相勤候處、構虛病船付在之而、終不相越儀、前代未聞

曲事ニ被思召候条、則可被加御成敗候へ共、命之儀被助
置、知行被召上、其身者小西攝津守ニ被爲預ケ置候条、

可成其意候、猶熊谷半次・水野久右衛門尉可申候也、

「朱カキ」
「文錄二年」五月朔日 ○ 「御朱印」

羽柴薩摩侍従とのへ

「義弘公御譜中、正文在卷本トアリ」

「征韓錄抄」
「此写御文庫廿二番箱十二卷中ニ写有之組合ロス」
「義弘公御譜中ニ此写アリ」

朝鮮國城々仕置之夏

覺

一城四ヶ所

(毛別權元)
安藝宰相

同侍從親子 番替ニシテ
二番之夏

- 一 蔚山之城壹ヶ所
- 一 城二ヶ所
- 一 城一ヶ所
- 一 城一ヶ所
- 一 城一ヶ所
- 一 城壹ヶ所

- 羽柴小早川侍從(陰景)
- 羽柴吉川侍從(經言)
- 羽柴久留米侍從(小早川秀包)
- 筑柴上野介(広門)
- 羽柴對馬侍從(宗義智)
- 鍋島加賀守(直茂)
- 羽柴柳川侍從(立花宗茂)
- 高橋主膳正(直次)
- 黑田甲斐守(長政)
- 毛利壹岐守(吉成)
- 島津又七郎(忠豐)
- 伊藤民部太輔(東) (留兵)
- 高橋九郎(元種)
- 秋月三郎(種長)
- 羽柴薩摩侍從(義弘)
- 小西攝津守(行長)
- 松浦刑部卿法印(鎮信)
- 字久大和守(五島純玄)
- 大村新八郎(喜郎)
- 有馬修理太夫(晴信)

- 一 城一ヶ所
- 一 城一ヶ所
- 一 城一ヶ所
- 一 城一ヶ所

城數合拾八

- 加藤主計頭(清正)
- 相良宮内太輔(頼房)
- 福島左衛門太夫(正則)
- 戸田民部少輔但番替(勝隆)
- 蜂須賀阿波守(家忠)
- 生駒雅樂頭但番替(親正)
- 羽柴土佐侍從(長宗我部元親)
- 九鬼大隅守(嘉隆)
- 加藤左馬助(嘉明)
- 菅平右衛門入道(達長)
- 來嶋助兵衛(通總)
- 堀内安房守(氏喜)
- 龜井武藏守(茲矩)
- 藤堂佐渡守(高虎)
- 脇坂中務少輔(安治)
- 松谷傳三郎(杉谷氏宗)
- 桑山小藤太(二勝)
- 同小傳二(貞晴)

以上但番替

「征韓錄抄」以下義弘公御譜中ニ写アリ

(牧司)

一もくそ城取巻、仕寄築山申付、手立無之様ニ令覚語、

日柄取候共丈夫ニ仕、一人茂不洩悉可討果事、

一於其上赤國江相働可致成敗事、

一赤國成敗之上ニ而、右一書之城丈夫ニ相拵、人數之依

多少城之大小所をも見計、それく可持事、

一中國衆・同隆景・四國衆船手之者共事ハ、九州衆之外

ニ而候条、釜山浦・こもかひ其近所可然候事、

一九州衆と其先手、寄くニ在城可然候之事、

一兵糧藏之事、其城持應人數相立可入置事、

一塩噌藏、右同前之事、

一鉄炮玉藥藏、右可爲同前夏、城く所物それくニ相究

可言上候、則可被入置事、

一自然大明國より御侘言雖申上、無油断右之通に可申付

候、來年ハ被成御渡海、如名護屋被成御有付、又者在

く可被仰付候事、

一右仕置等於相濟上、備前宰相夏者名護屋ニ可爲在城候

事、付、壹岐對馬ニ者、御馬廻として在番可被仰付事、

一猶以様躰委細、熊谷伴次・水野久右衛門兩人ニ被仰合

候事、

以上

「御譜ニハ年号ナシ、朱カキニテ文祿二年トアリ」
文祿二年五月朔日 御朱印写

淺野彈正少弼とのへ

黑田勘解由とのへ

増田右衛門尉とのへ

石田治部少輔とのへ

大谷刑部少輔とのへ

1111 「御文庫廿二番箱十二卷中写」「義弘公御譜正文在卷本トアリ」

長く在陣辛勞、不被及是非候、仍帷ニ被遣之候、令着、

亦可入精候、就其御仕置等之儀、以御一書被仰遣候、猶

熊谷半次・水野久右衛門尉可申候也、

(文祿二年) 五月朔日 ○「御朱印」

羽柴薩广侍從とのへ

1112 「御文庫二番箱義弘三卷中」「義弘公御譜中ニ在リ」

去十七日都衆方御注進札之趣、大明方ゆうけき將軍小西

手前へ走入、朝鮮共ニ御侘言申上、勅使二人爲人質出、

同十八日九日ニ都衆被打入由候、并平留山表五ヶ所城明

遜候旨被聞召届、大閣様御機嫌不斜候、然者御仕置之

1114

「御文庫ニ番箱義弘公三卷中」
「義弘公御譜中ニ正文在宮内喜兵衛トアリ」

羽柴薩广侍従とのへ

各在高麗奉公人之上下共、走日本へ於相越者、聞付次第成敗可仕候、自然拘置、何角違乱之輩有之者、可致言上候、急度可被加御成敗候、猶淺野彈正少弼・稻葉兵庫頭可申候也、

「朱カキ」
「文祿二年款」五月三日 ○ 「御朱印」

1113

「正文在文庫」
「義弘公御譜中正文在卷本トアリ」

嶋津兵庫頭殿

御陣所

石田李頭

正澄

嶋津兵庫頭殿

人々御中

石田李頭

正澄(花押)

様子、熊谷半次・水野久右衛門ニ態々被仰合、重而被差遣候、御前珍儀無御座候、目出度頓而御歸朝奉待候、恐惶謹言、

「朱カキ」
「文祿二年」五月二日

1116

『永吉邸藏書』

嶋津又七郎とのへ

各在高麗奉公人上下共、走日本へ於相越者、聞付次第成敗可仕候、自然拘置、何かと違乱之輩有之者、可致言上候、急度可被加御成敗候、猶淺野彈正少弼・稻葉兵庫頭可申候也、

「朱カキ」
「文祿二年款」五月三日 ○ 「御朱印」

1115

「又七郎豊久譜中」

羽柴薩广侍従殿

御陣所

浅野彈正少弼

長政(花押)

稻葉兵庫頭(重通)

長政(花押)

爲 御意申入候、各在高麗奉公人下と、自然退屈候而、走候者も可有之候之条、左様之族聞付次第可有成敗候、若拘置、何角違乱之輩於有之者、可被申上候、急度可被仰付旨、以 御朱印被仰出候、其御心得尤存候、恐惶謹言、

「朱カキ」
「文祿二年款」五月三日

「此一通、豊久譜中ニ無之」

1117 「義弘公御譜中」

五月、謝用梓・徐一貫在家康卿・利家之營、日日受其饗應、其後 秀吉公使淺野彈正少弼・大田和泉守・建部壽德・小西如清・近江觀音寺某等相代享兩使、逾日 秀吉公又逢兩使而享之、獻酬畢後 秀吉公賜太刀一腰・白銀千枚・衣服二十襲・暑衣三十領于兩使、白銀五百枚・暑衣百領・羽織百箇于步從、又賜白銀三千枚・金作長刀一柄于沈惟敬、

名護屋者地形岨曲海水周繞殆百町許、風景尤勝、兩使見而愛之、各裁律詩以抒其意、 秀吉公悅曰、請催明人之興、即浮數百艘之船於海上、諸家之旗幕飄轉于颿風、 秀吉公亦入舟中、其粧尤美、虎尾鞘鎗二百本・金造長刀數十柄、森然於舟頭、步卒三百餘人同著茜羽織而奉從、 秀吉公於舟中設酒宴、又召觀世大夫・金春大夫令催猿樂、遊既終日而止、兩使亦頗乘興、翌日 秀吉公召兩使賜茶、既而兩使告歸朝之暇、 秀吉公投書、其趣曰、和親若不僞則我亦何違盟乎、然則邀大明皇帝之淑女、可備於本朝

后妃之位焉、兩國年來相爲氷炭、故不贈勸合船、今也和平事就則必可渡遣、和親終之後兩國之權臣共通誓辭耳、我自去年遣驍將數輩征伐朝鮮國、蕩平其都邑、屠殺其人民、而今貴國悉取我言、則不顧朝鮮之罪逆、割八道以四道授李哈、其餘四道者我領之耳、有授四道則令朝鮮王子及大臣一二人爲質于本朝而已、貴國其勿訝焉、去歲我將加藤主計頭清正活擒朝鮮肆璋二王子、沈惟敬懇懇請求于我、是故今還遣二子于朝鮮矣、我謂、朝鮮權貴數輩裁世世不可叛于我朝之盟書、以表其丹忱則其可也耶、謝用梓・徐一貫持之而歸、 秀吉公使內藤飛彈守・藤原如安俱行、且馳書於小西行長・增田長盛・石田三成・大谷吉隆曰、可歸朝鮮二王子及從臣於本國、依是臨海・順和二王子歸入王城、李哈亦出自義州入王城、朝鮮人民按堵如故、沈惟敬大悅、先遣价使告石星、石星賞其樹功薦之於明帝、以得恩賞也、惟敬之榮威世人莫不羨慕焉、 秀吉公遣書於石田三成・增田長盛・大谷吉隆・加藤清正・小西行長曰、釜山浦近邊之要害可固守之、大明之和親若有僞則進攻王城、直入大明汝等思焉、

晋州城者前日不能拔之、是我大恨也、與諸將約刻期可盡拔取之功於一舉、先全處處之城砦而可也、釜山浦本城及

椎木島・東萊三所者、毛利秀元其兵一萬七千六十人可守之、熊川本城者小早川隆景其兵六千六百人、側城者久留目秀包其兵四百、立花宗茂其兵千三百三十人、築紫上野介其兵三百三十人、高橋主膳正其兵二百九十人可守之、唐島者蜂須賀阿波守家政其兵四千五百、生駒雅樂頭其兵二千四百五十人、長曾我部元親其兵二千五百九十人、福島左衛門大夫正則其兵二千五百、戶田民部少輔其兵二千三百四十人可守之、加德島者九鬼大隅守喜隆其兵八百三十四人、加藤左馬助嘉明其兵三百十四人、脇坂中務少輔安治其兵九百人、來島助兵衛尉其兵四百五十八人、菅平右衛門尉其兵百六人可守之、加藤主計頭清正及相良宮内少輔其兵六千七百九十人、薩摩侍從其兵二千二百二十八人、黑田長政其兵五千八十二人、鍋島直茂其兵七千六百四十二人、小西行長及宗對馬守義智・松浦法印鎮信・有馬修理大夫・大村新八郎・宇久大和守其兵七千四百十五人、藤堂佐渡守高虎其兵千四百七十三人、堀内安房守其兵五百七十四人、桑山小藤太其兵五百四人、毛利壹岐守其兵千六百七十一人、高橋九郎其兵七百四十一人、秋月三郎其兵三百八十八人、伊東民部其兵七百六人、杉若傳三郎其兵百八十五人相代可守本城十一・側城七所者也、其外

城營之修造・糧粟之出入各定其人、每事必可告報于名護屋也、

1118 「義久公御譜中」

「正文」

爲端午祝儀、帷子五内はく二生絹一到來、悅思召候、猶石田治部少輔可申候也、
染帷子二

「朱印」

「文獻二年」五月四日
「朱カキ」

嶋津修理大夫入道殿
（義心）

1119 「御文庫三番箱宝鑑中」「義久公御譜中正文有之トアリ」

御上洛之由唯今承候、曾以不存候キ、先く珍重候、將亦先度者御懇之儀共難忘候、御隙透來臨可爲本望候、必待入候、何様從是も可參候、旁期面謁之時候、恐く謹言、
「御體朱カキ」（文獻二年）五月五日
「前公御判」（花押）

龍伯

1120 「在町田久倍譜中」

頃國元之儀一圓不相聞得候条、指遣使書候、一拜領之御朱印条書數多此方へ不見得候、其元へ涯分入

念被見出、早く可被持候、

一度く以使申下候、相届候哉、無心元候、鹿兒嶋普請之

儀、未被指止被申付躰候欵、於其分者曲事候、此度三

奉行 大明勅使兩人以同心被成歸朝候、就夫安三兵も

被罷歸候、彼普請之事被聞付、不可然之由、深くと被

申事候、是非共普請可被指留事肝要候、右之旨切くと

使雖申下候、有之儘ニ可致口達事、無覚束候之条、態

染筆候、

一高麗表年く無人之由候間、又く立かさミ之儀申付候、

必來月中旬比ニハ此地へ越着候様、肝煎可給候、

一石治少老も近日高麗へ可爲渡海之由候、於其儀者愚老

事も可罷渡覚悟候之間、何篇無油断其校量專一候、

一替米船之儀毎度申下候処ニ、鎌雲仕立候而、高麗へ指

渡候之船壹艘參着候、其後一圓船不指登候、如此致遅

候之事、さりとてハ曲子細候、諸事無緩可被申付事

尤候、恐く謹言、

〔文祿二年欵〕

五月十八日

竜伯(花押)

鎌田出雲守殿

町田出羽守殿

長壽院

〔此御書、町田氏譜中ニアリテ年間記セス、昔年ノ写ニ文祿二年トアリ、更ニ字直して載セ置けり〕

1121

〔御文庫ニ番箱義弘公三卷中〕「義弘公御譜中ニ在リ」

以上

爲 御意申候、御兩使歸朝候て、其表様子慥被聞召届候、

御番普請等無御由断旨 御感共候、就其御兵糧御帳被加

御披見候、被越置候御米、弼員數無相違御藏ニ被入置、

面く自分之八木被召寄、扶持方可被相積候、但古米ニ不

成様ニ入替可被置候、是ハ自然之御用、又ハ手詰之時爲

可被下候、則被成 御朱印候、可被得其意候、次御人數

之儀、御家中番折ニ仕、最前如御定可被召置候、其外ハ

被指戻、國く御用知行等之儀、可被入御念由被仰出候、

恐惶謹言、

〔朱カキ〕

〔文祿二年〕

五月十九日

山中山城守

長俊(花押)

淺野彈正少弼

長吉(花押)

羽柴薩厂侍從殿

人々御中

1122

「御文庫廿二番箱十二卷中写也」

美濃部四郎三郎・山城小才次令歸朝、其地様子具被聞食
届候、番普請等無由断旨辛勞候、然者人數之儀、家中番替
ニ申付、如御掟可在番候、知行所務已下入念、兵糧無断
絶様ニ可相嗜候、被越置御藏米、無手付御藏ニ可入置候、
少も召遣候ハ、可爲曲事候、但古米ニ不成様ニ入替、員
數者無相違様ニ堅可申付候、猶淺野彈正少弼・山中山城
守可申候也、

五月十九日 御朱印

羽柴薩厂侍従とのへ

(張紙)
「此一通、義弘公御譜中ニ無之、年間違候歟」

1123

『永吉邸文書』

美濃部四郎三郎・山城小才次令歸朝、其地之様子具被聞
召届候、番普請等無油断旨辛勞候、然者人數之儀、家中
番替ニ申付、如御掟可在番候、知行所務以下入念、兵糧
無断絶様ニ可相嗜候、被越置御藏米、無手付御藏ニ可入
置候、少も召遣候者可爲曲事候、但古米ニ不成様ニ入替、
於員數者無相違様ニ堅可申付候、猶淺野彈正少弼・山中
山城守可申候也、

「文祿二年」

五月十九日

「御朱印」

「又七郎豊久ノ譜中ニ在リ」

嶋津(豊久)又七郎とのへ

1124

「正文在満足寺」

右三種

候、尤御回祿

爲給申

義弘并久保爲御祈念奉寄進之者也、

仍狀如斯、

文祿貳年癸巳

五月十九日

又八郎

忠恆御判

白鳥山

御寶前

1125

「正文在満足寺家久公御筆」

一段ミことなる切にて候、さらハ尺八之袋をぬハせ候て
可給候、則尺八もたせ候、猶この人申へく候、

十六日

1126

『島津家文書』

覺

もくぞ城取巻人數之事

一七千六百四拾貳人

鍋嶋加賀守(直茂)

一五千八拾貳人

一六千七百九十人

黑田甲斐守(長政)
加藤主計頭(清正)
相良宮内少輔(賴忠)

一四千拾八人

同左京太夫(幸長)
岐阜中納言人數(織田秀信)

一千六百七拾壹人

一千二百貳拾八人

一七百四十壹人

一三百八拾八人

一四百四拾六人

一七百六人

合三万九百八拾八人

一七千四百拾五人

毛利壹岐守(吉忠)

嶋津兵庫頭(義弘)

高橋九郎(元種)

秋月三郎(備後)

嶋津又七郎(忠忠)

伊東民部太夫(祐氏)

一千八百貳拾三人

小西攝津守(行長)

羽柴對馬侍從(宗義)

松浦刑部卿法印(備後)

大村新八郎(喜助)

宇久大和守(五島純玄)

有馬修理太夫(晴信)

羽柴東郷侍從(長合川秀一)

羽柴丹後侍從(細川忠興)

一貳千四百七拾人

一貳千二百九拾六人

一四千四百人

昌原十一人衆(長忠)

淺野彈正少弼(長忠)

一三百廿五人

一備
合五万貳千人

一備

一七千七百八拾五人

一千六百四十六人

一千五百三拾五人

一千八百貳拾三人

一六百三拾八人

一三百六十三人

一三百七拾人

一三百拾三人

一四百六人

一貳百四拾六人

一六百九拾三人

一三百四拾人

伊達侍從(政宗)

黑田勘解由(季西)

備前宰相殿(宇喜多秀秀)

石田治部少輔(三忠)

大谷刑部少輔(吉繼)

木村常陸介(次)

太田伴介(次)

山田藤藏(備前)

羽柴郡上侍從(則美)

明石左近(左秀)

齋村佐兵衛尉(吉池)

別所豊後守(可遊)

一柳右近太夫(隆重)

竹中源助(一忠)

服部采女正(一忠)

谷出羽守(衛友)

一 貳百九拾八人

石川備後守(貞通)

一 九百十二人

宮部兵部少輔(貞徳)

一 貳百壹人

垣屋新五郎(恒徳)

一 八百三人

南条左衛門尉(元徳)

一 四百五拾人

木下備中守(光重)

合壹万八千八百貳拾貳人

一 備

此外三千人、輝元一所ニ釜山浦ニ在之而普請可仕候、

一 壹万三千六百人

羽柴安藝宰相(毛利輝元)

以上

一 六千五百九十六人

羽柴小早川侍從(隆景)

一 四百人

羽柴久留目侍從(小早川秀也)

一 千一百三拾三人

羽柴柳川侍從(立花宗茂)

一 貳百八拾八人

高橋主膳正(康次)

一 三百廿七人

筑紫上野介(広門)

以上八千七百四十人

合貳万貳千三百五十人

右二備之衆、鬪取之上を以、請手之儀、羽柴安藝宰相・

小早川侍從一手之衆取當候者、備前宰相一備之衆者もく

そ城取卷衆ニ可相加候、但備前宰相請手取當候ハ、安

藝宰相・小早川侍從者もくそ城取卷衆ニ可相加候事、

一もくそ城取卷儀、いかにも丈夫ニ仕、つき山し寄竹た

はにて、手負壹人も無之様ニ可申付候、聊尔之働有之

者可爲曲事候事、

一金海よりもくそ城迄の間、つなきの城持せ候て能候ハ

、見計、昌原十一人衆之物可入置事、

釜山海ニ在之衆

一 三千人

羽柴安藝宰相(長徳)

一 千六百廿四人

増田右衛門(長徳)

兵糧受取衆申請、手前人数ニて一圓兵糧舟かけさせ可申候、

一 九百貳拾貳人

前野但馬守(長廣)

とくねきの城ニ被置候而可然候者、見計可置候事、

一 千九拾七人 同

加藤遠江守(光秀)

一 三百四十七人

早川主馬頭(長政)

合七千人

一 五百廿人 金海之城

毛利兵橘(重政)

一 千三百卅六人

龜井武藏守(茲矩)

くちゃん城、但見計加勢可遣、

以上

から嶋請取候衆

一 四千五百人
蜂須賀阿波守(家茂)

一 貳千四百五十人
生駒雅樂頭(親正)

合六千九百五十人

一 貳千五百九十人
羽柴土佐侍從(長宗我部元親)

一 貳千五百人
福嶋左衛門大夫(正則)

一 貳千三百四十人
戸田民部少輔(勝隆)

合七千四百三十人

右四國衆并船手之衆、惣手之船を以から嶋を取かため、
四國衆として普請仕城可在之候、船手之衆ハかとく嶋
へ可相越候事、

かとく嶋へ之衆

一 八百三十四人
九鬼大隅守(重隆)

一 三百十四人
加藤左馬助(重明)

一 百六人
菅平右衛門(達長)

一 五百七十人
村上助兵衛(米島通経)

得井共(通年)

脇坂中務少輔(安治)

合貳千七百廿三人

一 千四百七拾三人
藤堂佐渡守(高虎)

一 五百七拾四人
堀内安房守(氏善)

一 百八拾五人
杉谷傳三郎(氏秀)

一 五百四人
桑山小藤太(晴)

同小傳次(貞晴)

合貳千七百廿六人

此船手之衆二組ハ、朝鮮御仕置之城へ出來候迄鬪取仕、
番替たるへく候也、

惣都合拾貳万千八百七拾人

文錄(録)式年五月廿日

御朱印

「此之通御文庫中ニ在リ、糺合、又義弘公御譜中ニ在リ、写在卷本トアリ」

1127 「御文庫廿二番箱十二卷中写」「義弘公御譜中ニ在リ」

急度被仰出候、被越置候御城米之儀、弥古米ニ不成様ニ、
手前兵糧ニ被替、召遣員數無相違元程可積置候、釜山浦
井かとかい・東茶・竹嶋等在之分、莫太之儀候条、爲御
奉行福嶋左衛門大夫・毛利民部太輔ニ被仰付候、手前御
城米引加、惣人數多少ニ付令割付可積替候、猶淺野彈正
少弼・山中山城守可申候也、

「朱力キ」
文錄二年カ、五月廿四日 御朱印

1129

「義久公御譜中」

「正文有之」

覚

薩广侍從殿

人と御中

「朱カキ」
「文祿二年放」

五月廿四日

山中山城守

長俊(花押)

淺野彈正少弼

長吉(花押)

1128

「御文庫二番箱義弘公二卷中」
「義弘公御譜正文在卷本トアリ」

「末紙」
此御請、拾月廿八日ニ調候、

羽柴薩广侍從とのへ

福嶋左衛門大夫とのへ

蜂須賀人數

一物書衆卅人可被差上事、

一郡々案内者一人宛可被差上事、

右二ヶ条者幸侃おさきへ可被上事、

一薩隅指出きと幸侃可有持參事、

一田島作人可被書付事、

一浦濱田島同前之事、

一いつミの指出之儀、以使札可被仰事、

一もろかた郡之帳、於京都伊藤方へ可被相渡事、

「朱カキ」
「文祿二年」五月廿五日

(石田三成)
(花押)
(細川幽斎)
(花押)

義久

參

1130

「二番箱義弘公三卷中」
「義弘公御譜中ニ在リ」

御拜領御帷式、内す、しぎッ、御朱印二通進之候、御頂

戴尤存候、則御請狀可被下候、將又御仕置之御朱印・御

成敗衆三人御朱印写進之候、恐惶謹言、

「朱カキ」
「文祿二年放」

五月廿五日

熊谷半次

(花押)

水野久右衛門尉

重次(花押)

嶋兵様
人々御中

1131 「義弘公御譜中ニ案文御朱印御譜之案トアリ」

「置カ」
泉又太郎事、今度不相届仕立ニ付而、則雖可被加御成敗候、命之儀被助置、知行被召上、其身者小西攝津守ニ被

爲預置之由、被成下 御朱印候、謹頂戴忝次第候、萬々

奉得其意候旨、可然之様可預御披露候、恐惶謹言、

「朱カキ」
「文祿二年」五月廿七日 義弘

水野久右衛門尉殿

熊谷半次殿

「此御案文、四十八番箱中ニ在リ、引合スム」

1132

薩州大口之内領知目録



(角印印文義入)

「引返シ裏へ」
濱田民部左衛門尉

大田名

一かつけの門

赤塚太郎四郎先

六段四畝十六歩

かつけ町

壹段

よしたけ

貳段六畝

もち田

四畝

目丸名
貳段八畝

牛ノ名
三段七畝

同
四段三畝

同
壹段

同
七畝

同
八畝六歩

同
壹段

大嶋名
七畝十八歩

長羽名
壹段四畝

牛ノ名
壹段

案原名
壹段六畝十四歩

牛ノ名
三段五畝拾歩

大田名
壹段壹畝

つる田

坂上主税先
大牟田

松隣寺先
た、ら口

同先
六反田

坂上紀伊先
屋敷の丸

寶勝寺領
はしの口

松隣寺領
平田

同先
城の下

羽月
諏方免

小苗代薬師領
野中田

へはる

瀬戸口藤兵衛先
土とり

槐の丸

嶋田加賀先
三町牟田

同 三歌廿五步

同先 平山

牛ノ名 壹段五歌

坂上紀伊先 屋敷田

同 壹段三歌

同先 野中田

案原名 七歌廿四步

松山飛彈先 ミつくり

目丸名 三段五歌

同先 大むた

大嶋名 壹段五歌

同先 やねそへ

同 壹段

同先 古川

同 八歌

同先 ゆの尻

牛ノ名 七歌

松山飛彈先 いちた

目丸名 壹段六歌

同先 野中田

大嶋名 八歌

同先 後牟田

同名 壹段

同先 柳の迫

已上四町九段廿三步

牛ノ名

一ヶ所樂所分屋敷

池山名 壹段貳歌

佐藤玄番先 あまつゝミ

案原名 七歌

同先 一ツ釘

木氏名 九歌十五步

同先 井牟田

惣合五町壹段九歌八步

文祿貳年五月廿八日

鎌田出雲守 政近(花押)

町田出羽守 久倍(花押)

長壽院 盛淳(花押)

濱田民部左衛門尉殿

1133 「長谷場氏文書」

『裏目判』
[] (角印印文義久)

數年所被宛行

薩州諸所領知目錄

加世田益山名

一 竹原崎之門

壹段壹歌十九步

青木の本

貳段八歌十九步

すわう田

壹段九畝廿貳步

中原

八畝七步

岩崎

貳段

かまふ田

壹段廿貳步

やけ田

壹段十五步

畠田

壹段廿八步

かまふ田

已上壹町貳段拾貳步

畠方

貳段三畝十壹步

諏方の前

五段三畝七步

大園畠

山畑
四畝廿六步

柳原

山畑
六畝

同所

壹段

百姓居やしき

已上九段七畝十四步

浮免畠方

同地頭所名

中嶋坊先

貳段六畝

右屋敷代ニ被下候、

中嶋畠

市來院長里名

一ヶ所 横手屋敷

壹段壹畝

井手の本

此内九畝船か山ニ申替候、

九畝五步

くすか丸

廿步

坂の下

貳段壹畝五步

うら田

已上四段貳畝

畠方

壹段六畝八步

下横手

山畑
三畝

坂の下

山畑
貳畝十五步

をはた

田方
九畝

舟か山 藤前寺先

已上貳段壹畝廿三步

畠方

八畝拾步永代買

井上支七左衛門先
ゆの馬場

浮免

中里名
壹段廿三步

四反か丸

同名
壹段六畝七步

よこ手

養母名
壹段三畝

長野田

ゆた名
壹段永代買

長野助七郎先
溝下

惣合田方貳町壹段貳畝拾貳步

皇方壹町五段三畝十七步

分米大豆廿五石八斗五升三合三夕壹才

文祿貳年五月廿九日

鎌田出雲守

政近(花押)

町田出羽守

久倍(花押)

長壽院

盛淳(花押)

長谷場越前守殿

1134 「正文在飯野士井尻神力坊」

飯野穀役之盛但一組分

百九十四斛 門三ツ屋敷五ツ

井尻豊前坊

六十三石四斗九升 門一ツ屋敷二ツ

迫間与八郎殿

卅一石九斗八升 門一ツ屋敷一ツ

長野織部佑殿

拾八斛五斗一升 屋敷一ツ

卅五石八斗一升 門貳ツ

迫間右近將監殿

柏原順喜齋

卅斛六斗五升 門一ツ屋敷一ツ

中条平次郎殿

拾斛四斗一升 屋敷一ツ

松本覚右衛門尉殿

十式斛 屋敷一ツ

松田助二郎殿

廿斛一斗一升 屋敷一ツ

山田讚岐房

十斛九斗八升 門一ツ

森佐渡守殿

拾七斛八升 門一ツ

櫛山源五兵衛尉殿

十六石六斗六升 門一ツ

河内源八郎殿

廿式石六斗七升 門一ツ

奥民部左衛門尉殿

廿五石二斗八升 門一ツ

七拾 「本ノマヽ」

精松李助殿

一石七斗二升四合

下嶋主計助殿

謙文齋

七石六斗六升二合

中麻隱岐守殿

四石三斗三升六合

久木本孫七郎殿

三石六斗六升

鬼塚彦四郎殿

四石七斗

稻常彦三郎殿

三石六斗五升七合

東拾郎殿

四石二斗四升九合

鮫島源七殿

一石四斗一升八合

森西市允殿

壹石九斗

白石勘解由允殿

壹石四斗二升七合

上原喜介殿

三石八斗一升八合

別府久兵衛尉殿

三石九斗三升三合

迫田右衛門尉殿

二石七斗三升

高田典内左衛門尉殿

一石三斗六升九合

池田軍七殿

二石一斗八升一合

市後崎丹波守殿

二石七斗九升四合

黑肱助三郎殿

四石八斗一升一合

黒木八郎殿

二石五升四合

森新兵衛尉殿

四石四斗二升九合

1135 文祿二年癸巳

六月、山下周防島津豊久の臣にて、諸將と晋州城を攻らるに、從ひ戰て死之、下の六人も從兵にて皆同し、坂

文祿貳年
五月吉日

二石八斗六合

有村肥前守殿

二石二斗六合

宮原豊前守殿

三石五斗八升四合

税所美濃守殿

一石七斗四升七合

榎木千右衛門尉殿

一石二斗九升九合

弓削弥七左衛門尉殿

十六石一斗六升六合 門一ツ

檢非違使掃部助殿

七斛

東郷四郎左衛門尉殿

黒肱次郎右衛門尉殿

1136 「義弘公御譜中」

元伴助・福永與八・藤井右馬丞・川野太兵衛・大島大九郎九或・永井惣四郎・町田左京亮忠綱唐島にて病死、年二十九、戰亡
板ニあり、よて此に載する也、
此年久木崎佐弥太朝鮮戰死とあり、月日なし、

六月、朝鮮二王子及臣從遣書於加藤右馬允右馬允者清正家臣、以謝清正、其書曰、兩王子臨海君・順和君・兩府夫人・陪官長溪君・上洛君・行護軍大將南兵使等、自壬辰年四月二十四日、被擄日本大將軍主計頭清正、入城相見即加禮遇、一行下人并給衣糧、撫恤頗至、又稟于關白殿下到釜山浦、還許放還京城、其慈悲如佛、眞箇日本中好人也、況素聞關白殿下雄傑無比、四隣皆畏之、且善於分別、待隣國王子諸官、稍存舊意、愍其渡海使復于京、其恩厚與此海俱深、一行之人其敢或忘、後日若對日本及計頭「本マ、」復發雜談少有背負之意非人情也、天地鬼神共知之矣、修好之日通書寄情事、清正得之以爲家珍、
秀吉公遣書於朝鮮在陣之諸將、淺野彈正・黑田如水持之而行、其趣曰、前日諸將雖攻晋州城、而城主牧司能拒之、故不能下之、是度諸將均進破晋州、斬牧司首可使見於我

也、今遺淺野彈正・黑田如水、各軍事可相議者也、彈正
・如水共赴朝鮮、贈翰于增田・石田・大谷、以告其受

秀吉之命而渡海之旨、增田等聞之、先往浮田秀家營而告
之、既而彈正・如水逢秀家、而述于 秀吉之命先歸、增
田・石田・大谷馳一力於彈正・如水、而慰其長程航海之
勞、時彈正・如水相共圍碁茫然如耳不聞、頃之增田等三
人來勞其遙來、然而彈正・如水屬意於征點之深而不敢知
焉、石田目於增田・大谷而潛出矣、彈正・如水猶不知也、
奮收黑白之後始言曰、三奉行可來于此、告于秀吉之命、
從者答曰、三奉行既歸矣、於茲彈正・如水驚而馳笑奴曰、
速可先來、使及再三而三奉行不敢來、且叱曰、其與逢我
不如其聲了了然遂去、因是彈正・如水亦恐人口之笑嘲、
且懼 秀吉公之怒恚、雖然增田等遂不相會、是故彈正・
如水告秀吉之命旨於諸將數輩而歸、其後 秀吉公聞之、
怒其怠慢無禮、

1137 『入來家臣東郷善兵衛藏』

屋敷

壹ヶ所 上原

一右之内

野畑島方、少不殘知行たるへし、

文錄(總)二六月吉日

1138 『家久公御譜中』

『正文在加治木城權右衛門』

猶く大坂多鍋屋方得候栗毛之馬、地行所ニ立置候間、
旅庵分別を以可差下之通、野添前も申越候、いか、
候哉、貴所相尋られ、追而可被仰越候、以上、

書狀到來、珍重之至候、殊先度者鉄炮五丁被送遣候、慥
相届候、誠く祝着不斜候、然者宰相上洛之儀相留、久四
郎上洛ニ相定候哉、若輩と申更心遣迄候、其上調等之儀
も可爲不如意候、併宰相上洛之用意よりハ少可輕軟と存、
先以目出候、隨而貴所渡海之儀者、先く可有延引候、内
く至分別、後便ニ可申越候、乍去無油断其用意肝要候、
任世も頃名護屋へ差渡候間、來着次第供衆等之儀迄も至
談合、自是可申遣候条、其砌渡海專一候、猶期後晉之時
候、恐く謹言、

「朱かき」
「文藏」二年六月十三日 義弘(花押)

又八郎殿

1139

「義弘公御譜中」

「正文在飯野衆源島九郎右衛門」

爲御音信金子貳兩、又一郎へ同壹兩、都合參兩到來候、

各心緒誠難謝存候、殊更連く諸公役ニ付而、御入魂無比

類候、門中同前之儀候間、銘々御傳達可爲祝着候、猶愚

中庵可相達候之条、不能一二候、恐惶謹言、

「朱カキ」
「文祿二年秋」六月十四日

義弘(花押)

長善寺

衣鉢閣下

1140

『嶋津』守右衛門尉彰久譜中」

文祿元年壬辰春、秀吉公雖有可渡海于朝鮮國之命、彰

久在病床、同二年癸巳五月十一日渡朝鮮國、同六月十一

日入津釜山海、十四日コチャハン在陣也、七月三日キン

ムイ在陣也、町田傳右衛門供奉、

六月十四日彰久寄書於清水、其文曰、

1141

過つる十一日ニふさんかいへたやすく入津申候て、今日

十四日こちやハンニつき申候、しよへんいまゝてハ仕合

よく候、石田殿などへハさしいて不申候へ共、さためて

しあハせよく候するかと存候、又々きく壽かいふんく

手ならひ申へく候、去なからこゝもとへさいく手火矢

の音きこへ、さやうニ候とぶち馬・やぎ・ひつじ・ろ馬

など、其外いろくめつらしきものとも、もとめ候てお

き候へとも、とをありき申候と、進し申ましく候、かいふ

んく手ならひ申候やう、御分別あるへく候、又々池上

様へこゝもとたやすくつき申候よし、次之折ふしハおほ

せこされ候て、めてたく可存候、いそきのま、如此く、

かさねてく、

六月十四日

「彰久ノ幼名也」
又四

うちは、へ

參

1142

『嶋津家文書』

對富川肥後守御折紙拜見申候、如仰もくそ就御成敗、各

打出申候、然而貴所事、其元可有御番之由候、御存分者

尤ニ候得共、何も同前之儀ニ候間、奉行衆分申ニ御任候

而可然存候、我等事一兩日可罷越候間、萬々可申談候、

恐々謹言、

「朱カキ」
「文祿二年」

六月十五日

備前宰相

秀家(花押)

羽兵 御陣所

猶く先手罷越候間、御用之儀候者被仰越、不可有疎意候、

「義弘公御譜中、正文在野田休右衛門トアリ」

「義久公御譜中」

「正文在指宿衆海江田貞左衛門豊行」

豊後國事、今度御藏入被仰付候、然處百姓逃走之由被聞召候、沙汰之限曲事ニ候、急度可還住之旨申付、送候て可返候、実く不立歸ニ付て者、百姓之事者不及申、拘置候在所共ニ可被加御成敗候、此旨分領中堅可申觸候、不可由断候、猶山口玄番頭可申候也、

「朱カキ」

「文獻二年」六月廿日



（秀吉朱印）

薩广

大隅

日向

嶋津義久

留守居中

1144 「久保公御譜中」

「正文在加治木衆城權右衛門」

御ゆかしき折ふし、たより候て申入候、この比ハきちうたるへきとそんし候つるニ、ミやうねんの春までとうりうたるへきよし、おふせいたされ、年をこし申へきゆうに候、さてくはてしなきたひ、つかれはてたるてい、御すもし候へく候、さりなからなに事なく候、御心やすかるへく候、かさねて申へく候、かしこ、

「朱カキ」
「文獻二年カ」六月廿日

誰くニも
より
（久保）
又一郎

1145

「義弘公御譜中」

「正文在加治木衆城權右衛門經秀」

其のちおとつれなく心もとなふこそ候へ、仍久四郎しやうらくのよし聞候、いか、調候哉、たよりのおりふしハ、たれく、供つかまつり、打立の時分、又京大坂の間いつかたへ堪忍候や、こまくうけ給たく存計ニ候、

一此たひもくそはんくはん御せいはいとして、をのく

あか國へうちいられ候、われら事ハからかうらいの人衆指合候みち筋の城に御はん仕候へと、あきのたん正殿・もりいきのかミとの・かとうかすへのかミとのたん合を以おほせつけられ候、其のちの御しゆいんニ、しろせめの人數としてきてにまいるへき人衆のかきたてに、我等も入申候、其ふんに候ハ、日夜のふしんたるへきと申事に候、

一むすめへもいつとなきたひと、おひのなミも立かさなるニ付、いよくめつらしく存候、何とて此ころハことつてなどもなく候やおもひまいらせ候、それよりねんころに御心得有へく候、

一久四郎しやうらくニくうしん供いたす由聞え候、大炊助兄弟も此方ニ罷わたり候之あひた、心遣これより推はかり候、去ながら一入けんこにふうくう申候間、心安かるへく候、此よし肱枕女房へも心得有へく候、か

しこ、

〔朱力キ〕
〔文獻二年〕六月廿二日

宰相殿

義ひろ

「正文在加治木衆城權右衛門」

猶以乍重言、供衆已下之仕置等可難成儀候へ共、内々無油断用意肝要ニ候、將又 竜伯様御渡海被成之由聞候、然處及遅く何共笑止候、大友殿・忠永・波多三河守殿此衆様子承及付、とても御事ニ、早く御渡海候かしとの我等心遣此一事ニ候、爰元之様躰萬端後便ニ可申候、已上、

其已後者無音之至候、仍久四郎之事上洛ニ相定候之由聞候、如何相調候哉承度候、

一今度もくそ爲御成敗、各赤國へ被打入候、我等事者唐高麗人數指合候道筋之城ニ可致在番之由、淺野彈正殿・毛利壹州・加藤主計頭殿以談合被仰付候、雖然其後之御朱印ニ、先手城攻之衆ニ被仰付之由、書置ニ見え申候、於其分者夜白可爲普請候之處、道具等一圓從國元不參候而、諸人ニ仕後可申事迷惑ニ存計候、

一貴所渡海有度之由、先書ニ見え申候、爰元見合候て、自是注進可申候、當時者任世も石田殿へ差遣候間、歸着次第供衆等之儀迄も致談合、後便ニ可申越候、

一朝鮮馬ハ中くのれず候間、何としても日本馬を可被相渡候、

一手鍵ハ、頃其方より參候鐘よりハ、餘人之鐘ハ少短候、
爲御心得候、

一 刀者、二柄共ニのし付ニ被作候者可然候間、納殿衆鳥
丸兵・野添帶ニ可被仰付候、

一 内ト無油断道具已下之用意、右之人衆ニ可被仰付之事、
一 先度も如申候、貴所事御酒參候てハ不可然候、何と人

ト強申候共、一滴參間敷候、殊生なからの徳を持候處、
少も稽古あかり候てハ、天魔破句之業たるへく候、何

事も御酒故惡事者出來物にて候間、申事候、猶期後喜

候、恐ト謹言、

〔朱力字〕

〔文應二年〕六月廿二日

義弘(花押)

(家久)
又八郎殿

1147

〔義弘公御譜中〕

諸將共爲攻晋州城、文祿二年六月既以進發、加藤清正・

小西行長爲前鋒、毛利秀元向一方、小早川隆景・黑田長

政・淺野彈正・伊達政宗等屬焉、浮田秀家向一方、鍋島

直茂・長曾我部元親・蜂須賀家政・立花宗茂等屬焉、凡

軍兵六萬餘人也、晋州之爲城也大江在前、三方嶮危石壁

峻矣、矢棚構矣、牧司率朝鮮兵二萬而守焉、時劉綎帥師

來陳于大兵府、諸將皆謂、可難輒拔之、然而恐、秀吉公

之宸怒、且爲雪前日之耻、故勵志爭進、秀元向西方、秀

家向東方、加藤・小西・黑田・淺野向城面、或梯、或楯、

或竹束、或熊手以備攻具、是亦清正怒行長之主和議送還

兩王子拋其大功、而欲屠晋州破其和謀、故先衆而進、使

步卒傾發高檣、其後清正壓衆攻城、城中見之少騷、黑田

・伊達亦進、城兵強防之、秀元自西方急擊攻入、城中遽

騷皆遁走、被殺者一萬五千三百人、其餘或僵死于巖上、

或溺死于河中、凡城兵致死者二萬五千餘人、城主牧司逃

于林藪而隱焉、秀家之臣岡本權丞搜之、斬首而歸問于生

口、生口曰、是牧司首不可疑矣、由是淹其首於鹽遣于名

護屋、秀吉公大悅矣、此時其先入城也、加藤・小西・

黑田其功勞相同、然而清正破城面之高檣而城亂、故以清

正爲第一功、政宗以寡兵渡海而竭軍忠、秀吉公賞之賜

感書、秀元率大兵自西方急入、故其得首級多於諸將、晋

州者朝鮮寶器多納焉、當地之陷也、箕子世世相傳之重器

多燒失、諸將相會語晋州先鋒之事、時黑田長政進曰、我

爲先登何人相爭乎、清正召其臣飯田角兵衛而問之、飯田

曰、我先入城斬一首而出、時與長政始相逢、何事長政可

爲前登乎、長政徐曰、爲軍將者之先登非我而誰歟、清正

笑曰、信然、時人皆以晋州城陷爲奇捷、

1148 「又七郎豊久譜中」

文祿二年癸巳、諸將共去王城、陣慶尙道諸所、同六月、日本之軍衆十三萬餘進、攻慶尙道晋州城、丁將陷之時、豊久之馬驗先諸將入城中、横目片桐主膳正・藤懸三河守座兩所記先後、落城之後兩輩合所以記之書、各以無有少違、以故施聲譽於軍中、此時家臣山下周防・坂元伴助遂戰死也、

1149 『雜抄』

文祿二年六月廿日

一豊後國之事、今度御藏入被仰付候、然處百姓逃去之由被聞召候、送可返旨、且抱置候在所可被加御成敗旨、御朱印有之候事、

薩广・大隅・日向嶋津義久留守居中与宛書有之也、

一文祿二年六月廿二日、義弘公方又八郎様江被遣候御狀

ニ、

一刃者二柄共ニのし付ニ被作候者可然候間、納殿衆鳥丸兵・野添帶ニ可被仰付候、

一内々無油断道具已下之用意、右之人衆ニ可被仰付候事、と相見得候、

右、鳥丸兵部少輔・野添帶刀長ナルヘシ、

1150 「征韓傳略」

一六月

二十日、沈惟敬移書城中、重諭空城避鋒之意、是日我先鋒入州境、野史別錄、行長・清正爲先鋒、黑田長政・淺

野幸長偕先鋒、當城面一方毛利秀元爲將、小早川隆景

・伊達政宗等屬焉向城西、宇喜田秀家爲將、島津義弘

・鍋嶋直茂・長曾我部元親・蜂須賀家政・立花宗茂等

屬焉向城東、凡六萬餘、征伐記・秀吉譜・黑田家記、城將遣人求援于劉

綰、綰終無出師意云々、

1151 「正文在鎌田氏」

尙以永采事、若輩と云、新參と云、置目等可申付事

一圓なるましく候、其故ハ如此大事之儀を、とかく

御侘など不申、たハけニて候、田代入道事よるの番

などこそなるましく候へ、ひるハ濟々御見廻可申之

由、堅可被申付候、

鹿兒島留主番之事、奥之儀ハ先納戸衆肝要ニ而候、左候
而外城外様之番衆ヘ茂、何事をも致糺明、納戸衆前より
可申付候処ニ、川上日向事おもてかたヘ用所之儀候故、
おくの番とちめさる之由候、田代入道事ハ老躰之間、夜
之番指置候、如此候ヘハ、定而永吉采女一人にておくの
番とちめ候之覽、若輩と云、一人にてハ可難成候、川上
日向おもてかたヘ遮而用所候て召仕候者、誰一兩人かハ
りとして被申付、備後入道ヘ談合仕、外城之番衆之糺明
をも致、おくの置目等も一之臺江可得御意事肝心候、此
分無油断可被申付候、恐々謹言、

「文應二年」

六月廿六日

竜伯(花押)

長壽院

町田出羽守殿

鎌田出雲守殿